

Ⅱ 資料紹介 Ⅱ

改正税法のすべて 昭和二〇年 Ⅱ

井 上 一 郎

（租税資料室  
研究調査員）

## まえがき

前号で、昭和二〇年の税制改正に関する解説を紹介する予定であったが、原稿の整理、手違いから、当時、大蔵書記官であった平田敬一郎氏の一編を紹介するにとどまった。本号では、前号で予定した解説を紹介する。なお、昭和二〇年の税法改正については、関係法令集の編さんも行われていないので、ここでは、改正法そのものをも収録して読者の参考に供することとした。前号と重複するが解説の目次を示すと次の通りである。なお、旧字体についてはできる限り現在の字体に訂正して収録した。また、明らかに誤りであると認められるものについてはこれは正しておいた。

## 解説篇

### 一 今次増税の概要

——今回第九次増税の内容及税制改正に就て—— 前号掲載

大蔵書記官 平田 敬一郎

### 二 新所得税法解説

無 署 名

### 三 法人税について

大蔵省主税局 吉本 恵

### 四 特別法人税

大蔵省主税局 市丸吉右衛門

### 五 営業税

大蔵省主税局 吉本 恵

- 六 遊興飲食税の改正について  
山口 善右衛門
- 七 臨時租税措置法の改正（未完）  
大蔵理事官 明里 長太郎
- 八 法人の申告納税制度  
大蔵理事官 明里 長太郎
- 九 法人の申告納税制度解説  
大蔵省主税局発表
- 一〇 個人の戦時災害減免とその手続  
大蔵省主税局 田口 卯一
- 一一 地方税法及地方分与税法中改正法律案要綱について  
内務事務官 奥野 誠亮

法令資料編

- 一 所得税法外一六法律中改正法律
- 二 所得税法施行規則外一〇勅令中改正ノ件
- 三 戦時災害国税減免法施行規則中改正ノ件
- 四 所得税法施行細則中改正（大蔵省令第一七号）
- 五 地租法施行細則中改正（大蔵省令第一八号）
- 六 家屋税法施行細則中改正（大蔵省令第一九号）
- 七 酒類価格規則中改正（大蔵省令第二〇号）
- 八 昭和一六年大蔵省令第四二号中改正（大蔵省令第二一号）

- 九 昭和一六年大藏省令第六七号中改正（大藏省令第二二号）
- 一〇 昭和一九年大藏省令第六三号中改正（大藏省令第二三号）
- 一一 明治三二年大藏省令第五号中改正（大藏省令第二四号）
- 一二 臨時租税措置法施行規則中改正（大藏省令第二五号）
- 一三 昭和一二年大藏省令第四一号中改正（大藏省令第二六号）
- 一四 国税徴収法施行細則中改正（大藏省令第二七号）
- 一五 昭和二年閣令第三号中改正（大藏省令第二八号）
- 一六 地方税法及地方分与税法中改正法律
- 一七 地方税法及地方分与税法中改正に関する件依命通牒



解

說

編

改正税法のすべて 昭和二〇年Ⅱ

細目次

まえがき……………三八五

解説編

新所得税法解説……………無 署 名…三九三

一 分類所得税の税率の引上……………三九四

二 看做配当所得に関する課税方法の改正…三九七

三 水産業所得に対する課税方法の改正…四〇〇

四 清算取引所得に対する課税方法の改正…四〇〇

五 丙種の事業所得に対する分類所得税の

徴収上の簡捷化……………四〇五

六 扶養家族及び保険料控除に対する特例…四〇六

七 所得調査委員会の会期の繰下……………四〇七

八 所得税の納期の改正……………四〇八

九 其の他所得税の取扱上の改正……………四〇八

法人税について……………吉本 恵…四一一

〔前 書〕……………四二一

一 税率の引上……………四二一

二 看做配当統合に依る清算所得課税の改

正……………四二二

特別法人税……………市丸吉右衛門…四一六

〔前 書〕……………四一六

一 税率の引上……………四一六

二 看做配当統合に依る清算剰余金課税の

改正……………四一六

営業税……………吉本 恵…四一八

遊興飲食税の改正に就いて……………山口善右衛門…四一八

〔前 書〕……………四一八

和式の旅館に於ける課税方法の改正……………四一九

税率の改正……………四二〇

課税標準の改正……………四二二

免税点の改正……………四二二

納税切符を使用せしむる料理店の範囲拡張…四二三

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 納税証紙の不貼用等に関する規定の改正            | 四二四 |
| 貸座敷に類する場所に対する課税規定             | 四二五 |
| 臨時租税措置法の改正                    | 四二六 |
| まきがき                          | 四二六 |
| 一 重要物産の製造設備等を増設したる場合の租税の免除    | 四二六 |
| 二 所得等の計算上の特例                  | 四二七 |
| (一) 施設補修準備金への繰入金に対する特例        | 四二八 |
| (二) 損金の繰延整理に関する特例             | 四三〇 |
| 三 生命保険会社の受くる株式の配当に対する分類所得税の軽減 | 四三一 |
| 四 長期貯蓄に対する分類所得税の軽減            | 四三二 |
| 五 小額預貯金の利子に対する分類所得税の軽減        | 四三五 |
| 六 金融機関に対する分類所得税の免除            | 四三六 |
| 七 新規払込の株式配当に対する分類所得           |     |

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 税の軽減                      | 四三八 |
| 八 寄付金に対する法人税の免除           | 四三八 |
| 九 企業整備等の場合の清算所得に対する法人税の軽減 | 四四一 |
| 一〇 企業整備等の場合の圧縮記帳の特例       | 四四五 |
| 法人の申告納税制度について             | 四四五 |
| 〔前書〕                      | 四四五 |
| 一 申告納税を為すべき法人             | 四四五 |
| 二 納付すべき税金及其の計算            | 四四五 |
| 三 納期限及納付の方法               | 四四六 |
| 四 申告、申請                   | 四四六 |
| 五 期限内に納付せざる場合の税額加算        | 四四七 |
| 六 税務署の決定及追徴還付             | 四四八 |
| 七 其の他                     | 四四九 |
| 法人の申告納税制度解説               | 四四九 |
| 法人の申告納税制度                 | 四四九 |
| 一 申告納税を為すべき法人             | 四五〇 |

|                                                         |     |                                   |     |
|---------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|
| 二 納付すべき税金及其の計算                                          | 四五一 | 税の全免                              | 四七〇 |
| (1) 納付すべき税金                                             | 四五一 | 二 住宅又は家財に付被害ありたる者に対する所得税の減免       | 四七一 |
| (2) 納付すべき税額の計算                                          | 四五二 | 一、賦課課税の所得に対する減免                   | 四七一 |
| 三 納期限及納付の方法                                             | 四五六 | 二、源泉所得に対する減免                      | 四七三 |
| 四 申告、申請                                                 | 四五六 | 三 戦時災害に因り死亡したる場合の所得税及び営業税の減免      | 四七三 |
| 五 税額の加算                                                 | 四五七 | 一、事業主（営業主）の死亡に因り事業（営業）を廃止したる場合の免除 | 四七四 |
| 六 税務署の決定及追徴還付                                           | 四六二 | 二、死亡したる者の勤勞所得に対する所得税の減免           | 四七五 |
| 七 税金納付迄の計画                                              | 四六二 | 四 所得（純益又は利益）計算上の特例                | 四七六 |
| 個人の戦時災害減免税と其の手續                                         | 四六四 | 五 減免等の申請とその手續                     | 四七七 |
| はしがき                                                    | 四六四 | 地方税法及地方分与税法中改正法律案要綱について           | 四七九 |
| 一 所得の基因たる資産又は事業（營業）の用に供する資産に付被害ありたる場合の所得税、營業税及び臨時利得税の減免 | 四六五 |                                   |     |
| 一、本規定適用範圍                                               | 四六五 |                                   |     |
| 二、減免税額の計算                                               | 四六八 |                                   |     |
| 三、少額所得者に対する所得税及び營業                                      |     |                                   |     |

|                                                         |     |                                   |     |
|---------------------------------------------------------|-----|-----------------------------------|-----|
| 二 納付すべき税金及其の計算                                          | 四五一 | 税の全免                              | 四七〇 |
| (1) 納付すべき税金                                             | 四五一 | 二 住宅又は家財に付被害ありたる者に対する所得税の減免       | 四七一 |
| (2) 納付すべき税額の計算                                          | 四五二 | 一、賦課課税の所得に対する減免                   | 四七一 |
| 三 納期限及納付の方法                                             | 四五六 | 二、源泉所得に対する減免                      | 四七三 |
| 四 申告、申請                                                 | 四五六 | 三 戦時災害に因り死亡したる場合の所得税及び営業税の減免      | 四七三 |
| 五 税額の加算                                                 | 四五七 | 一、事業主（営業主）の死亡に因り事業（営業）を廃止したる場合の免除 | 四七四 |
| 六 税務署の決定及追徴還付                                           | 四六二 | 二、死亡したる者の勤勞所得に対する所得税の減免           | 四七五 |
| 七 税金納付迄の計画                                              | 四六二 | 四 所得（純益又は利益）計算上の特例                | 四七六 |
| 個人の戦時災害減免税と其の手續                                         | 四六四 | 五 減免等の申請とその手續                     | 四七七 |
| はしがき                                                    | 四六四 | 地方税法及地方分与税法中改正法律案要綱について           | 四七九 |
| 一 所得の基因たる資産又は事業（營業）の用に供する資産に付被害ありたる場合の所得税、營業税及び臨時利得税の減免 | 四六五 |                                   |     |
| 一、本規定適用範圍                                               | 四六五 |                                   |     |
| 二、減免税額の計算                                               | 四六八 |                                   |     |
| 三、少額所得者に対する所得税及び營業                                      |     |                                   |     |

## 新所得税法解説\*

今回の所得税法の改正は、決戦下避くべからざる諸経費の増昂に対処して国庫収入の増加を図ると共に、最近に於ける通貨、金融等の諸情勢に顧み、戦時経済の円滑なる運営を図る為、国民購買力の吸収に資し、一面最近に於ける税務機関の手不足等に対処して極力官民相互の手数を省略せんとしたものである。此等の目的の爲には、国民税或は戦勝税的な国民全体が租税負担に應じ得るやうな新税も一応考慮せられたのであるが、苛烈なる戦局下且つ税制の根本的改正を行つて以来未だ数年を経ざる今日、租税制度を改廃することは如何かという点も考慮せられた結果、現行法の下に於て出来得る限り上述の趣旨に添うよう、先づ分類所得税に付、税率を相当程度引上げ以て増収の目的を果し、水産業所得の計算方法の改正、清算取引所得の源泉課税、看做配当に対する課税方法及び所得税の納期等の改正に依り官民間の事務の簡捷を図ることとし、尚扶養家族及び保険料控除の特例等に依り、増税後の国民負担の緩和に資せんとしたのである。

綜合所得税に付ては、分類所得税の税率の引上との關係上、最高税率の關係もあり今回は引上を為さざることとし、ただ看做配当に対する課税が主として法人の清算所得として源泉課税せられることとなつた關係上、綜合所得税の課税に際し一定の控除を為したる所得額を他の所得と綜合して課税することとしたのである。

以上が今回の改正の趣旨及び目標であるが、各条項の説明に入るに先だち、改正の要点を摘記して置こう。

(一) 今類所得税の税率が原則として百分の三程度引上げられたこと、尚預貯金の利子等に対する税率の整理統合の行われたこと。

- (二) 法人の合併、解散等の場合に於ける株主等の支払を受ける所謂看做配当所得に対する課税が原則として法人の清算所得中に包含せられたこと、尚看做配当として個人の課税されるものに付ては、綜合所得税の課税に当り五分五乗の方法に依る課税を廢し、一定額を控除して總所得金額に綜合課税することに改められたこと。
- (三) 水産業所得に対する課税が、従来前三年間の平均額に依り課税されたものを前年中の実績に改めたこと。
- (四) 株式の清算取引所得に対する課税が、従来前年の実績に依り一ケ年間の損益を通算して課税されたものを、取引の都度其の差益より必要の経費を控除して計算したものに依り源泉課税することに改めたこと。
- (五) 扶養家族及び保険料控除に付、申請なき場合に於ても控除の特例を認めたこと。
- (六) 所得調査委員会の調査期限を一ヶ月繰下げたこと。
- (七) 所得税の納期を短縮し、従来四期の納期を二期に改めたこと。以上の如くである。

## 一 分類所得税の税率の引上

今回の増税の趣旨が国庫収入の増加を図り、戦時財政を強化する為に企図せられたものであることは、前にも述べた通りであり、従って増収額を国税中の何れの税種に求むるやは、国税制度中最も重要な地位を占むる所得税に重点の置かれることは当然である。昭和一五年に於ける税制の根本的改正以来、戦局の進展に伴い相重いで行われた増税中常に所得税が其の中樞を為していることは周知の通りであつて、昭和一五年度に於ける所得税収入総額一四億八千八百余万円ものが、昭和二〇年度予算額五四億一千七百余万円となり、其の増加額三九億二千九百余万円であつて、如何に其の増徴額の大きなかが窺はれるであらう。

今回の所得税の増徴は主として分類所得税の税率の引上に目標を置き、税率を原則として百分の三引上げ総税額に於て二割程度の増収を図ることとしたのである。即ち次表に示す通り勤労所得に付ては百分の一五の税率を百分の一八に、事業所得に付ては百分の一八を百分の二一に、株式配当等に付ては百分の一九を百分の二二に引上げたのである。唯、不動産所得に付ては現行税率は百分の二一であるが、他の資産所得との権衡、此の所得が連年増徴率の多かつた点等に顧み百分の二三に引上げることとし、又、元本五千円以下の預貯金の利子に付ては、百分の五を百分の七に、百分の二の増徴に止めたのである。又元本五千円を超える銀行貯蓄預金、市町村農業会貯金、産業組合貯金、市街地信用組合貯金等の利子に付ては、従来は一般銀行預金の利子より百分の五低い税率に依り課税して来たのであるが、最近に於ける此等預貯金等の実情に顧み、この区分を要さざるものと認めらるるを以て、これを一般銀行預金と同率の課税を行うことにした。又投資信託の利益に付ては、従来普通の金銭信託の利益等と同率に依り課税して来たのであるが、投資信託は主として株式に対する投資に依り収益を挙ぐることを目途とするものであるが、其の一部は国債、社債等に投資しつつあり、最近の収益率も大体四分二、三厘程度で、確定利付債権とも考えられ、又一般の株式投資と異なり当該株式を自由に処分することを得ざるものなる点等を考慮し、株式配当より、若干低めの百分の二一の税率に依り課税することに改めた。

尚看做配当に対する税率は、負担の軽減及び課税方法の簡素化を図る趣旨の下に、従来の総合所得課税の場合の五分五乗の方法に依る税率を適用することを改正し、所得金額に於て斟酌し、収入金額の一〇分の五に相当する金額より千五百円を控除したる金額（三千円迄は現行通り非課税）を一般の所得と合算して総合所得税を課税することとしたのである。

次に清算取引所得に対する税率に付てであるが、此の所得は従来株式の清算取引に因る一ヶ年間の損益を通算して、三千円の基礎控除を為したる後の所得金額十万円以下百分の三五乃至三〇万円超百分の六五の累進税率に依り課税せられたのであるが、清算取引所得の性質及び事務簡素化の趣旨に依り一取引毎に利益ありたる都度（百円未満のものは非課税）一万円以下百分の五乃至五万円超百分の二〇の極く軽度の累進税率に依ることに改められた。

以上税率の引上状況を一覧表にして見ると次の通りである。

分類所得税率新旧一覽表

| 種別     | 区                                                       | 分 | 現行税率 | 改正税率 |
|--------|---------------------------------------------------------|---|------|------|
| 一、所得税  |                                                         |   | %    | %    |
| 不動産所得  | 六百円以下                                                   |   | 一九   | 二二   |
| 配当利子所得 | 六百円超                                                    |   | 二一   | 二三   |
|        | (イ) 税法第一条該当事分                                           |   |      |      |
|        | (一) 国債ノ利子                                               |   | 二三   | 一六   |
|        | (二) 国債以外ノ公債、<br>政府保証社債ノ利<br>子及利益若ハ利息<br>ノ配当又ハ剰余金<br>ノ分配 |   | 一九   | 二二   |
|        | (三) 元本五千円超ノ銀<br>行貯蓄預金、市町<br>村農業会貯金等ノ<br>利子              |   | 一五   | 二三   |

甲

種

|                                                           |    |    |
|-----------------------------------------------------------|----|----|
| (四) 元本五千円以下ノ<br>銀行預金、市町村農<br>業会貯金等ノ利子<br>及特定合同運用信<br>託ノ利益 | 五  | 七  |
| (五) 其ノ他                                                   | 二〇 | 二三 |
| (イ) 施行地外居住者分                                              |    |    |
| (一) 国債ノ利子                                                 | 二三 | 一六 |
| (二) 国債以外ノ公債、<br>政府保証社債ノ利<br>子                             | 一九 | 二二 |
| (三) 元本五千円超ノ銀<br>行貯蓄預金、市町<br>村農業会貯金等ノ<br>利子                | 二五 | 二三 |
| (四) 元本五千円以下ノ<br>銀行預金、市町村農<br>業会貯金等ノ利子<br>及特定合同運用信         | 五  | 七  |

| 山林所得  | 勤勞所得                        | 丙種  | 甲種及乙種 | 事業所得 | 乙種 | 託ノ利益                          |         |
|-------|-----------------------------|-----|-------|------|----|-------------------------------|---------|
|       |                             |     |       |      |    | (五) 利益若ハ利息ノ配<br>当又ハ剩余金ノ分<br>配 | (六) 其ノ他 |
| 二千元以下 | 施行地外居住者ガ内地法人<br>ヨリ受クル利益処分賞与 | 千円超 | 千円以下  |      |    | 三六                            | 二〇      |
| 一五    | 三三                          | 一五  | 一八    | 一五   |    | 三九                            | 二三      |
| 一八    | 三五                          | 一八  | 二一    | 一八   |    |                               |         |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 退職所得    |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 清算取引所得  |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 二千元超    |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 四千元     |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 二万円     |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 四万円     |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 十万円     |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 二万円以下   |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 二万円超    |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 十万円     |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 五十万円    |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 十万円以下   |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 十万円超    |
|       |                             |     |       |      |    |                               | 三十万円    |
| 六五    | 五〇                          | 三五  | 六〇    | 四〇   | 二五 | 二〇                            | 二五      |
| 五〇    | 一五                          | 一〇  | 一五    | 一〇   | 一五 | 一〇                            | 二〇      |
| 二五    | 一〇                          | 五   | 一〇    | 五    | 五  | 五                             | 一五      |
| 一〇    | 五                           | 〇   | 五     | 〇    | 〇  | 〇                             | 一〇      |
| 五     | 〇                           | 〇   | 〇     | 〇    | 〇  | 〇                             | 五       |
| 〇     | 〇                           | 〇   | 〇     | 〇    | 〇  | 〇                             | 〇       |

## 二 看做配当所得に関する課税方法の改正

法人が解散したる場合の残余財産の分配として株主、社員等の受ける金額が其の株式の払込済金額を超過する場合又は法人が合併した場合の交付株式及び合併交付金等の金額が、株式の払込済金額を超過する場合の過超金等は、所謂看做配当として分類所得税に付ては一般の配当と同様の課税を受け、総合所得税に付ては他の所得と区分し五分五乗の方法に依り課税せられたのであるが、本所得の性質上こうした課税を行うことは負担関係、手数等の見地から見

て必ずしも適當でないので、今回の改正に於ては、昭和一五年の改正前に於ける課税方法と同様な課税を行うこととし、原則として所得税としての課税を廃し、法人の清算所得に対する法人税又は特別の法人の清算剰余金に対する特別法人税に統合して、左の税率に依り課税することに改められた。

(イ) 清算所得に対する法人税

積立金又は法人税法其の他の法律に依り法人税を課せられざる所得より成る金額

百分の二十六

其の他

百分の四十八

(ロ) 清算剰余金に対する特別法人税

積立金より成る金額

百分の二十六

其の他

百分の四十二

所得税を課せられざる法人のみを以て組織する特別の法人の清算剰余金に対する特別法人税は、清算剰余金中積立金より成る金額以外の金額の百分の二十二

看做配当所得に対する課税は、右に述べたように原則として法人の清算所得に対する法人税等に統合して課税せられることとなったのであるが、株式の消却又は出資持分の減少等の場合、株主又は出資者の受くる金銭が其の株主の払込済金額又は出資金額を超過する場合の看做配当に付ては、従来通り配当所得としての課税を受けるのである。但し前にも述べた通りこの所得に付綜合所得税を課税する場合は、五分五乗の方法に依り課税されたのであるが、所得金額に於て斟酌し収入金額の五割相当金額から千五百円を控除し、一般の所得と合算して綜合所得を課することとしたのである。

尚本所得に対する課税方法の改正に伴う経過的な措置は左の通りである。

(一) 法人の解散又は合併に因るもの

昭和二〇年四月一日以後に於て解散又は合併した法人等に他ては改正法に依り、法人税又は特別法人税を課税する。

昭和二〇年三月三十一日迄に解散又は合併した法人等の看做配当に付ては、改正法施行後に於て支払を為したるときと雖も、従前の所得税法の規定を適用し、改正前の税率に依り支払の都度分類所得税を源泉課税し、尚前年三月より其の年二月迄の収入金額に付五分五乗の方法に依り、綜合所得税を賦課する。但し納期は改正後の八月及び翌年一月の二期である。

分類所得税に付改正前の税率を適用することとしたのは、課税方法の改正と同時に負担を緩和したるとの権衡を考慮したものである。

(二) 株式の消却、退社等に因るもの

此等の所得は従前通り看做配当として課税するものであるが、分類所得税に付ては、改正法施行前に於ける株式の消却、退社等に因るものは改正前の税率に依り課税し、改正法施行後に於ける株式の消却、退社等に因るものに付ては、改正後の税率に依り課税する。

綜合所得税に付ては、改正法施行前に於ける株式の消却、退社等に因るものは五分五乗の方法に依り収入金額に対し課税し改正後に於ける株式の消却、退社等に因るものは、右と区分し、改正法に依り収入金額の一〇分の五に相当する金額から千五百円を控除した金額を一般の所得と合算して課税する。納期は何れも改正後の八月及

び翌年一月の二期である。

### 三 水産業所得に対する課税方法の改正

水産業即ち主として漁業の所得に付ては、本所得が比較的損益常ならず、年に依り豊凶に相当の変動がある等の關係から、昭和一五年の改正に於て、前三年間毎年収入金額より必要経費を控除したる金額の平均額に依り課税することとせられたのであるが、近年水産業所得が逐次減少しつつある傾向にあり、従来の計算方法を以てしては負担が過重となる場合も考えられるので、最近の実情に即し、他の一般の事業所得と同様前年の実績に依り課税することとし、課税の簡易化と負担の適応を図ったのである。而して今回の改正が水産業所得に対する負担の緩和にある關係上、右の如く前年の実績に依り計算する方が返って負担が重くなるような場合には、過渡的な措置として昭和二〇年分に限り前三年間の所得の平均額以下に斟酌して課税することに取扱われる。

### 四 清算取引所得に対する課税方法の改正

株式の清算取引所得は従来株式の清算取引に因る一ヶ年間の損益を通算し、其の所得金額より三千円の基礎控除を為したる後の所得金額に対し、相当高率の課税が行われていたのであるが、元来清算取引所得は其の性質上一時的所得たるの色彩強く、損益常ならざる点他の所得と著しく其の性質を異にし、所得税の本質たる一定期間内に於ける損益を通算したる純所得に対し翌年に於て課税する原則に従うことは往々にして納税困難を生ずる場合もあり、又課税資料の作成等に相当大なる手数を要し、官民相互の手数も亦尠からざるものがあつたので、これ等の点に顧み且つ又

納税者の納税上の便宜、課税技術上の簡捷等を考慮し、取引一決済毎に利益ありたる都度、源泉課税の方法に依り取引員等利益の支払者が、利益の支払の都度天引課税することに改めたのである。ただ損益の通算を為さず利益ありたる都度、其の所得に対して課税し損金を控除せざる不合理は免れ難いので、此の点に付ては、これが為に負担の過重を来すことなきよう十分の考慮を払い取引一決済毎の所得金額を百円未満なるときは課税せざることとした外、税率に於てもこれを斟酌し、前に述べたように百分の五乃至百分の二〇の極く低率に依り課税することにしたのである。尚株式の清算取引を為す營業者又は清算取引の常業者に付ては、翌年に至り甲種又は乙種の事業所得として課税される訳であるが、この場合に於ては、前年中に納付したる清算取引所得に対する分類所得税額は、事業所得に対する分類所得税額又は綜合所得税額よりこれを控除することとし、以て負担過重に陥るが如きことなきよう適切な措置が採られている。

右の場合に於て控除すべき分類所得税額の計算は左記の通りである。

(一) 前年中に納付したる清算取引所得に対する分類所得税額を甲種又は乙種の事業所得より控除する場合の計算は、結局徴収すべき税額より控除することとなる關係上、扶養家族及び保険料控除額を按分する必要があるが、これは此等の控除額を控除を受くべき所得額に應じて按分して事業所得に対する分類所得税額より前年中に納付したる清算取引所得に対する分類所得税額を控除するのである。

(二) 綜合所得税額より控除すべき前年中に納付したる清算取引所得に対する分類所得税額は、右の事業所得に対する分類所得額より控除を為したるも尚不足ある場合に限り控除が認められるのであって、この場合の控除税額は、綜合所得税額中株式の清算取引に因る所得に対する税額を超えることを得ないことに定められているのである。

って、従つて清算取引に因る所得に対する税額と、その他の所得に対する税額とを按分することを要するのであるが、この按分方法は、清算取引所得の総所得金額に対する割合を、綜合所得税額に乘じて計算するのである。尚清算取引所得に対する取扱上注意すべき点を列挙すると左の通りである。

一 清算取引所得の計算に付「取引一決済毎の収入金額」というのは、転売買戻又は受渡を基準として銘柄別に一日を計算単位として、損益を計算したる場合の収入金額を謂うことになっている。例えば数銘柄の株式が各異つた限月に依り買付けてあつた場合、其の中の一銘柄に付転売決済が行われたとすれば、その銘柄に付（若しこの場合同日中に同一銘柄の株式に付決済があれば換益を通算する）損益を計算することになるのである。こうして計算した差益金額から、其の株式の取引に要した委託手数料及び当該株式に取引に対する取引税を必要経費として控除した所得額が、課税標準額になるのであつて、この所得金額に一円未満の端数があるときは之を切捨て計算することになる。

二 数個の株式の売買取引の委託があつた場合に、何れの株式に付決済が行われたかの判定は右の例の場合若干疑いがある。そこで委託者及び取引員の取扱上の便宜をも考慮し、委託者より指定のありたるときはこれに依り、其の他の場合は売付又は買付日の順序に従つて判定する。

三 法人の爲したる株式の清算取引に因る所得に付ては、清算取引所得に対する分類所得税は課税されない。従つて法人たる取引員が自己の計算に依り爲した清算取引に因る所得も非課税である。尤もこの損益と雖も法人の所得の計算上総益金又は総損金に計算されることは勿論である。

四 右に依り法人に対しては清算取引所得に対する分類所得税は課税しないことになるので、若し法人其の所得税を

課せられざる者か、株式の清算取引を委託する場合には、其の取引が所得税を課せられざるものの取引なることを徴収義務者たる取引員に知らしむる必要がある。そこで、この場合には当該取引が法人其の他所得税を課せられざる者の委託したるものなることを明瞭ならしめる書面を提出せしめることになっている。当該取引に因る損益が法人の損益中に包含せられあるや否は時々税務署の調査に依り検討せられることとなるであらう。

五 株式の清算取引に付売方の現品提供又は買方の金員の提供に因り決済される場合があるが、この場合には取引の実情に顧み売付又は買付の日より七日以内に決済したるものであって、一株の差益金額五円未満のものに付ては当分の内課税しないことになっている。

六 株式の清算取引を為す個人に在りては、其の者が営業者又は常業者であつて、当該清算取引に因る所得に付翌年甲種又は乙種の事業所得として課税される場合にも、一応清算取引所得に対する分類所得税を源泉徴収されることになるのであるが、翌年甲種又は乙種の事業所得として課税するものはなるべく小範囲に止める方針であつて、何れの者を甲種又は乙種の事業所得として課税するかは、所轄税務署に於て、取引員統制組合の意見を徴した上、毎年一二月（本年分に付ては四月中）にこれを定め関係税務署に通報することになっている。

七 前年中に納付した清算取引所得に対する分類所得税は、当該所得に付翌年賦課課税せられる甲種又は乙種の事業所得に対する分類所得税額より控除せられる訳であるが、この場合扶養家族及び生命保険料の控除額があるときは、当該控除額を不動産所得、事業所得、乙種の勤労所得に対する算出税額合計に対する甲種又は乙種の事業所得に対する算出税額の割合に依り按分して之を計算する。

八 株式の清算取引に因る所得に付甲種若は乙種の事業所得に対する分類所得税又は総合所得税を課する場合に於て

は、前年中に納付したる清算取引所得に対する分類所得税額を控除することになって、右の控除を受けんとする者は所得の申告と同時に、申請書を所轄税務署へ提出せねばならないことになっているが、この場合には前年中に納付したる清算取引所得に対する分類所得税額に関する徴収義務者の証明書を、添付せしむることになっている。

九 清算取引所得の計算上認められる必要経費は、前に述べたように当該取引に付納付する取引税及び当該取引の委託に付支払ふ委託手数料に限られるのであるが、株式の清算取引に因る所得に付、甲種若は乙種の事業所得又は総所得を計算する場合に於ける必要経費は、右の外当該所得を得るに必要な経費の総てを包含するものであるから注意を要する。

一〇 株式の清算取引に付実物の受渡に依り決済を為したる場合に於て、売買約定金額が、当該株式の受渡の時に於ける価額と異なるときは、其の差換益は、株式の清算取引に因る甲種若は乙種の事業所得又は総所得の計算上収入金又は必要経費として算入する。

右に依り徴収した税金は、其の月分を翌月十日迄に最寄の日本銀行の本店、支店又は代理店に払込を要するのであって、払込に当っては払込書（所得税法施行細則第一号書式）及び計算書を添附することを要する。

（七） 当本所得の課税方法の改正に伴う経過的措施であるが、この改正規定は昭和二〇年四月一日以後に於ける株式の清算取引に因る所得に対し適用するのであって、三月三十一日迄に於ける株式の清算取引に因る所得に付ては、改正前の所得税法の規定に依り課税せられることになるので、昭和十九年中の清算取引に因る所得（一ヶ年分の損益を通算）に付ては昭和二〇年分として、昭和二〇年一月より三月三十一日迄の分に付ては、昭和二十一年分として何れも改正前の税率に依り課税されることになるのである。但し其の納期は今回の改正に依り八月及び翌年一月の二回となるのである。

る。

## 五 丙種の事業所得に対する分類所得税の徴収上の簡捷化

丙種の事業所得に対する分類所得税は、昭和一八年の改正の際創設されたのであって、日傭労務者等の報酬又は料金に付てはその支払額から一日三円の割合に依り報酬又は料金の支給期間に應じて算出したる金額、外交員、集金人等の報酬又は料金に付ては、その支払を受くべき金額の一〇分の三に相当する金額又原稿料、講演料等に付ては、その支払を受くべき金額の一〇分の二を控除した金額に税率百分の一五を乗じて税額を算出し徴収することになって居たのであるが、最近に於ける日傭労務者等に対する報酬又は料金等の支給の實情に顧み、旁々徴収義務者の事務簡捷等の趣旨から今回の改正に於ては、日傭労務者及び外交員、集金人等の報酬又は料金に付てはその支払を受くべき金額の三分の一を、原稿料、講演料等に付ては九分の二を控除した金額に改正税率百分の一八を乗じて税額を算出し徴収することに改められたのである。この改正に依り結局日傭労務者等の報酬及び料金又は外交員集金人等の報酬及び料金に付ては、支払金額に百分の一二を原稿料、講演料等に付ては支払金額に百分の一四を乗じて徴収税額を算出すればよいことになり、相当事務の簡捷を図り得ることと思われる。

右の改正に伴い丙種の事業所得に対する分類所得税の徴収高計算書も若干簡捷化せられ、従来の書式中支払総額欄が削除せられた。

## 六 扶養家族及び保険料控除に対する特例

扶養家族及び生命保険料の控除は、従来本人の申請を要件とし、賦課課税の所得よりの控除に付ては毎年一月三十一迄に所得の申告と同時に、所轄税務署に申請を要し、又甲種の勤労所得よりの控除に付ては毎年最初の給与の支払を受ける日の前日迄に支払者を経由して所轄税務署に控除の申請をなすことが絶対的要件であつて、この控除申請がなかつた場合、又は申請期限が遅れた場合、何れも控除が認められなかつた為偶々負担の均衡を失するような場合があり、特に最近に於ける屢次の増税に因り、其の負担は相当増加されるに至り、特に其の感が深いので、此の際これ等控除を認められなかつた者に対しても、税務署長に於て特殊の事情あり、控除するを適當と認めたる場合に於ては、特に控除の特典を認められることになつたのである。

而して税務署長に於て特別の事情ありと認め、扶養家族控除又は生命保険料控除の申請なき場合に於ても、控除を為し得る特別の事情は勿論其の实情に依り取扱われる。

(一) 賦課々税の所得に在りては、審査請求の期間内即ち決定通知書の送達を受けてから二〇日以内、源泉課税の所得に在りては、次の給与の支払日の前日迄に申出ありたるものにして、課税上弊害なしと認めらるるもの。

(二) 右の期限経過後に申出ありたるものと雖も、左に掲ぐるものに付ては特に控除を認められる場合がある。

(イ) 新規納税者にして控除申請の要あることを知らざりしものの内課税上弊害なしと認めらるるもの。

(ロ) 前年控除失格者にして一回の申請に依り当然爾後継続して控除せらるるものと漫然過信したるものの内課税上弊害なしと認めらるるもの。

(ハ) 法定期限内に申請の手段を終了せりと認めらるる者の申請にして、郵便集配、交通運輸の状況等の事情に依り若干日の提出期限を遅延したりと認めらるるもの。

(ニ) 其の他税務署長に於て特別の事由ありと認めたるもの。

尚本項の説明とは若干異なるが、今回の改正に伴い、改正前の税率に依り算出した税額に付扶養家族及び保険料控除を為すときは、徴収税額なきに至るべき者が税率の引上に因り新に納税義務を有するに至りたる場合の如きは、本年分（昭和二〇年分）に限り右に述べた特別の事情ありと認め、控除を認めることになっている。

## 七 所得調査委員会の会期の繰下げ

所得調査委員会の調査期限は、昨年の改正に依り五月三一日を四月三〇日に繰上げることになっていたのであるが、最近に於ける税務署の手不足等の実情から見て、税務の執行上此の繰上は相当困難と認められるので、従来通り五月三一日とし昭和二〇年分の調査委員会より適用することに改正せられた。従つて所得調査委員会は原則として五月三一日迄に終了することになる訳である。

但し別項戦時災害国税減免法の改正に依り所得調査委員会の会期、定数等に対し特例が認められることになっているのであって、特に過般相当大なる被害のあった、東京都の区の存する地域、大阪市、名古屋市内の税務署の如きはこの特例が認められることになるであらう。

## 八 所得税の納期の改正

賦課課税の分類所得税及び総所得に對する綜合所得税の納期は從來年額を四分して、六月、九月、十一月、翌年二月の四期（但し年額六〇円未満の小額のものに付ては九月及び翌年二月の二期）に徴収することになって居たのであるが、徴収事務の簡捷化等の趣旨に依りこれを總て年二回とし、第一期八月、第二期翌年一月に改めたのである。尚これと同時に納税者の立場に付ても考慮を払い營業税、臨時利得税、地租等の納期を改正し、相互の調整を図ることとなった。

## 九 其の他所得税の取扱上の改正

以上が本年の改正に於ける法令の大体の解説であるが、本改正と共に官民相互の事務簡捷の爲措置せられた所得税の取扱方等の改正は左の通りである。

(一) 法人の配当金等に對する払込方法の特例法人の利益若くは利息の配当又は剰余金の分配に對する甲種の配当利子所得に對する分類所得税は、支払者が支払の際これを徴収し、翌月十日迄に政府に納付することになつたのであるが、配当金等の支払の實情に顧みるときは、この取扱方では徴収義務者の手数が煩雜で、事務簡捷の趣旨からは寧ろ、支払確定の都度配当金總額に對し税額を算出して納税することが要望せられて居つたのであるが、甲種の配当利子所得に對する分類所得税が實際支払の際徴収すべき建前なりし爲、今日まで実行に至らなかつたのであるが、過般配当金等の支払方法が原則として振替払となりたる等の關係もあり、旁々徴収義務者の手

数を省略せしむる趣旨の下に、なるべく配当金等の支払の確定の都度一括してこれを払込みしむることにせられたのである。但し法令の建前はあくまで支払の都度徴収すべきものとなるのであるから、株主等に於て異議のあったような場合は支払の際徴収すべきである。

### (二) 法人の配当金及び看做配当金に対する支払調書の提出限度の引上

法人から受ける利益若くは利息の配当又は剰余金の分配に付ては、従来一回の支払金額一五円未満のものに付ては提出を省略することを認められて居ったのであるが、今回これ又事務簡捷の趣旨に依り、本年三月一日以後支払の確定するものに付、一回の支払金額三〇円（年六〇円）未満のものは当分の内支払調書の提出を要さざることとせられた。

次に看做配当（所得税法第八条の規定に依る利益の配当等）に付ては、今回の改正に依り、総合所得税の課税に当りては従来の五分五乗の方法を廃し、収入金額の五割相当額から千五百円を控除して、一般の所得と合算して総合所得税を課税する関係から、大体三千円未満のものは課税を受けないことになるので、これ又支払金額三千円未満のものに付ては、当分の内支払調書の提出を要さざることとし、以て決戦化に於ける事務簡捷の一助とせられた。

### (三) 無記名公社債利子に対する告知書の提出限度の引上

無記名の公債又は社債に付利子の支払を受くる者は、住所氏名、種類、利子金額等を支払者に告知することになつてゐるのであるが、従来これ等の利子受領金額一回一五円未満のものに付ては特に告知を要さざることと規定せられて居るのであるが、事務簡捷化の趣旨に依り差当り、本年二月一日以後に於て支払を受くるものに付て

は一回の受領金額三〇円未満のものに付ては告知を要せざることとせられた。

(四) 登録公社債又は郵便官署の保管に係る公社債の利子に対する告知書の省略

無記名の公債、社債に付利子の支払を受ける者の告知書限度の引上に付ては(三)に述べた通りであるが、無記名の公社債と雖も登録したるもの又は郵便官署の保管に係るものに付ては、実質上記名式のものと同様利子の支払を受ける者の住所氏名、利子金額等は判明するので告知の必要はないので、此の際、此等の者の告知は要さないことにしたのである。従つて此等の者に対しては、次に述べる事務の簡捷の趣旨に依り同一人に対する支払利子額三百円未満のものは、支払調書の提出をも要しないことになるのである。

(五) 預金の利子、合同運用信託の利益等に対する支払調書の省略限度の引上

登録したる公社債、郵便官署の保管に係る公社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益に対する支払調書は、従来これ等の利子又は利益にして同一人に対する支払金額年百円未満なるものに付ては、其の提出を省略したのであるが、今回の改正に因り元本五千円以下の預貯金等に対する甲種の配当利子所得に対する分類所得税の低率の適用等と脱み合せ、これが限度を支払金額年三百円(要求払預貯金、定期的預貯金は各別に合算してこれを判定)に引上げると共に、法人の支払を受けるものに付ては、支払調書の提出を要せざることとし以て提出義務者の事務の簡捷を図ることになった。

## 法人税について\*

大蔵省主税局 吉本 恵

今回の税制改正の趣旨及其の目的は（一）戦局の苛烈化に伴う戦費の増大に対応し極力租税収入の増加を図ること、（二）可及的に税制を簡素化すること、（三）企業整備其の他国策の遂行を容易ならしむる為租税上適当なる措置を講じたること等であつて、法人税法に付改正せられた点は、

### 一、税率の引上

### 二、看做配当統合に依る清算所得課税の改正

### 三、免税事業に対する免税期間の改正

の三点であつてその概要は次の如くである。

## 一 税率の引上

今回の増税に当りては、税率の混雜化を避くる為單純なる比例税率に依るものの引上げを為す事とし、個人に付ては臨時利得税及綜合所得税増税は、これを見合せて分類所得税に付てのみ増税することとし、法人に付ても同様臨時利得税の増税はこれを見合せて、法人税のみ税率を引上ぐることとなつたのである。

而して其の増税の率も分類所得税の増税が概ね百分の三程度なるとの權衡上、各事業年度の所得中法人税法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人に対する税率百分の三〇を百分の三三に、法人税法施行地に本店又は主たる事

務所を有せざる法人に対する税率百分の四五を百分の四八に夫々百分の三引上げ、清算所得に対する分の税率は事実上百分の三の引上げと異なっているが、これは後に述べる如く看做配当に対する課税を統合した為であつて、本来の清算所得に対する部分の税率は百分の三の引上が行われているのである。この点は更に後に説明することとする。

次に資本に対する法人税であるが、これは昨年の増税に当り千分の一・五の税率より一躍千分の三に倍額の増税が行われたので今回は増税を見合はすことになつたのである。

尚この増税は清算所得に対する分を除き昭和二〇年一月一日以後終了する事業年度より適用せられることとなっている。

## 二 看做配当統合に依る清算所得課税の改正

従来法人が解散した場合に於て其の残余財産の価格が解散当時の払込資本金額及積立金の合計額を超過する場合は其の超過額即ち清算期間中の所得及秘密留保の金額に対しては清算所得として法人税を課すると共に、株主、社員が払込株式金額又は出資金額を超えて残余財産の分配を受けた場合は其の超過額即ち配当金に相当する金額を看做配当として分類所得税及綜合所得税を課税して来た（所得税法第八条）のであるが、看做配当に対し綜合所得税の如く累進税率を以て課税することは諸種の事情より勘案し適当に非ずと認められるので、この際看做配当に対し累進税率を以てする課税を廃止し、比例税率に依る課税に改むると共に、税制の簡素化をも兼ねてこれを清算所得に対する法人税に統合し源泉に課税せられることとなつたのである。

而して改正後の課税方法は昭和一五年の税制改正前の課税方法と同様であつて改正前の看做配当が改正後の第一六

条第一項第三号の「積立金又ハ本法其ノ他ノ法律ニ依リ法人税ヲ課セラレザル所得ヨリ成ル金額」及「其ノ他ノ金額」の双方に相当し、改正前の清算所得が改正後の「其ノ他ノ金額」に相当し、即ち「積立金又ハ本法其ノ他ノ法人税ヲ課セラレザル所得ヨリ成ル金額」丈けが増加する訳である。

改正前は残余財産の価格より解散当時の払込済の資本金額及積立金額の合計額を控除して計算することとなっていたのであるが、積立金に相当する金額も看做配当としては課税すべき金額であるから、第六条を改正して積立金を控除すると云う条項を削除し、又法人税自体に於ては非課税である所得に付ても看做配当としてはこれ又課税すべきものであるから、第一五条の法人税を課せざる金額は清算所得より控除する旨の条文も同じく削除せられ、結局改正後の清算所得は本来の法人税に於ては非課税となる所得を含めた残余財産の価額より解散当時の払込済の資本金額のみを控除した金額に依るのである。

而して清算所得中「積立金又ハ本法其ノ他ノ法律ニ依リ法人税ヲ課セラレザル所得ヨリ成ル金額」と「其ノ他ノ金額」との区分は、先づ清算所得より非課税所得より成る金額即ち清算期間中に生じた国債利子の七割額等の非課税所得を控除し、其の残余の清算所得中積立金の範囲に於ては積立金より成る金額と看做し、曩に計算した非課税所得より成る金額と合算したものを「積立金又ハ本法其ノ他ノ法律ニ依リ法人税ヲ課セラレザル所得ヨリ成ル金額」とし、非課税所得を控除した残余の清算所得より積立金を控除した金額を以て「其ノ他ノ金額」とするのである。

尚法人が合併した場合の清算所得に付ても被合併法人の株式又は社員が合併法人より合併に因り取得する株式の払込済金額又は出資金額及金銭の合計金額が合併当時の払込資本金額を超過する場合の超過額が清算所得となり、其の中積立金に相当する金額と、積立金を控除した残額即ち「其ノ他ノ金額」とに区分し課税せられることは解散の場合

と同様である。

次に「積立金又は本法其ノ他ノ法律ニ依リ法人税ヲ課セラレザル所得ヨリ成ル金額」の税率百分の二六と、「其ノ他ノ金額」の税率百分の四八に付少しく説明を加うれば、前者の百分の二六の税率は、改正後の配当所得に対する分類所得税の税率百分の二二と、綜合所得税の平均税率（従来の課税実績に依る平均率）百分の四とを合計したものであり、後者の百分の四八は改正の後所得に対する法人税の税率即ち本来の清算所得に対する税率百分の三三と、看做配当に相当する税率百分の一五との合計税率である。看做配当に相当する税率を百分の一五としたのは、従来看做配当は清算所得中清算所得に対する法人税及清算純益に対する營業税を控除した残額即ち株主、社員の純手取所得が課税標準となっていたので、例えば清算所得を一、〇〇〇円とすればこれに対し法人税が百分の三三で、三三〇円に課せられ營業税が附加税共百分の八（附加税は制度税率に依る）で八〇円に課せられ都合四一〇円の税負担があるもので、これ等の税負担を差引たる五九〇円が従来の看做配当となっていたのである。この五九〇円に対し看做配当に相当する税率百分の二六を乗ずれば其の税額は一五三円四〇銭となり清算所得一、〇〇〇円に対し、一五三円四〇銭を課税すれば看做配当に対し百分の二六に相当する課税を為したことになるので一、〇〇〇円を以て一五三円四〇銭を除した百分の一五（端数は切捨）を看做配当に相当する税率とせられたのである。

尚この清算所得に対する改正規定は昭和二〇年四月一日以後解散又は合併したる分より適用せられ、それ以前の解散又は合併に因るものは改正前の課税方法に依り改正前の税率を以て課税せられるのである。

### 三 免稅事業に対する免稅期間の改正

法人税施行規則第六條に規定する重要物産の製造又は重要鉱物の採掘に依る所得に付ては其の事業を開始したる年及其翌年より三年間其の事業より生ずる所得に付ては法人税が免除せられることとなつていたのであるが、法人の事業年度は暦年と一致せざるものが多く、それが為事業年度の中途に於て免税期間が満了し課税部分と免税部分との区分を要することとなり計算上複雑であつた為、今回計算の簡易化を図る目的を以て免税期間を法人の事業年度單位に改めることとし、其の免税期間を重要物産の製造等免税事業を開始したる事業年度及其の翌事業年度開始の日より三年以内に終了する事業年度に於て免税事業より生ずる所得に対する法人税を免除することに改められたのである。その結果免税事業の終期は事業年度の終了と一致することとなつた。

尚改正前は清算期間中に於て生じた所得に付ても免税期間中のものであれば法人税が免除せられていたのであるが、今回の改正に依り事業を開始したる事業年度及其の翌事業年度開始の日より三年以内に終了する事業年度と規定せられ各事業年度に於て生じた所得に付てのみ免除することとなり、清算期間中に於て生じたものは免除せられないこととなつた。これは解散した様な法人に付ては最早事業助長の意味も失われているので免税の必要がないと認められるからであつて、其の結果清算期間中に於てこれ等の事業より生じた所得に付ては仮令事業開始後三年内のものであつても、清算所得中「其ノ他ノ金額」に該当し百分の四八の税率を以て課税せられるのである。

この改正規定は昭和二〇年一月一日以後終了する事業年度分より適用せられるのである。

\* 出典 日本税務協会「月刊金報」第九・一〇合併号 昭和二〇年八月刊一頁〜一三頁

## 特別法人税\*

大蔵省主税局 市丸吉右衛門

今回特別法人税に付改正せられたる点は税率の引上げ及看做配当統合に依る清算剰余金課税の改正の二点で其の概要は次の如くである。

### 一 税率の引上

特別法人税に付ても法人税に対する増税との権衡上これ又増税が行われ、各事業年度の剰余金に対し百分の二を引上げ改正前の税率百分の二〇が百分の二二となった。又清算剰余金に付ても同様百分の二の税率引上げが行われたのであるが、これも法人税の場合と同じく看做配当に対する課税分がこれに統合せられたので其の内容は次の説明に譲ることとしたい。尚この増税即ち各事業年度の剰余金に対する税率の引上げは昭和二〇年一月一日以後終了する各事業年度分より適用せられるのである。

### 二 看做配当統合に依る清算剰余金課税の改正

特別法人税に付ても法人税と同様従来の看做配当に対する所得税の課税を清算剰余金に統合して積立金に相当する部分も清算剰余金として課税することとし、残余財産の価額（合併の場合に因り消滅した特別の法人に付ては其法人の出資社員が合併後存続する特別の法人又は合併に因り設立した特別の法人より受くる払込済出資金額の金銭の合計

額）より解散又は合併当時の払込済出資金額のみを控除した金額を清算剰余金として課税せられることとなった。即ち従来清算剰余金としては課税せられなかった積立金に相当する金額に付ては従来の看做配当としては課税せられていた金額であるから、この「積立金ヨリ成ル金額」に対しては看做配当に相当する税率百分の二六を以て課税し、清算剰余金より積立金を控除した残額の「其ノ他ノ金額」は従来清算剰余金としての特別法人税と、看做配当としての所得税の双方が課税せられていた金額であるから、其の両者の税率を合した百分の四二の税率を以て課税せられることとなったのである。

「積立金ヨリ成ル金額」の百分の二六は法人税の場合と同様であるが、「其ノ他ノ金額」の百分の四二の税率は本来の特別法人税に相当する税率百分の二二と、看做配当に対する所得税に相当する税率百分の二〇の合計率で、看做配当に相当する百分の二〇の根基は、法人税の場合と同様の方法で計算したもので、清算剰余金一、〇〇〇円としてこれに対する特別法人税百分の二二の税額二二〇円を控除した七八〇円（従来の看做配当に相当する金額）に対し看做配当に相当する税率百分の二六を乗じた二〇二円八〇銭を清算剰余金一、〇〇〇円を以て除した税率百分の二〇（端数切捨）である。尚所得税を課せられざる法人のみを以て組織する特別法人の場合は、従来ならば看做配当に対する所得税の課税は全然なかりしものであるから斯る特別の法人に対し看做配当に相当する課税を為すことは適当に非ざるを以て、清算所得中「其ノ他ノ金額」即ち改正前の清算剰余金に相当する金額に対してのみ課税せられ、其の税率は固有の特別法人税に相当する百分の二二の税率に依ることとなっている。

この改正規定は昭和二〇年四月一日以後解散又は合併したるものより適用せせられ、それ以前の解散又は合併に因る分は従来通りの課税方法、税率を以て課税せられるのである。

\* 出典 日本税務協会「月刊会報」第九・一〇合併号 昭和二〇年八月刊一三・一四頁

## 営業税\*

大蔵省主税局 吉本 恵

営業税に於ける今回の改正は免税事業を営む法人の免税期間の改正と、個人営業税の納期の改正の二点であつて、免税事業を営む法人の免税期間の改正は法人税の場合と同様であるから説明を省略する。尚個人営業者の免税期間は従来通りで改正せられていない。

個人の納期の改正は他の諸税の納期の改正と関連し其の配分を考慮して次の如く改められたのである。

第一期 其の年九月一日より三〇日限

(改正前其の年八月一日より三一日限)

第二期 翌年二月一日より末日限

(改正前翌年一月一日より三一日限)

\* 出典 日本税務協会「月刊会報」第九・一〇合併号 昭和二〇年八月刊一四頁

## 遊興飲食税の改正に就て\*

山口善右衛門

今次の増税は、簡素且重点的に行われたので、遊興飲食税に付ては、増税せられなかったのであるが、課税に關す

る官民相互の手續を簡略化する等の為、和式の旅館に於ける課税方法の改正、納税切符を使用せしむる料理店の範圍の拡張、納税証紙不貼用等に関する規定の改正、貸座敷に類する場所に対する課税規定の整備等必要な改正が行われた。

### 和式の旅館に於ける課税方法の改正

従来旅館に於ては室料と食料とを区別し室料に対しては宿泊の料金として、食料に対しては飲食の料金として、夫々異なる税率に依り課税していたのであるが、和式旅館に於ては、室料と食料との區別が明瞭でなく、強て之を区分して課税することは経営の實情に即しないのみならず、其の取扱が煩瑣であり又宿泊者に対しては、課税の内容を明確に理解せしめ得ないものがあるので、和式旅館に対しては、今回室料と食料とを合算して課税することとし、業者の手續を省略すると共に、宿泊者に於ても課税の内容を容易に理解し得る様改正せられた。

洋式の旅館に於ける課税方法は其のまま据置いたのであるが、此の種旅館に於ける宿泊の料金は、室料制に依るのを原則としているので、朝、夕二食附の料金を原則としている和式の旅館とは、全然其の趣を異にし、食事は室の良否に関係なく宿泊者各自の随意であるばかりでなく、其の室料と食料は別個に計算するのを普通としているから、之を合算して課税することは、これ又経営の實情に即しないのみならず、却って業者の手續を増大することとなるので、之に対しては、やはり現行通室料と食料とを区分して課税するのを適當と認めたに依るものであらう。

茲に洋式の旅館とは、勘定の規定に依り洋風の設備を有し、室料と食料とを区分して宿泊の料金を定むる旅館を指称することになっているが、其の具体的範圍に付ては、差当り昭和十八年一月一三日附一七物二第八三四八号物価

局長官通牒「ホテル宿泊料金統制要綱」の適用を受ける旅館に限ることに取扱われる等である。和式の旅館の範囲に付ては別段規定はないのであるが、右洋式の旅館以外の総ての旅館は一応和式の旅館と云うことになるであらう。従つて一部に洋式の室を有する旅館等も之に包含することに取扱われる。

尚此課税方法の改正に当りては、税率、免税点等を適当に按配し、其の税額等に著しき増減を来さない様に考慮せられたので、課税を受ける宿泊人員に於ては、若干増加するやにも認められるが、其の税額に於ては、却つて二%程度の減少となる見込の様である。

以下改正の内容を多少具体的に敷衍することとする。

**税率の改正** 旅館の室料に対しては、花代を伴う場合と雖も従来、其の税率を區別していなかつたのであるが、花代を伴うと否とに依り其の負担力に相当の差異ある点を考慮し、花代を伴う宿泊の料金に対しては、花代を伴う飲食の料金と同じく百分の百の税率に依ることとせられた。但し昨年三月の高級享樂の停止に伴い芸妓は存在しないことになっているし、酌婦其の他の芸妓に類する者も、警察取締との關係等より旅館には出入し得ない様な実情であるから、實際上改正税率の適用に依り百分の百の課税を受けるものは極く稀なものと思われる。

花代を伴う場合を除き、普通の宿泊の場合に於ける税率は、洋式の旅館に於ては、業者が宿泊の料金として領収すべき金額の多寡に依り区分しているが、和式の旅館に於ては宿泊の料金として領収すべき金額の多寡に拘らず、朝夕二食附の普通宿泊料に依り区分することとなつた。茲に普通宿泊料とは、当該室に付予め定めている朝、夕二食附の一人一泊の料金を指称し、大体価格等統制令第七条の規定に依り指定せられた公定価格に依ることとなるであらう。

但し、公定価格の指定せられていない地方に於ては、当該旅館の各室毎に従来の実績等より適当と認められる普通宿

泊料を定め申告せしむることとし、之に依り税率の区分を為す筈であるから、今後は各旅館共其の室に依り税率が常に一定することとなり、官民共に取扱上相当便宜となるものと思われる。

普通宿泊料に依り、税率を区分した為半泊又は素泊等に因り普通宿泊料に包含する食料料を低減し、結局普通宿泊料を低減された様な場合等は、低減前の普通宿泊料に対する税率を、低減後の料金に対し適用せられる。但し当該室の定員を超過して宿泊せしめた様な場合、小児又は団体宿泊の場合、長期滞在の場合等に於て普通宿泊料を低減した様な場合は、当該宿泊の性質等を考慮し、特に低減後の料金を普通宿泊料を看做して取扱う筈である。

普通の時刻に宿泊し、定められた食事をした場合は勿論普通宿泊料に対する税率に依り課税せられるのであるが、宿泊者が特に注文して飲食した場合等の如く、一泊に付支払うべき宿泊の料金が、当該室の普通宿泊料を越ゆる様な場合は、其の越ゆる全額に対しては、当該普通宿泊料に対する税率に百分の一〇を加算したる税率に依り課税せられることになっている。普通宿泊料を超へ飲食を為したる場合等に於て、尚普通宿泊料に対する税率に依り課税することとは、料理店等に於ける飲食との権衡等よりして適当ならざるものと認め此の加算税率の規定を設けられたものと思料せられるが、宿泊者が他の室を併せ使用する場合は室使用料も、やはり一泊に付領収すべき宿泊の料金であり普通宿泊料を越ゆるものであるから、当然加算税率の規定の適用を受けることとなり、宿泊したる室の普通宿泊料に対する税率を基本として加算課税されるであらう。滞在等の場合に於て、宿泊者に供給する昼食の料金も、一応宿泊の料金ということになり、加算税率の規定の適用を受くべきであるが、他の飲食との権衡上適当でない場合もあるので、其の料金が、当該普通宿泊料に対し二割以内の場合は、特に普通宿泊料に対する税率に依り課税することとし、二割を超過するものに付ては、其の超過部分に対し加算税率の規定を適用することに取扱われる筈である。又早朝到着、

遅立等の料金も宿泊の料金であり、之を加算したる為普通宿泊料の超ゆる様な場合も、当然加算税率の規定の適用を受くべきであるが、其の性質等を考慮し、此の場合は特に普通税率に依り課税することに取扱われる筈である。

一泊に付領収すべき宿泊の料金が、普通宿泊料を超えない場合であっても、例えば普通宿泊料八円の室に於て、朝食なし半泊の為に其の料金を七円に低減せられたが、夕食の際に特に注文して料理を追加した場合の様に、其の総額が普通宿泊料の範囲内であっても、特に注文して為した飲食の料金に対しては、総て加算税率の規定が適用せられるから注意を要する。

#### 課税標準の改正

宿泊の料金は従来洋式の旅館、和式の旅館とを区別することなく、宿泊料、室料其の他名義の何たるを問わず、旅館の経営者が宿泊者より、其の宿泊に付領収すべき金額の合計額より遊興飲食の料金を控除したるものに依ることになっていたので室料と食事料とを区別して、相異なる税率に依り課税していた次第であるが、今回和式の旅館の宿泊に付ては飲食を含むこととし、其の料金は、宿泊料、室料、食事料其の他名義の何たるを問わず、当該旅館の経営者が、宿泊者より其の宿泊に付領収すべき金額の合計額に依ることに改正せられた。即ち今後は洋式の旅館に於ける宿泊の料金と、和式の旅館に於ける宿泊の料金とは、其の課税範囲を異にする訳である。

#### 免税点の改正

宿泊の料金に対しては、従来洋式の旅館なると和式の旅館なるとを問わず、一人一泊の料金が飲食の料金を除き三円以上の場合に限り課税していたのであるが、今回和式の旅館に於ける宿泊に対しては、室料と食事料とを合算して課税することに改正したので、之が免税点も或る程度引上ぐるのを適当と認め、洋式の旅館とは区別して一人一泊の普通宿泊料が四円五〇銭以上の宿泊に対し課税することにせられた。

此の免税点も、税率区分の場合と同様普通宿泊料に依り定めた為、当該室の普通宿泊料が四円五〇銭以上の場合

は、半泊又は素泊等に因り、實際領収すべき料金が四円五〇銭未満となつても課税せられる。普通宿泊料が四円五〇銭未満の場合であっても、特に注文して飲食した場合の様に、一泊に付領収すべき料金が四円五〇銭以上となる場合はこれ亦課税することに規定せられている。但し普通宿泊料が四円五〇銭未満の宿泊にして、偶々早朝到着又は遅立の為に、一泊に付領収すべき料金が四円五〇銭以上となる様な場合は、強て課税しないことに取扱われている。

### 納税切符を使用せしむる料理店の範囲拡張

遊興飲食税の納税義務者に対しては、徴税の確實を期する為、原則として納税証紙を貼用したる料金領収書を發行せしめ、一人一回の料金五円未満の飲食のみを為さしむる料理店にして税務署長の指定したる場所に対しては、料金領収書に代え納税切符を使用せしめてゐるが、今回納税証紙を貼用して料金領収書を發行する業者の手数を省略する為、納税切符を使用せしむる料理店の範囲を拡張することとし、納税切符を使用し得る一人一回の料金の最高を、五円未満より十円未満に引上げ、十円未満の飲食を為さしむる料理店に於ても、税務署長が適當と認め指定したる場合は納税切符を使用し得ることになった。然し納税切符の調製、配付等に要する資材、労務の不足と空襲下に於ける輸送の実情等に顧みるときは今後之が円滑なる運用には、相當困難なるものと認められるので、新に納税切符を使用せしむる料理店の指定に付ては、相當慎重を期することとなるであらう。昨年二月新に納税切符の制度を設くるに當り之が税率は本制度の趣旨等にも鑑み、当該税率区分に於ける最低の税率（一人一回の料金四円以上五円未満のものに対する税率は、其の最低料金四円に対し普通税率百分の五〇を適用し二円とせり）に依り決定せられた様であるが今回六円未満のものに対しては、五円未満のものとの権衡等を考慮し、尚最低の税率に依ることとせられたが六円

以上のものに対しては、強て最低税率に依るの要なしと認め当該税率区分に於ける中間の税率（一人一回の料金六円以上八円未満のものに対しては其の中間七円に対し、普通税率百分の八〇を適用し、算出税額五円六〇銭なるも計算の便宜上五円五〇銭とし、一〇円未満のものに対しても左に準ず）に依ることとし左の通定められた。

一人一回の料金六円に満たざるもの一人一回に付 四円

一人一回の料金八円に満たざるもの一人一回に付 五円五〇銭

一人一回の料金一〇円に満たざるもの一人一回に付 七円五〇銭

#### 納税証紙の不貼用等に関する規定の改正

災害其の他已むことを得ざる事由に因り、税務署長の承認を受けたる場合は、従来と雖も納税証紙の貼用又は料金領収書若は納税切符の交付を為さざるも差支がなかったのであるが、之が承認を受けるに付ては、必ず災害其の他之に準ずる事由を必要としたので、実際上はあまり此の規定は適用せられなかつたのである。

今回、料金領収書を作成したる上更に納税証紙の貼用を為す業者の手数を省略すると共に、納税証紙の印刷、配付等に要する資材、労務の節約を図る等の為、一方納税切符を使用せしむる料理店の範圍を拡張すると共に、特定の場所に対しては、災害其の他已むことを得ざる事由の存せざる場合と雖も、納税証紙不貼用の承認を考え得る様施行規則第九条の二第二項の規定を改正せられた。然し料理店等の総てに対し、今直に納税証紙の不貼用を許容する趣旨ではないのであって、差当り従来に於ける検査実績等を考慮し、旅館、貸座敷及貸座敷に類する場所に対し、一定の条項を指定し承認することとなるであらう。

施行規則第九條の二第二項の規定の改正に依り、税務署長の承認を受けたる場合は、料金領収書又は納税切符の交付も省略し得る様になったのであるが、實際の取扱に当りては従来通災害其の他之に準ずる事由に因る場合の外、之が承認を為さないのである。但し國民酒場又は酒類の特配等の場合に飲食を為さしむる工場内の酒場等の如く、客の混雜甚しく且飲食の種類、料金等が一定し、強て納税切符又は料金領収書の交付を為さざるも、取締上支障なしと認められる場所に対しては、特に納税切符又は料金領収書不交付の承認を与うる筈である。

#### 貸座敷に類する場所に対する課税規定

昨年三月決戦非常措置要綱に基く高級享樂の停止に依り、下級待合、芸妓置屋等より慰安施設に轉換した場所等に対しては、別段警察許可が与えられていないので慰安所、接待所等の名称に依り營業している様であるが、其の實質は貸座敷と何等異なる所なく、待合等より轉換した場所等は却って貸座敷より高級視されているので、他の場所との權衡等を考慮し従来課税の取扱をしているが、今回の改正を機會に尚課税關係を明確にする為、施行規則第一条に、貸座敷に類する場所を追加し、此の種の場所は税法上總て貸座敷に類する場所として取扱われることになった。

\* 出典 日本税務協会「月刊会報」第七・八合併号 昭和二〇年六月刊一六頁〜一九頁

## 臨時租税措置法の改正

大藏理事官 明里 長太郎

は し が き

昭和二〇年二月法律第一六号に依る今次の増税は国民租税負担の現状並に税務行政の現況等を十分に考慮したる結果、此の際としては簡素且重点的に行うを適當と認め、所得税外五税に付てのみ増税を行った。

而して従来より増税の度毎に租税と經濟諸政策との調和に付ては常に慎重なる考慮が払われ、これ等の諸政策の円滑なる遂行に資する為臨時租税措置法を制定し各種の措置を講じて來たのであるが、今回の増税に於ても亦決戦下の戦時經濟諸政策との完全なる吻合を図る為同法を改正し各種の必要な措置を講じたのである。

以下改正の内容に付説明を加えることとする。

## 一 重要物産の製造設備等を増設したる場合の租税の免除

臨時租税措置法に於ては法人税法施行規則第六條、所得税法施行規則第二條、營業税法施行規則第九條に掲ぐる重要物産の製造又は重要鉱物の採掘若は採取の事業を為す者が、一定の規模以上の設備を増設したる場合は、事業開始の場合に準じ、設備増設の年及び其の翌年より三年間所得税、法人税及び營業税を免除することを規定している（法第一条ノ三第一項）。而して法人税法及び營業税法に於て事務簡素化の必要上法人が重要物産の製造等を開始したる

場合の免稅期間を年單位より事業年度單位に改めたので之に対応し、この規定も右同様に免稅期間を事業年度單位に改めた。即ち法人に付ては免稅期間を設備を増設したる事業年度及び其の翌事業年度開始の日より三年以内に終了する事業年度限りとしたのである。

又特殊の製造方法に依り物産の製造を開始したる者又は其の設備を増設したる者に付ても、製造開始又は設備増設の年及び其の翌年より三年間其の製造方法に依る物産の製造業務又は其の増設したる設備に依る物産の製造業務より生ずる所得及び純益に付、所得稅、法人稅及び營業稅を免除する途を拓いているが、之も右と同様免稅期間を事業年度單位に改め、製造を開始し又は設備を増設したる事業年度及び其の翌事業年度開始の日より三年以内に終了する事業年度限りとした（法第一条ノ三第二項）。

## 二 所得等の計算上の特例

臨時租稅措置法第一条ノ四には特定の事項例えば固定資産の減価償却、国庫補助金の收入、価格平衡資金への繰入金等に付所得稅法に依る所得、法人稅法に依る所得、營業稅法に依る純益又は臨時利得稅法に依る利益の計算に關し課稅上の特例を設けているが、今回「臨時利得稅法に依る利益」を「臨時利得稅法に依る利得」と改むると共に第八号として「其の他命令を以て定むるもの」の一号を追加した。利益を利得に改めたのは別段深い意味はなく、唯今回新たに譲渡利得に対する課稅上の特例を設けたので、之を含ましむる為表現の正確を期することとしたのである。

「其の他命令を以て定むるもの」の一号を挿入したのは、今後必要に應じ何時にても命令を以て課稅上の特例を設定し得る途を拓く為であり、謂はば課稅上の特例の設定に關する機動性を脱したものに外ならない。

而して其の命令事項として今回は鉄道、軌道業を営む法人の施設補修準備金への繰入金、損金の繰延に関する特例と譲渡利得の計算に関する特例を設けた。

(一) 施設補修準備金への繰入金に対する特例

事変以来鉄道及び軌道業は輸送の輻輳に因り固定資産の使用激甚を加え相当之が補修を要するの实情にある。然し乍ら此等業務を営む法人の實際に於ける補修の状況は戦時下の資材不足、労務不足等の悪条件に制約せられて意の如くならず、特に最近に於ては特殊なもの以外は殆んど修繕を為さず、放置の状況にあると言っても差支えない程である。従つて将来一時に多額の補修費を要することは明らかであるので、此等の法人は之に備える為通常為すべき程度の補修費を損金として引当てて施設補修準備金として別途に積立つることとなつた。そこで税務計算に於ても軌道業及び軌道業を営む法人が施設補修準備金勘定を設定し、此の勘定へ繰入れたる金額は法人税法に依る所得、營業税法に依る純益及び臨時利得税法に依る利益の計算上之を損金に算入することとしたのである(施行規則第一条ノ八七)。

尤も修繕不足の状況は敢て鉄道、軌道業に止まらず、他の総ての事業に付ても謂い得る処であるが、鉄道業に於ては固定資産の減価償却に代え、従来より取替法を採用していた特殊事情もあり、旁々補修を要する程度及び其の額に於て他の事業とは相当の差違があるので、今回は鉄道及び軌道業に限り特例の適用を認むることとしたのである。

先づ此の特例は「施設補修準備金」(貸方勘定)なる特定の勘定科目を設定し、而も主務官庁の定むる一定の標準に基づき繰入れたる場合に限り適用される。従つて一定の標準を超えて繰入れたる金額は仮令前期の繰入不足額に相当する金額と雖も否認され損金に算入されない。「施設補修準備金」勘定の名称は法定されているので、法人が任意に他の名称を用いることは許されない。又施設補修準備金勘定へ繰入るるに際しては損金処分を以て為すことを要する

のである（施行規則第一条ノ八八第一項）。

主務官庁の定むる一定標準とは既往の修繕費を参酌し標準補修費を定め、これに満たざる修繕を為したる場合に其の差額を繰入れ、これを超える補修を為したる場合に右の繰入金より支出することとせらるる見込である。

而して施設補修準備金勘定へ繰入れたる金額は何時にても補修の為支出し得る様にして置く為資金の運用方法が制限されている。即ち公債若は社債の取得又は銀行への預金に運用することを要し其の他に運用することは許されないのである（施行規則第一条ノ八八第二項）。

法人が施設補修準備金勘定へ繰入れたる金額を以て右の有価証券を取得し又は預金を為したるときは、之を他の有価証券又は預金と分別し、而も「施設補修準備金運用」勘定（借方勘定）なる特定勘定を設けて分別計理しなければならないこととなっている（施行規則第一条ノ八八第三項）。

若し法人が施設補修準備金勘定へ繰入れたる金額を前述の有価証券の取得又は預金以外に運用したるときは、其の運用金に相当する金額を運用の日の属する事業年度の益金に算入して課税する（施行規則第一条ノ八九条第一項）。又施設補修準備金勘定に繰入れたる金額を鉄道又は軌道の施設補修以外の目的の為に支出したるとき又は鉄道及び軌道の補修の為支出せずして解散したるときは、其の支出金又は繰入金に相当する金額を支出の日又は解散の日の属する事業年度（最終事業年度）の益金に算入して課税するのである（施行規則第一条ノ八九第二項）。

尚法人が此の特例に依つて施設補修準備金勘定を設定し、同勘定に繰入れたる金額に付以上の課税上の特例の適用を受けんとするときは、当該事業年度に於て同勘定に繰入れたる金額を記載したる申請書を、法人税法第一八条、營業税法第一五条又は臨時利得税法第一五条の所得、純益又は利得の申告と同時に（決算確定後三〇日以内）に所轄税務

署に提出しなければならないことになっている（施行規則第一条ノ九〇第一項）。同時に此の申請書には施設補修の準備金勘定の収支及運用に関する明細書を添附しなければならない（施行規則第一条ノ九〇第二項）。

施設補修準備金勘定の運用に依る利益は同勘定に繰入れても差支えない。但し此の場合は当該繰入利益に付納付したる分類所得税額は法人税額より控除されない。

## （二）損金の繰延整理に関する特例

会社経理特別措置令第二条の規定に依れば、戦時災害に因り損失を生じたる会社及び主務大臣の指定する会社は戦時災害又は主務大臣の指定する事由（例えば集中生産の為輕操業を命ぜられたる場合等）に因り生じたる損金の全部又は一部を貸借対照表資産の部に計上し、之を一定の期間内に償却を為し得ることが認められて居り、又企業整備資金措置法施行令第六条に依れば、企業整備に関し営業の全部又は一部を廃止又は休止したる会社は企業整備に關し生じたる損金の全部又は一部を貸借対照表資産の部に計上し、之を一定の期間に償却することが認められている。右の内稅務計算に於ては戦時災害に因りて生じたる損金に付ては戦時災害國稅減免法施行規則第一〇条ノ五の規定に依り之を資産に計上し損金に計算せざることを認め、更に之を一定年間に償却したる場合に於ては其の償却金額を償却したる事業年度の損金に認めることにしているが、戦時災害に因る以外の損金に付ては何等の特例も設けていなかった。そこで今回戦時災害以外の原因に依る損金に付ても右の様な課税上の特例を設けたのである。

即ち法人が会社経理特別措置令第二条又は企業整備資金措置法施行令第六条の規定に依り損金を資産に計上したるときは、稅務計算に於ても之を認め、更に損失を生じたる事業年度の翌事業年度開始の日より五年以内に終了する事業年度に於て之を償却したるときは其の償却金額を償却したる事業年度の法人稅法に依る所得、營業稅法に依る純益

及び臨時利得税法に依る利益の計算上之を損金に算入することとしたのである（施行規則第一条ノ六九）。

この特例は所謂五ヶ年間の損金の繰延整理を認むるものである。而して法人が五年を過ぎても尚資産に計上したる損金を償却し切れないで、依然資産として計上しているときは五年を過ぎたる事業年度に於て欠損金に認定する。これを欠損金に認定した事に因って生じたる欠損金に付ては一般の三年間の繰越控除の規定を適用しない。又損金を資産として整理したる場合は五年以内に償却したる場合に之を損金と認むるのであるが、当該資産の償却に因り生じたる欠損金は五年経過後の事業年度への繰越控除は認めないのである。五ヶ年間の償却は必ずしも均分償却たるを要しない。

この特例の適用を受けんとする法人は資産に計上したる損失額及び其の償却金額に関する明細書を添附し、所得、純益又は利得の申告と同時に其の旨所轄税務署に申請しなければならない（施行規則第一条ノ九七）。これは資産に計上した事業年度のみならず、其の金額を償却したる事業年度毎に申請を要するものと解すべきである。

### 三 生命保険会社の受くる株式の配当に対する分類所得税の軽減

内地に本店又は主たる事務所を有する生命保険会社が昭和十四年二月三十一日以前より引続き所有する株式に対する利益又は利息の配当に付ては、生命保険会社の納付したる分類所得税が法人税額を超過し控除不足となる実情に鑑み、甲種の配当利子所得に対する分類所得税の税率百分の一九を百分の一五として百分の四軽減していた（法第一条ノ八）。

今回所得税法の改正を行い、配当等の甲種の配当利子所得に対する分類所得税の税率を百分の一九より百分の二二

に引上げたるに対処し、右の軽減も改正後の税率百分の二二を百分の一八とし、依然税率を百分の四軽減することとしたのである。結局生命保険会社の所有する株式の配当に付ても一般の税率引上げと同様百分の三引上げられたこととなるのである。

尚生命保険会社がこの規定に依り分類所得税の軽減を受けんとするときは、昭和一四年一二月三十一日以前より引続き所有している株式なることを証する主務官庁の証明書を配当の支払確定前に、所轄税務署長を経由し支払者に届出でなければならぬこととなっていたが、今回之を支払前（支払を受ける迄）に届出ればよいことに改め、生命保険会社の便宜を図ることとした（施行規則第一条ノ二三）。

#### 四 長期貯蓄に対する分類所得税の軽減

戦時下貯蓄の増強は最も緊切である。之に關しては租税上に於ても従来より各種の措置を講じ、極めて緊密なる協力を為して来たのであるが、現下の情勢に鑑み更に一段と租税上の措置を拡充強化し、以て貯蓄の増強に資する必要があると認め、今回の増税を機として広く租税上の措置を改正した。其の一つは長期貯蓄に対する分類所得税の軽減の改正拡充である（法第一条ノ九）。

従来個人の銀行定期預金の利子又は合同運用信託（所得税法施行規則第三三条に規定する特定金銭信託に限る）の利益にして預け入れ又は信託の期間を三年以上約したるもの（契約の更新に依り三年以上継続することを約したるものを含む）の利子又は利益に付ては、当該利子又は利益金額に百分の五を乗じて算出したる金額に相当する分類所得税を軽減し、又契約の更新に依り継続したる銀行定期預金の利子又は合同運用信託の利益に在りては、最初の預け入

れ又は信託の日より三年を経過したる後に支払を受ける利子又は利益に付、当該利子又は利益金額に百分の五を乗じて算出したる金額に相当する分類所得税を軽減することとなつていたが、今回次の通りに改めた。

即ち個人の銀行、市町村農業会、産業組合、市街地信用組合及所得税法施行規則第二一条に掲ぐる法人に対する定期預金、据置貯金（据置期間一年以上のものに限る）其の他之に準ずる預金又は個人の合同運用信託（所得税法施行規則第三三条に規定するものに限る）にして預け入れ又は契約期間二年以上のもの（契約の更新に依り二年以上継続することを約したるものを含む）の利子又は利益に付ては、当該利子又は利益金額に百分の六を乗じて算出したる金額に相当する分類所得税を軽減することに改め、又契約の更新に依り継続したる個人の前述の法人に対する定期預金、据置貯金其の他之に準ずる預金の利子にして最初の預け入の日（据置貯金其の他之に準ずる預金に付ては各預け入の日の属する利子計算期間の開始の日）より二年を経過したる後に於て支払を受けるものに付ても、当該利子金額に百分の六を乗じて算出したる金額に相当する分類所得税を軽減することに改めたのである（施行規則第一条ノ二八第一項）。

所得税法施行規則第二一条に掲げる法人というのは塩業組合、工業組合、商業組合、統制組合、貿易組合、漁業協同組合、漁業会、製造業会、自動車運送事業組合、塩業組合連合会、工業組合連合会、商業組合連合会、貿易組合連合会、自動車運送事業組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫及庶民金庫を謂ふのである。

尚この軽減規定は従来同様元本五千元以下の預貯金の利子（別途に税率を軽減す）に付ては適用されない（施行規則第一条ノ二八第二項）。

今回の改正の主なる点は、

(一) この軽減規定の適用を受ける預金の利子の範囲は従来銀行定期預金の利子に限っていたが、これを銀行のみならず他の金融機関にも及ぼし更に定期預金の利子の外据置貯金其の他之に準ずる預金の利子に付ても適用することとしたこと。

(二) 契約期間三年を二年に短縮したること。

(三) 軽減税率を百分の五より百分の六に引上げたること。

である。而してこの改正事項中注意すべき点は据置貯金は据置の期間一年以上のものでなければならぬことである。但し据置貯金であっても最初の預け入れの日の属する利子計算期間の開始の日(例えば利子計算期間が四月一日より九月三〇日なる場合に於て、八月一日に預け入れたる場合は四月一日)より二年を経過したる後に於て支払を受けるものに付ては据置期間一年以上のものたることを要しない。

尚この軽減は当初より二年以上継続して預け入れることを意思表示すれば、其の後に於て支払を受ける利子に付分類所得税を軽減することとしているので、若しこの軽減を受けたる者が契約を履行せず、二年以内に於て全部又は一部の払戻を受けたるときは、当該元本より生じたる利子又は利益に付軽減せられたる分類所得税に相当する金額を、其の払戻の際追徴することは従前と同様である(施行規則第一条ノ二八第三項)。

この改正規定は契約期間二年以上の預貯金及び合同運用信託の利子又は利益にして本年四月一日以後支払確定(利払期到来)のものより適用される。次に明治三十九年法律第三四号「国債ニ関スル件」又は社債等登録法に依り登録したる国債又は国債以外の公債若は社債の利子にして、登録の期間を三年以上約したるもの又は登録したる日より起算し三年以後に於て支払を受けるものに付ては、其の利子金額の百分の五に相当する分類所得税を軽減することとなつ

ていたが、これも登録の期間を二年に短縮すると共に、軽減税率を百分の五より百分の六に引上げた（施行規則第一条ノ二九第一項）。

又郵便官署に保管を委託したる公債又は社債の利子にして保管の期間を三年以上約したるもの又は保管を委託したる日より起算し三年以後に於て支払を受くるものに付ても、其の利子金額の百分の五に相当する分類所得税を軽減していたが、これも保管の期間を二年に短縮し、軽減税率も百分の五より百分の六に引上げた（施行規則第一条ノ二九第二項）。

この改正は登録又は保管の期間を一年以上約したる公社債及び登録したる日又は保管を委託したる日より起算し二年以上経過したる公社債の利子にして、本年四月一日以後に於て支払を受くる分より適用される。

## 五 小額預貯金の利子に対する分類所得税の軽減

昨年の税制改正の際従来非課税たりし元本五千円を超えざる銀行貯蓄預金、市町村農業会貯金、産業組合貯金、市街地信用組合貯金の利子に付ても新に百分の五の税率に依り分類所得税を課税することとし、又従来より課税し来りたりし銀行預金の利子に付ても、これとの権衡上元本五千円を超えざるものに付ては税率を同じく百分の五とし従来より却って税率を百分の一〇引下げた。

ところが貯蓄銀行、農業会等に於ては従来課税せられざりし此等預貯金の利子に対し新に課税することとなりたる為、分類所得税の徴収に非常なる手数を要することとなり、又従来より課税し来りたる銀行に於ても手数を要するので、出来得る限り分類所得税の徴収の簡素化を図る趣旨の下に、税率を百分の五に固定せず、百分の四乃至百分の五

の範囲内に於て徴収するも差支ないこととし、命令を以てこの税率を百分の四・〇三〇七一と定められていた。これは例えば約定年利率三分三厘の定期預金の利子に対する分類所得税を徴収する場合には、税引利率を三分一厘六毛として預金者には此の利率を以て利子を支払い、分類所得税は三分一厘六毛の利子に四二を乗じて算出した金額を徴収して払込むことを得せしむることとし、此の場合の税率が四・三〇七一となるのである。

今回の増税に当りてはこの小額預金の利子に対する分類所得税の税率は百分の五より百分の七に百分の二引上げられた。一般的に分類所得税の税率を百分の三引上げたのに比すれば、百分の一だけ低率の引上げとなっているが、これは勿論一般大衆の貯蓄の増強を企図したもの以外ならない。

而して今回も右の税率引上げに対応し、百分の四乃至百分の五の税率で徴収し得る規定を百分の六乃至百分の七の範囲内を以て徴収し得ることに改め（法第一条ノ一〇）、命令を以て規定し居りたる税率百分の四・〇三〇七一を百分の六・〇六八に改めたのである（施行規則第一条ノ三四）。

従つて改正後に於ては約定利率年三分三厘の定期預金の利子に付ては三分一厘を税引利子として預金者に支払い、分類所得税は年三分一厘の利子に六四六を乗じて算出したる金額を徴収して払込むことが出来ることとなったのである。

## 六 金融機関に対する分類所得税の免除

金融機関の金融機関に対する預金の利子に付ては命令を以て甲種の配当利子所得に対する分類所得税を免除することとなっている（法第一条ノ一一）。

而して其の命令事項として従前は銀行の他の銀行に対する預金の利子に付分類所得税を免除する旨を規定されていたが、今回施行規則を改正し銀行の銀行に対する預金の利子のみならず、信託会社の銀行に対する預金にして其の引受けたる合同運用信託の信託財産に属するものの利子又は無尽会社の庶民金庫に対する預金の利子に付ても分類所得税を免除することとし、免除の範囲を拡張した（施行規則第一条ノ三〇）。此処で注意を要するのは信託会社の預金の利子に付分類所得税の免除を為すべきものは、信託財産に属する銀行預金の利子であつて、信託会社の固有勘定に属する銀行預金の利子に付ては免除されないことである。

次に銀行其他命令を以て指定する金融機関の登録したる公債及び社債の利子に付ては甲種の配当利子所得に対する分類所得税を免除することとなっている（法第一条ノ一二）。

而して命令を以ては生命保険会社及び無尽会社が指定されていたが、今回信託会社を追加した（施行規則第一条ノ三三第一項）。然し乍ら信託会社に付ては信託会社が登録したる公債及び社債の利子の全部に付分類所得税を免除するのではなく、免除すべきものは一定の範囲がある。即ち信託会社に付ては信託会社が登録したる公債及び社債にして其の引受けたる合同運用信託の信託財産に属するものの利子に付てのみ分類所得税を免除し、それ以外（信託会社の固有勘定に属するもの及び信託財産中合同運用信託以外の信託財産に属するもの）の利子に付ては分類所得税を免除しない。又信託業務を営む銀行の登録したる公債又は社債にして其の引受けたる合同運用信託の信託財産以外の信託財産に属するものの利子に付ても同様に分類所得税を免除しないのである（施行規則第一条ノ三三第二項）。〔以上

(十一)\*

## 七 新規払込の株式配当に対する分類所得税の軽減

時局産業会社又は国策会社が時局の要請に基き増資を行う場合に、その増資を容易ならしむる為、増資株式に付受くる利益若は利息の配当又は剰余金の分配に付ては甲種の配当利子所得に対する分類所得税を軽減する途を拓いてい  
る（法第一条ノ一四）。

尤もこの特徴は大蔵大臣の指定したる法人に限り適用されるのであるが、改正前に於ては内地に住所又は一年以上の居所を有する個人又は内地に本店又は主たる事務所を有する法人の受くるものに付ては分類所得税の税率百分の一を百分の一六とし百分の三軽減し、然らざる者の受くるものに付ては税率百分の三六を百分の三三とし同じく百分の三軽減していた。然るに今回所得税法を改正し、配当利子所得に対する分類所得税の税率を百分の三引上げたるに伴い、前者の受くるものに付ては改正後の税率百分の二を百分の一九とし百分の三を、後者の受くるものに付ては改正後の税率百分の三九を百分の三六として同じく百分の三を軽減することに改め、必要な条文の調整を行った。改正後に於ても軽減税率は依然百分の三に据置かれている。

## 八 寄附金に対する法人税の免除

法人が為したる寄附金中一定の限度を越ゆる部分の金額は所得等の計算上損金に算入せられないことは既に周知の通りである。然し乍ら政府に於て必要ありと認むるときは寄附金審査委員会の諮問を経て右の超過額に対して課税せらるる法人税の全部又は一部を免除することが出来ることとなっている（法第一条ノ一六）。而してこの規定に依り

法人税の免除を受けんとする法人は、従来は寄附前に於て寄附金額、寄附先、寄附予定及其の他参考事項を記載したる書類を添附し其の旨所轄税務署長を経由し大蔵大臣に申請しなければならぬこととなっていたが、昨年の税制改正の際法人税法第一八条の規定に依る所得の申告の時迄（決算確定後三〇日以内）に為せばよいことに改めた。而るに今回再び其の申請は当該事業年度終了後一〇日以内に為さねばならぬことに改めたのである（施行規則第一条ノ四〇）。

今回の改正の趣旨は法人の申告納税制度を創設したことに関連し、法人が自己の納付すべき税額を正確に計算し得る態勢にする為である。即ち事業年度終了後一〇日以内に免除の申請をすれば自己納付の期限たる決算確定後六〇日以内には当該寄附金に対する法人税の免否を決定し、其の旨法人に通知して納付すべき税額の計算に支障なからしめんことを期したるものに外ならない。又昭和十七年一月一日前の約束に係るものにして同日以後に支出する寄附金に付ては特に其の法人の申請に依り当該寄附金の全部又は一部を損金に算入することが出来ることとなっているが、この申請も決算確定後三〇日以内であったが、之亦右と同様の趣旨に依り当該事業年度終了後一〇日以内に改めた（昭和十七年大蔵省令第一一号「臨時租税措置法施行規則中改正」附則第七条）。

而して寄附金に対する法人税の免除額は臨時利得税が課税される場合は当該寄附金に対する臨時利得税額を控除したる後の金額に法人税法第一六条に定むる所定の税率を乗じて算出したる金額を免除税額としていたが、今回寄附金にいきなり法人税法に定むる所定の税率を乗じて算出したる金額を免除税額とすることに改めた。従つて改正後の免除税額は従来に比し相当多額となったのである。

右の外今回寄附金に対する法人税の免除税額の計算を容易ならしむる為一部の寄附金に付ては法人税の免除を為す

ことを公表することとし、予め寄附金審査委員会の諮問を経て四月一七日の官報を以て左の通り告示された。

大蔵省告示第一四六号

左ニ掲グル寄附金ニシテ一件毎ノ金額ガ寄附ヲ為シタル法人ノ払込資本金額ノ百分ノ二ニ相当スル金額以下ニシテ且其ノ金額五十万円以下ノモノニ付テハ臨時租税措置法施行規則第一条ノ四十六第二項ノ規定ニ依リ当該寄附金ニ対スル法人税ヲ免除ス

昭和二十年四月十七日

大蔵大臣 広瀬 豊作

一、国、都道府県、市町村、都府県組合、府県組合、都市町村組合、市町村組合、市町村内ノ区、町村制ヲ施行セザル地ニ於ケル区町村ニ準ズベキ団体、市町村学校組合、町村学校組合、学区水利組合、水利組合連合及北海道土功組合ニ対スル寄附金

二、神社、神社奉讃会、財団法人大日本忠靈顕彰会ニ対スル寄附金

三、財団法人大日本防空協会、財団法人大日本飛行協会、財団法人大日本航空技術協会、財団法人機械化国防協会、帝国在郷軍人会、財団法人帝国在郷軍人会財団、社団法人日本赤十字社、恩賜財団軍人援護会、財団法人大日本傷痍軍人奉公財団及海軍協会ニ対スル寄附金

四、財団法人戦災援護会及戦災援護後援会ニ対スル寄附金

従つて右の寄附金に付ては申請あり次第当該寄附金に対する法人税の全額を免除される。尤も同族会社等にして社員等の負担すべきものを法人をして負担せしめた様な場合は別である。

## 九 企業整備等の場合の清算所得に対する法人税の軽減

法人が法令、法令に基く命令又は行政官庁の指導若は斡旋に依り企業整備等の為に合併又は解散したる場合に於ては、清算所得に対する法人税を軽減することとなっているが（法第一条ノ一七）、今回法人の清算所得額課税方法を根本的に改正したのに伴い、この軽減規定にも必要な改正を加えると共に軽減額を大いに拡張した。即ち改正前に於ては右の様な場合は清算所得に対する通常税率百分の三〇を適用せず、左の税率を適用し其の差額を軽減していたのである。

### （一） 払込資本金額百万円以下の法人

昭和一六年一月一日以後昭和一八年二月三十一日迄に合併又は解散したるとき 所得金額の百分の一五（百分の三又は百分の一〇軽減）

昭和一九年一月一日以後昭和二〇年三月三十一日迄に合併又は解散したるとき 所得金額の百分の二〇（百分の一〇軽減）

### （二） 払込資本金額百万円を超える法人

昭和一九年一月一日以後昭和一八年二月三十一日迄に合併又は解散したるとき 所得金額の百分の二〇（百分の五軽減）

昭和一九年一月一日以後昭和二〇年三月三十一日迄に合併又は解散したるとき 所得金額の百分の二五（百分の五軽減）

而るに改正後に於ては法人税法第一六条に規定する積立金又は法人税法其の他の法律に依り法人税を課せられざる所得より成る金額に対する税率百分の二六を百分の一三として税率を百分の一三を軽減し、其の他の金額より成る部分に対する税率百分の四八を払込資本金額百万円以下の法人に付ては百分の二七として税率を百分の二一軽減し、払込資本金額百万円を越ゆる法人に付ては税率を百分の三二として百分の一六を軽減することとしたのである。改正後の清算所得中積立金又は法人税法其の他の法律に依り法人税を課せられざる所得より成る金額に対する税率百分の二六は、改正前の看做配当に対する所得税の代りに課税する税率である。而して法人が企業整備等に因り合併又は解散したる場合に於て其の法人の株主又は社員を受くる看做配当に付ては税率を百分の五（通常税率百分の一九を百分の一四とす）軽減していたので、改正後に於ても当然清算所得中積立金等より成る金額に対する税率を軽減する必要があるが、今回は軽減額を大いに拡張し、百分の二六の税率を百分の一三として半分にしたのである。次に改正後の清算所得中其の他の金額に対する税率百分の四八は本来の清算所得に対する税率百分の三三（改正前の百分の三三〇を百分の三引上げ）と、看做配当に対する税率百分の一五の合計である。そこで払込資本金額百万円以下の法人に対する税率を百分の二七としたのは、本来の清算所得に対する税率百分の三三を百分の一三（改正前より百分の三三拡張）軽減して百分の二〇（改正前と同率）とし、看做配当に対する税率百分の一五を百分の八（二分の一強）軽減して百分の七とし、其の合計に依ったのである。

又払込資本金額百万円を越ゆる法人に対する税率を百分の三二としたのは本来の清算所得に対する税率百分の三三を百分の八（改正前より百分の三拡張）軽減して百分の二五（改正前と同率）とし、看做配当に対する税率百分の一五を百分の八（二分の一強）軽減して百分の七とし其の合計に依ったのである。如斯く軽減額を拡張した結果、増税

ありたのにも拘らずこの軽減規定の適用を受ける場合は却って負担が少なくなっているのである。

改正前後に於ける負担額の比較は別表比較表の通りである。

尚この清算所得の軽減規定は昭和二〇年三月三十一日迄に企業整備等の為合併又は解散したる場合に限り適用されることとなっていたので、更に一年延長し、昭和二十一年三月三十一日迄に合併又は解散したる場合にも適用することに改正せられた。

清算所得ニ対スル軽減規定ノ改正ニ因ル現行改正比較表

| 摘 要         | 現          |            | 改 正        |            |
|-------------|------------|------------|------------|------------|
|             | 通常ノ場合      | 軽減ノ場合      | 通常ノ場合      | 軽減ノ場合      |
| 残余財産価額      | 二、〇〇〇、〇〇〇円 | 二、〇〇〇、〇〇〇円 | 二、〇〇〇、〇〇〇円 | 二、〇〇〇、〇〇〇円 |
| 払込資本金       | 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 一、〇〇〇、〇〇〇円 |
| 積立金         | 五〇〇、〇〇〇円   | 五〇〇、〇〇〇円   | 〇〇〇、〇〇〇円   | 〇〇〇、〇〇〇円   |
| 差引清算所得      | 五〇〇、〇〇〇円   | 五〇〇、〇〇〇円   | 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 一、〇〇〇、〇〇〇円 |
| 清算法人税       | 一五〇、〇〇〇円   | 一二五、〇〇〇円   | 三七〇、〇〇〇円   | 二二五、〇〇〇円   |
| 清算営業税(附加税金) | 四〇、〇〇〇円    | 四〇、〇〇〇円    | 四〇、〇〇〇円    | 四〇、〇〇〇円    |
| 差引看做配当金     | 八一〇、〇〇〇円   | 八三五、〇〇〇円   | 〇〇〇、〇〇〇円   | 〇〇〇、〇〇〇円   |
| 右ニ対スル分類所得税  | 一五三、九〇〇円   | 一二六、九〇〇円   | 〇〇〇、〇〇〇円   | 〇〇〇、〇〇〇円   |
| 〃 総合所得税(平均) | 三三、四〇〇円    | 三三、四〇〇円    | 〇〇〇、〇〇〇円   | 〇〇〇、〇〇〇円   |

| 負 担 税 額 計               | 三 七 六、三 〇 〇 | 三 二 五、三 〇 〇 | 四 一 〇、〇 〇 〇      | 二 六 五、〇 〇 〇            |
|-------------------------|-------------|-------------|------------------|------------------------|
| 輕 減 額 及 同 割 合           |             | 六 一、〇 〇 〇   |                  | 一 四 五、〇 〇 〇            |
| 改正案ノ現行ニ対スル負<br>担増加額及同割合 |             | 二 三、〇 〇 〇   |                  | 五 三、〇 〇 〇              |
| 税 引 手 取 所 得             | 六 二 三、九 〇 〇 | 六 八 四、七 〇 〇 | 五 九 〇、〇 〇 〇      | 七 三 五、〇 〇 〇            |
|                         |             |             | 三 三、七 〇 〇<br>六 九 | △ 五 〇、三 〇 〇<br>△、二 五 〇 |

# 一〇 企業整備等の場合の圧縮記帳の特例

法人が法令、法令に基く命令又は行政官庁の指導若は斡旋に依り、企業整備、防空の為の分散疎開等の為、其の有する設備等を出資又は譲渡したる場合は其の出資又は譲渡の対価として与えられたる有価証券又は特殊決済債権に付所謂圧縮記帳の特例が認められているのであるが、この適用期限も本年三月三十一日迄に出資又は譲渡したる場合に限ることになっていたので、更に一年延長し、昭和二十二年三月三十一日迄に出資又は譲渡すれば適用することとした（法第一条ノ一八）。

この規定は適用期限を一年延長したる外は従来と変ることではない。<sup>\*\*\*</sup>（以上（中）（下）は未完・編者注）

\* 日本税務協会「月刊会報」第九・一〇合併号 昭和二十二年八月刊一六～二三頁。

\* 右同協会「月刊会報」第一一・一二合併号 昭和二十二年一月刊二〇～二三頁。

## 法人の申告納税制度について\*

大藏理事官 明里 長太郎

第八六帝國議會の協賛を経て公布せられたる所得稅法外一六法律中改正法律に依り改正せられたる臨時租稅措置法第二條乃至第六條の規定に依り公稱資本金五百萬圓以上の法人及び大藏大臣の指定したる法人は申告に依り法人稅等を納付することとなつたが其の概要は次の如くである。

### 一 申告納税を為すべき法人

申告納税制度は公稱資本金五百萬圓以上の法人及大藏大臣の指定したる法人に付適用あること

(イ) 公稱資本金五百萬圓以上の法人 (A) 資本金額は各事業年度終了の時に於ける出資總額、株金總額又は出資總額及株金總額の合計額に依ること (B) 本法施行地に本店を有せざる法人の資本金額五百萬圓以上なりや否は總資産価額に対する本法施行地に於ける資産価額の割合を資本金額に乘じて計算したるものに依り判定すること  
(ロ) 大藏大臣の指定したる法人

大藏大臣の指定する法人は法人の決算狀況等より勘案し適當と認むるものとなる見込なるが差当り銀行、保險会社、無尽会社、信託会社、地方鐵道会社、軌道会社及統制会社が指定せられ居ること

### 二 納付すべき税金及其の計算

(一) 申告に依り納付すべき税金は各事業年度の所得及資本に対する法人税、各事業年度の営業税及臨時利得税である。左の税金は申告納税に該当せざること。(イ) 法人解散又は合併したる場合の最後事業分の法人税、営業税及臨時利得税(ロ) 清算所得に対する法人税及清算純益に対する営業税(ハ) 同族会社に対する加算税(ニ) 営業税附加税

(注) 営業税附加税は申告額に基き計算したる区分額を通知し、後日決定したる税額と納付したる税額と異なる場合は更に訂正の通知を為すこと。

(二) 臨時租税措置法其の他の法令に依り税額の軽減免除等の特例の適用あるものは此等の特例を適用して計算したる税額に依ること。

寄附金に対し法人税の免除を受けんとするものは期限前成るべく速やかに申請し免否の通知を受くること、若し納期限迄に免否の通知なきときは一応免除せられざるものとして納付すること。

### 三 納期限及納付の方法

(一) 納期限は決算確定後六〇日以内なること。(二) 税額は別に定むる納付書を添へ最寄の日本銀行本店、支店又は代理店に納付すること。

### 四 申告、申請

(一) 申告納税を為すべき法人の申告及申告と同時に為すべき申請の期限は決算確定後六〇日以内なること。

(一) 右申告書には税務署長の定むる税額計算書を添付すること。

尚税額計算書の様式は各財務局に於て使用する法人に対する諸税の決議書の様式を簡略化したものに依る見込なること。

## 五 期限内に納付せざる場合の税額加算

(一) 法定期限内に法人税等を納付せざる場合又は納付したる税額が納付すべき税額に対し不足する場合は左記に依り計算したる金額を加算して徴収せらるること。

(イ) 納付せざる場合は納付すべき税額百円に付一日三銭の割合を以て納期限の翌日より決定の日の前日迄の日に依り計算したる金額(ロ) 納期限經過後納付したるときは納付すべき税額百円に付一日三銭の割合を以て納期限の翌日より納付の日の前日迄の日に依り計算したる金額(ハ) 納付したる税額が納付すべき税額に対し不足あるときは不足額百円に付一日三銭の割合を以て納期限の翌日より決定の日の前日迄の日に依り計算したる金額

(二) 右税額は各税目毎に計算し夫々の税額に加算すること。但し納付不足のものと納付超過のものとあるときは納付超過の金額を納付不足の分に充つる為科目更正の処理を為し仍不足額あるときは其の不足額に対し加算すること。

(三) 納付したる税額が税務署の決定額に対し不足せざる場合も其の納付が納期限經過後なるときは加算すべき税額のみ徴収すること。

(四) 左の各号の一に該当するときは税額の加算を為さざること。

(イ) 法人が決算利益（株主総会の決議又は総社員の同意を得たる当期利益）を基礎とし左のものを加除したる金額に基き計算したる税額を納付したるとき

(A) 利益に加算すべきもの 損金に算入したる分類所得税、法人税、臨時利得税、役員賞与及利益処分<sup>（ロ）</sup>に依らざる積立金の増加 (B) 利益より控除すべきもの 積立金より直ちに支出したる損金、国債利子の七割加除額<sup>（ロ）</sup>及臨時租税措置法第一条の二又は第一条の四の規定に依り控除すべき金額

(ロ) 災害其の他己むを得ざるを事由に依り納付し能はざるとき

(ハ) 其の他税務署長に於て税額加算の要なしと認めたるとき、例えば (A) 納付したる税額が決算利益に基き計算したる税額に対し不足する場合に於て其の不足額が僅少なるとき (B) 加算すべき税額が僅少なるとき  
尚法人が決算利益に基き計算したる税額に依り納付したる場合に於ても法人税等に付通脱の目的ありと認めらるる場合は加算すること。

(五) 臨時利得税に加算したる金額は法人税法第一四条及營業税法第九条の規定に依る当該事業年度の所得及利益より控除を為さざること。

(六) 營業税に加算したる金額は附加税の基礎に算入すること。

## 六 税務署の決定及追徴還付

(一) 納入したる税額に過不足なき場合と雖も法人税法等の規定に依る決定処分は所定の通り之を了し法人に通知

せらるること。

(二) 数事業年度分を一時に決定したる場合に於て追徴すべきものと還付すべきものとあるときは其の決定の日が法人の納付したる会計年度と同一なるときは各税毎に充当し其の差額を追徴又は還付すること。

## 七 其の他

申告納税を為すべき法人に付ては納税施設法に規定する納税積立金の積立義務なきものなるも法人税等納入すべき税額に相当する金額は納付する迄成るべき従前通り納税積立金として積立つること。

\* 出典 日本税務協会「月刊会報」第七・八合併号昭和二〇年六月刊一三～一五頁

## 法人の申告納税制度解説\*

大蔵省主税局発表

### 法人の申告納税制度

今回の臨時租税措置法の改正中重要なる事項の一は法人の申告納税制度である。即ち資本金額（所謂公称資本金）五百万円以上の法人及大蔵大臣の指定したる法人は同法第二条乃至第六条の規定に依り法人税、営業税及臨時利得税を自ら計算して納付することとなったのである。元来法人税、営業税、臨時利得税等法人に対する諸税は各事業年度毎に決算確定後一定期間内に所得金額等の申告書を提出せしめ、これに基き税務署に於て其の可否を調査したる上決

定して納税せしめていたのである。然るに現下に於ける税務行政の現状を顧みるに事務分量は益々増加するに反し、従業員はこれに伴わざるのみならず、熟練者に在りては反って減少する嚮向に在りて手不足は愈深刻化し、法人の決算終了後決定に至る迄には相当期間を経過せるもの尠からざる状況にして、これを此の儘放置するときは将来更に法人事務の遅延を来すの虞ありて、国庫需要の愈々増加せる折柄洵に憂慮すべきものと認められのみならず、他面空襲危険の増大、購買力の吸収等の諸点より観るも法人諸税の収入は一刻も速かなるを要するものあるを以て、公称資本金額五百万円以上の法人及大蔵大臣の指定したる法人に付申告納税の制度が採用せられることとなった次第である。而して本制度実施の結果は税務署に於てはこれに依り徴税事務を簡素化し、これが余力を以て他方に於ける課税の適正を期し得ると共に法人に於ても速かなる納税に依り経理を適正ならしめ、税務に対する理解を深からしめ以て税務の円滑なる運営を図ることを得るものと信ずる次第である。尚本制度は全法人に適用するを理想とする所なるも現在に於ける法人の経理状況を観るに今直ちにこれを小法人に迄及ぼすことは困難にしてその結果は反って官民相互の手数を増加するの結果となり適当に非ずと認めらるるを以て、差当り資本金額五百万円以上の大法人及経理状況より観て適当と認むる法人を大蔵大臣が指定し此等の法人に付てのみ適用することとし、施行後の状況に依り順次拡張する方針が採られたのである。

以下本制度の概要に付説明を試みてみ度いと思う。

#### 一 申告納税を為すべき法人

本制度は前述の如く資本金額五百万円以上の法人及大蔵大臣の指定したる法人に付適用せられるのであるが、資本

金額五百万円以上の法人の資本金は各事業年度終了の時即ち期末に於ける出資総額（合名会社、合資会社、有限会社、営団等）、株金総額（株式会社）又は出資総額及株金総額の合計（株式合資会社）に依り判定し、税法施行地に本店を有せざる法人に付ても本制度の適用を受けるのであるが、これ等法人の資本金額が五百万円以上なりや否は総資産価額に対する税法施行地に於ける資産価額の割合を全体の資本金額に乘じて計算したものに依り判定するのである。

大蔵大臣の指定する法人は法人の決算状況等より觀察し適當と認むる法人が指定せられるのであるが、差当り銀行、保險会社、無尽会社、信託会社、地方鉄道会社、軌道会社及統制会社で資本金額五百万円未満の法人が指定せられている。尚合併法人は被合併法人の所得及資本に対する法人税、純益に対する營業税及利得に対する臨時利得税に付納税の義務があるのであるが、被合併法人が本制度の適用を受けざる法人即ち公称資本金額五百万円以下で大蔵大臣の指定なき法人である場合は、被合併法人分に付ては申告納税の必要はないのである。

次に資本金額五百万円以下で、未だ大蔵大臣の指定を受けざる法人にして、特に本制度に依り申告納税を希望する場合は其の旨稅務署に申出大蔵大臣より指定を受けられ度いのである。

## 二 納付すべき税金及其の計算

### (1) 納付すべき税金

本制度に依り法人が納付すべき税金は各事業年度の所得及資本に対する法人税、各事業年度の純益に対する營業税及臨時利得税であるが、左の税金は申告納税に関係ないのである。即ち

(イ) 法人解散又は合併の場合の最後事業年度分の法人税、営業税及臨時利得税(ロ) 清算所得に対する法人税及清算純益に対する営業税(ハ) 同族会社に対する加算税(ニ) 営業税附加税

法人合併又は解散の場合の前後事業年度分の各税と清算分に対する法人税及営業税に付ては色々複雑なる課税問題の存在することが多く、法人をして正確なる税額を計算して納付せしむることは比較的困難なりと認めらるるので、申告納税より除外せられることとなったものであり、同族会社に対する加算税はこれを加算するや否は税務署の認定に俟つの外なきものであるからこれも申告納税より除外し、加算の必要あるものは後に税務署決定の際徴収せられることとなるのである。

営業税附加税に付ては理想としては申告納税に採り入れるべきであらうが、其の賦課率が地方団体により異り居るのみならず、数ヶ所に営業所を有する法人に付ては課税額を地方団体毎に分割することを要するのでこれ又法人として計算せしめて納付せしむることは適当に非ずと認められるので申告納税より除外し、単に分割の基準額のみを申告と同時に提出せしめて税務署が分割額を決定し、地方団体はこれに基き申告納税に依る営業税額に対し附加税を賦課することとなったのである。従つて法人は後に述べる如く申告と同時に営業税分割の基準及分割したる営業税を所轄税務署に提出せられ度いのであるが、地方団体はこれに基き附加税を賦課することとなる筈であるから法人は其の際納付すればよいのである。若し後日税務署の決定に依り税額に異動を生じるときは追徴又は還付の手續が採られることとなるのである。

## (2) 納付すべき税額の計算

法人が本制度に依り納付すべき税額は、各税法の規定に基き計算したる税額即ち税務計算に依る税額其の儘であ

る。従つてこれが計算に當つては、法人税法、營業税法、臨時利得税法の基本法は基より臨時租税措置法其の他の法令に依り課税標準の計算の特例又は税額の軽減免除等の規定あるものは、これ等の規定を適用して計算すべきで、課税標準であり利益は法人の決算利益ではなく、税法に所謂「総益金より総損金を控除した金額」であるから、法人の決算利益にして税法上の総益金より総損金を控除した金額と異るときは法人の決算利益を更正すべきである。其の主なるものの例を挙げれば次の如くである。

利益に加算すべきものとしては、

(イ) 損金に算入したる法人税、臨時利得税及法人税額より控除すべき分類所得税(ロ)利益処分に従らざる積立金の増加其の他利益に計上せざる当期利益(ハ)役員賞与(ニ)一定限度を超えて為したる減価償却又は評価減  
(ホ) 一定限度(基本給料の九月分)を超えて支出した使用人賞与等  
利益より控除すべきものとしては、

(イ) 積立金より直ちに支出したる損金例えば退職積立金より支出した社員退職手当の如きもの

(ロ) 前期より繰越たる益金

等が挙げられるであらうが、詳細は省略し度い。要するに税務署より決定を受くべき金額に一致すべき金額であつて成るべくこれに合致する様計算せられ度いのである。

以上に依り計算したる利益に付更に免税所得、国債利子の七割控除、臨時租税措置法、日滿二重課税防止法等の規定に依る課税標準計算上の特例の適用あるものは、これ等の特例を適用して計算するのである。今その主なる事項に付その項目のみを掲ぐれば次の如くである。

(イ) 重要物産の製造、重要鉱物の採掘に依る免稅所得（法人稅法第一二條、營業稅法第一二條）（ロ）同上増設免稅（臨時租稅措置法第一條ノ三）（ハ）製鐵事業其の他事業法の規定に依る免稅（製鐵事業法、自動車製造事業法等）（ニ）各会社の規定に依る免稅（日本發送電株式會社法、北支那開發株式會社法等）（ホ）留保金運用に依る免稅（臨時租稅措置法第一條ノ二）（ヘ）國庫補助金收入の特例（同法第一條ノ四）（ト）研究的支出に對する特例（同法第一條ノ四）（チ）固定資産の特別償却（同法第一條ノ四）（リ）価格平衡資金への繰入金（同法第一條ノ四）（ヌ）額面超過金に對する特例（同法第一條ノ四）（ル）資金の評価換に因る益金に對する特例（同法第一條ノ四）（ヲ）特別価格報奨金に對する特例（同法第一條ノ四）（ワ）鐵道、軌道の施設補修準備金への繰入金（同法第一條ノ四）

次に資本金額の計算に付てであるが、これも稅法の規定に依る資本金額で、払込資本金額及積立金額の合計額より繰越欠損金額を控除した金額である。然し臨時利得稅法の規定に依る利得金額計算上の資本金額に付ては、繰越欠損金額は控除しない。

資本金額は現實に出資した金額で未払込のものは基より勞務、信用の如き財産的出資を伴わないものは包含しない。又稅務計算に於て払込なしと認めた部分も算入しないのである。積立金は各事業年度の利益中留保した金額で、各種積立金、前期繰越金、それに稅務計算に於て既往に於て認定したる利益中社内に留保した金額の合計であるが、繰越欠損金と積立金とを再建整理している場合は、これを相殺して計算するのである。尚前に述べた資本の払込に付稅務計算上否認した金額、認定した利益中留保した金額に付ては、予め稅務署に照會し計算の正確を期せられ度いのである。

資本金額計算方法の詳細に付ての説明は茲では省略するが、払込資本金額及繰越欠損金額は各月末平均に依り、積

立金は期首現在に依つて計算するのである。積立金と繰越欠損金とを再建整理せる場合は前に述べたる如くこれを相殺し、積立金の方大なるときは、その差額を積立金として期首現在に依り、繰越欠損金の方大なるときはその差額を繰越欠損金として各月末平均に依り計算するのである。

次に税額の計算であるが、以上に依り計算したる課税標準たる所得金額、利得金額、純益金額及資本金額に対し夫々所定の税率を適用して算出し、若し分類所得税の控除、臨時租税措置法等に依る軽減を受けるもののあるときは、これ等の控除又は軽減を為して計算した税額を納付すればよいのである。

今税額より控除し又は税額を軽減すべきものの中主なるものの項を掲ぐれば次の如くである。

(イ) 分類所得税の控除 (法人税法第一六条) (ロ) 鉱業所得に対する軽減 (臨時租税措置法第一条ノ六) (ハ) 寄附金に対する法人税の免除 (同法第一条ノ一六) (ニ) 満州国の資本所得税の控除 (日滿二重課税防止法)

以上課税標準の計算に関する特例、税額の控除等にして申請を条件としているものは、申告納税を為す法人と雖も申請を要すること勿論なるに付、申請を怠らざる様注意せられ度いのである。就中寄附金に対する法人税の免除の特例に付ては、個々に付寄附金審査委員会に附議せずして法人税を免除する寄附金として、大蔵大臣が告示したものを除き総ての寄附金審査委員会の議を経て免否を決定することとなっているので、法人税の免除を受けんとする寄附金のあるときは期限 (事業年度終了後十日以内) 前成るべく速かに申請し申告納税の期限迄に免否の決定を受ける様の手続をせられ度いのである。而して免否を決定したときは税務署より通知せられる筈であるが若し納期限迄に免否が決定せず何等の通知なきときは一応免除せられざるものとして税額を計算し納付せられ度い。此の場合後日免除することに決定せられたるときは過納部分を還付することとなっている。

尚法人税を免除すべき旨大蔵大臣が告示した寄附金に付ては、一々寄附金審査委員会に諮問せずして、法人税を免除せられるのであるが、この寄附金に付ても免除申請書は所定の通り提出せなければならないのであって若し免除申請を怠るときは免除せられざることとなるを以て特に注意を要する。

### 三 納期限及納付の方法

以上に依り計算した税金は決算確定後六〇日以内に臨時租税措置法施行規則別表ノ二に定むる納付書を添え最寄の日本銀行本支店又は代理店（国税事務を取扱う郵便局にても差支えない）に納付しなければならない。決算確定とは今更説明の要はないと思うが株式会社ならば株主総会の承認を得たる日、合名会社、合資会社ならば総社員の同意を得たる日で、統制会社其の他の法令の規定に依り行政官庁の承認を得ざればその効力を発生せざるものに付ては其の承認を得たる日である。

### 四 申告、申請

法人は決算が確定すればその所得金額、純益金額、利得金額及資本金額を決算確定後三〇日以内に所轄税務署へ申告しなければならない。即ち一般法人の所得金額等の申告期限は決算確定後三〇日以内であるが、申告納税を為すべき法人に付てはこれを三〇日間延長し決算確定後六〇日以内となっている。つまり納税期限と同一である。又分類所得税の控除、国債利子の七割控除等に関する申請にして所得金額の申告と同時に為すべきもの（申請期限に付法人税法第一八条、營業税法第一五条、臨時利得税法第一五条の申告と同時に提出すべし云々の如く規定せるものに付ても

所得金額等の申告と同様決算確定後六〇日以内即ち申告と同時に提出すればよいのである。然し寄附金に対する法人税の免除申請の如く所得金額の申告期限と関係なく単独の期限を定めているものは、夫々の規定に依る期限迄に申請しなければならぬのである。

次に申告すべき事項であるが、申告納税の適用を受けぬ法人は所得金額、純益金額、利得金額及資本金額を貸借対照表、損益計算書其の他所得金額等の計算に関する明細書を添付して申告すればよいのである。つまり課税標準を申告すれば足りるのであるが、申告納税を為す法人は以上の外税務の計算書を添付しなければならないこととなっている。その様式に付ては現在税務署が使用している調査簿の様式を簡略化したものに依り各財務局が示す筈である。

尚以上の申告書には地方税法の規定に依る営業税の分割に関する基準並に申告納税額を分割した金額を記載して提出しなければならない。

## 五 税 額 の 加 算

申告納税を為すべき法人が法定期限内に税金を納付せざるとき、又は税金の一部を納付したに過ぎざるとき等所定の期限内に所定の税額を納付せざる場合は、各税法の規定に依り計算した税額に一定の金額を加算して徴収することとなっているが、これは故意又は怠慢に依り本制度に依る税金の納付を完からしめんとする趣旨である。即ちその概要は次の如くである。

### 加算すべき金額の計算

税額の加算は納付不足となった税額に対し納付期限の翌日より納付の日の前日迄の日数に依り日歩三銭の割合を以

て計算した金額で、

(イ) 税務署の決定迄全然納付せざりし場合は、納付すべき税額百円に付一日三銭の割合を以て納期限の翌日より税務署決定の日の前日迄の日に依り計算した金額(ロ) 納期限経過後税務署決定前に納付した場合は、納付すべき税額百円に付一日三銭の割合を以て納期限の翌日より納付の日の前日迄の日に依り計算した金額(ハ) 納期限内に税額の一部を納付した場合は、納付すべき税額より納付した税額を控除した残額に付(イ)に準じ計算した金額(ニ) 納期限経過後税務署決定前に税額の一部を納付した場合は、納付した税額百円に付一日三銭の割合を以て納期限の翌日より納付の日の前日迄の日に依り計算した金額と、納付すべき税額より納付した税額を控除した残額百円に付一日三銭の割合を以て納期限の翌日より税務署決定の日の前日迄の日に依り計算した金額の合計額以上の通りの計算に依る金額を加算するのである。

納付すべき税額とは曩に説明した税務計算に依る税額Ⅱ税務署が決定する税額と一致すべき税額Ⅱである。加算は夫々の税額即ち法人税の納付不足に付計算した金額は法人税に、臨時利得税の納付不足に付計算した金額は臨時利得税に、又営業税の納付不足に付計算した金額は営業税に加算するのである。若し納付不足のものと納付超過のものとある場合は納付不足の税額と納付超過税額を充当した結果の差引納付不足税額に対して加算すべき金額を計算する。

例えば

|       | 納付すべき税額    | 納付した税額    | 過△不足      |
|-------|------------|-----------|-----------|
| 法人税   | 一、〇〇〇、〇〇〇円 | 五〇〇、〇〇〇円  | △五〇〇、〇〇〇円 |
| 臨時利得税 | 一、〇〇〇、〇〇〇  | 一、二五〇、〇〇〇 | 二五〇、〇〇〇   |

營業稅

計

一〇〇、〇〇〇      一五〇、〇〇〇      五〇、〇〇〇

二、一〇〇、〇〇〇      一、九〇〇、〇〇〇      △二〇〇、〇〇〇

の如き場合は臨時利得税の納付超過額二五〇、〇〇〇円と營業税の納付超過額五〇、〇〇〇円を法人税の納付不足額五〇〇、〇〇〇円に充当し、差引法人税の納付不足額二〇〇、〇〇〇円として二〇〇、〇〇〇円に対し計算した金額を法人税額に加算するのである。

以上当該事業年度の臨時利得税は法人税法に依る所得金額又は營業税法に依る純益金額の計算上これを控除することとなっているが、右に依り臨時利得税に加算した金額は所得金額及純益金額より控除しない。又營業税に加算した金額は地方税法に規定する附加税の基礎に算入するのである。

加算を見合わす場合

以上述べたる如く法人が納期限迄に税金を納付せざる場合又は税額の一部を納付したに過ぎざる場合は、納付不足額に対し日歩三銭の割合を以て計算することとなっているのであるが、その総てに対し加算することは聊か苛酷に亘る場合もあるので、法人が決算利益（損金に算入した法人が、臨時利得税を加算する等特に決定した金額を加算した金額）に基き計算した税額を納付した場合の如きものに対しては仮令納付不足があり加算すべき金額ありとするも税額の加算を見合すこととなっている。即ち左の各号の一に該当するときは加算を見合すこととなっている。

（イ）法人が株主総会の決議又は総社員の同意を得貸借対照表に当該事業年度の利益として掲げた金額（法人税法第十六条第二項の規定に依り法人税額より控除すべき分類所得税、法人税及臨時利得税並に役員賞与及利益の性質を有する留保にして損金に計算したる金額あるときはこれを加算す）及当該事業年度の資本金額（法人税法第七条

の規定により計算したる金額)を基礎として法人税法、營業税法、臨時利得税法其の他の法令に依り計算したる法人税、營業税及臨時利得税の額を納付したるとき但し法人の行為又は計算にして法人税、營業税、又は臨時利得税の遁脱の目的ありと認めらるるものある場合を除く(ロ)災害其の他已むことを得ざる事由に因り納付し能はざる  
とき(ハ)其の他税務署長に於て税額加算の要なしと認めたるとき

先づ(イ)に付ては本来法人が本制度に依り納付すべき税額は法人の決算利益に基き計算した税額でなく、各税法の規定に基き計算した利益に付各税法の規定に依り計算した税額であるが、法人の納付した税額に不足額ある場合其の總てに税額計算を為すことは聊か苛酷となる場合もあるので、決算利益に對し損金に算入したる法人臨時利得税其の他前に掲げた金額を加算した金額に基き計算した税額を納付したときは税額加算を見合すこととなっている。然しながら法人の決算利益が法人税等遁脱の目的を以て作為せられたものであると認めたときは税額加算は見合はさないのである。尚決算利益中に左の金額を包含するときはこれを控除して計算する。

(イ) 積立金より支出したる損金

(ロ) 法人税法第一三条の規定に依り控除すべき国債利子の七割額

(ハ) 臨時租税措置法第一条ノ二又は第一条ノ四の規定に依り控除すべき金額

以上の如く法人が決算利益を基礎として計算した税額を納付したるときは税額加算を為さないのであるが、決算利益に基き計算したる税額に満たざる税額を納付したときは税額を加算し、其の加算すべき税額の基礎となる不足税額は決算利益に基き計算したる税額に對する不足税額でなく、税法上の利益に基き計算したる税額に對する不足額である。例えば

第一例 税法上の利益に基づく税額

一、〇〇〇、〇〇〇円

決算利益に基づく税額

八〇〇、〇〇〇円

納付税額

八五〇、〇〇〇円

右場合は税額加算を為さないが

第二例 税法上の利益に基づく税額

一、〇〇〇、〇〇〇円

決算利益に基づく税額

八〇〇、〇〇〇円

納付税額

七〇〇、〇〇〇円

右場合は税法上の利益に基づく税額一、〇〇〇、〇〇〇円と納付税額七〇〇、〇〇〇円との差額三〇〇、〇〇〇円に付計算したる税額を加算するのである。

資本に対する法人税及臨時利得税の計算の基礎たる資本金額は税法上の資本金額に基き計算すべきである。従って税務計算に於て払込を否認したる資本金額あるときはこれを控除し又既往に於て認定した利益中留保せられた金額あるときはこれを加算すべきであるから、予め税務署の帳簿と照合し過誤なきを期せられ度いのである。次に(一)災害其の他己むを得ざる事由に因り納付し能はざるときも税額加算を為さざることとなっているが、これは今取立てて説明の要もないと思うが(三)其の他税務署長に於て税額加算の要なしと認めたるときの税額加算の見合せであるが、これは個々の事実に付判定せられることとなるであろうが、左の如き場合は本項に依り税額加算が見合せられる筈である。

(イ) 加算すべき税額が僅少なるとき

(ロ) 決算利益に基き計算したる税額に満たざる税額を納付したる場合に於て、決算利益に基き計算したる税額と納付したる税額との差額僅少なるとき

## 六 税務署の決定及追徴還付

税務署の決定処分は本制度に依り申告納税を為したる法人に対しても所定の通りこれを為し、納付したる税額に過不足ある場合は、その差額を追徴し又は還付する。法人の納付したる税額が税務署調査額と一致する場合も決定処分を了し法人に対し通告するのである。

法人の納付税額は過不足ある場合に於て、納付超過となった税目と納付不足となった税目ある場合は、前に述べた如く納付超過の税額を納付不足の税額に対し科目振替の手續に依り充当した結果の純過不足額を追徴又は還付するのである。

次に事業年度を異にするものは原則として各事業年度別に追徴又は還付するのであるが、数事業年度分を一時に決定したる場合に於て、法人の納付した時の会計年度が同一で、その会計年度内に決定したものなるときは、納付超過の税額と納付不足の税額を充当して、その結果の過不足額を追徴又は還付することとなると思う。

## 七 税金納付迄の計画

法人は納税施設法の規定に依り当該事業年度の法人税、営業税（附加税を含む）及臨時利得税に相当する金額を利益処分に当り納税積立金として積立て、その中一定額以上を納税準備預金として保有することとなっているが、申告

納税を為す法人に付てはこの規定の適用を除外せられている。然しながらこれは利益の全部を配当等として社外に流出しても差支ないと云う趣旨ではなく、決算確定後間もなく税額を納付するのであるから、税金に相当する金額を保有を命ずる必要もないと認めたが故である。従つて申告納税を為すべき法人に付ても納税施設法に依り強制せられていないが、納税を為す迄は従来通り納税積立金として計理され度いのであるが、納税準備預金の必要は勿論ないのである。

次に戦時災害に因り被害を受けた場合であるが、申告期限が戦時災害ありたる日より三〇日以内なるときは、戦時災害国税減免法の規定に依りその期限より三〇日間延期せられることとなっているから、この場合は申告及申告と同時に為すべき申請は勿論、申告納税に付ても三〇日間期限が延期せられるのである。この特例は戦時災害に依り被害を受けた法人に付適用せられるのであるが、自己は被害を受けざるも戦時災害ありたる地方として大蔵大臣の指定した地方（現在は那覇市が指定せられている）に於て為すべき申告、申請に付ても適用があるのである。

以上簡単であるが法人の申告納税に関する説明を終つたのであるが、要するに本制度は現下に於ける非常事態に即応せしむる為設けられたる特別の制度であるから、その趣旨の存する所を充分了せられて誠実なる納税を為す様留意せられて円満なる税務の執行と官民相互の手数の省略に付協力あらんことを切望して己まない次第である。（未完）

## 個人の戦時災害減免税と其の手続\*

大蔵省主税局 田口 卯一

## は し が き

戦局がいよいよ熾烈化し、字義通り帝國本土が戦場化するに至り、国家の興亡を賭くるに至った今日、敵の空襲は日に夜をついで行われ、而も日に熾烈化するに及びこれが被害も漸次拡大化するに至った。

政府は今次大戦の性質に鑑み、吾が国土も亦今日の如き空襲等に因り被害を蒙ることあるべきを予測し、これが対策に付開戦以来万般の措置が講ぜられ来ったのであるが、戦時災害国税減免法はこれら一連の戦時立法と共に、戦時に於ける緊急事態に対処して、国民生活の安定と、国民経済の円滑なる運営の確保とを目的として、去る昭和一七年に制定せられたものであって、戦時災害に因る被害者の納付すべき国税及び戦時災害に因る被害物件に対して課せられるべき国税に付、一定の条件の下に軽減、免除するの外、課税標準計算上の特例を設け、又、申告、申請、所得調査委員会等の期限を延期する等、各種適切な措置を講ずることとなつて居り、この法令は其の後時局の進展に即応し数度の改正を見て居るのであって、戦時災害に因る被害者に対し実情に即したる救済措置が行われている訳である。

以下減免法令の規定に依る租税の減免、特例等に付き、納税者の立場に立つて、主として個人の所得税、營業税、臨時利得税に付其の措置の内容を説明して見たい。

一 所得の基因たる資産又は事業（営業）の用に供する資産に付被害ありたる場合の所得税、  
営業税及び臨時利得税の減免

此の減免は戦時災害国税減免法施行規則第一条の規定に依る所得税の減免、同第五条の規定に依る営業税の減免及び同第六条の規定に依る臨時利得税の減免の三つの場合である。

戦時災害に因って、所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産に付被害を受けたるときは、其の被害を受けたる後最初に到来する納期（被害ありたる日の属する納期を含む以下同じ）に於て納付すべき所得税、営業税、臨時利得税中被害を受けた資産又は事業の部分より生ずる所得、純益又は利得に対する税額を年額に換算したものを、被害ありたる後、最初に到来する納期に於て納付すべき分より順次軽減又は免除する。但し被害ありたる後、最初に到来する納期から二年を経過した後に納付すべき分よりは減免せられない。

減免の区分は所得又は純益金額の高に應じ左の通りとなっている。

総所得金額（純益又は利益金額）三万円以下なるとき 当該所得税（営業税又は臨時利得税）の全部

同 十万円以下となるとき 同 税額の十分の七

同 十万円を超ゆるとき 同 税額の十分の五

一、本規定適用の範囲

施行規則第一条に規定する「被害を受けたる資産又は事業の部分より生ずる所得」とは如何なる程度のことを謂うかという、例えば数棟の工場を有する者が、其の中一棟に付被害を受けたるが如き場合に於ても、其の一棟中被害

を受けたる部分に対する所得という意味である。斯る場合に於ても被害が一割以上であるならば、減免を受けられる。次に医師、弁護士、計理士、周旋業者、仲立業者等の如く事業の用に供する物的資産の少ない者に付ては、何れの所得の部分が被害を受けた資産又は事業の部分より生ずる所得であるが、明確なる区分が行い得ない場合がある。

例えば相当の決定を受けている、弁護士、仲立業者等が、其の事務所に付被害があつたとして、被害額よりも所得決定額が多いような場合もあり得るのであつて、此の場合事業用資産に付総てを滅失したりとして所得の全額に付減免を為すことは実情に即しないことになるので、右のような場合は、其の実情に応じ、被害金額被害を受けたる物的資産より生ずる所得（純益又は利得）等を勘案し、減免の基礎と為るべき税額を適當に区分することになっている。

次に一割以上を滅失若は毀損したる者又は過半を滅失又は毀損したる者とは大体次の通りである。

- (1) 自己（同居の戸主又は家族を含む）の所有に係る貸家及び貸宅地に付其の一割以上を滅失若は毀損したる者又は小作に付したる田及び畑に付其の一割以上が荒地又は收穫皆無となつた者
  - (2) 事業（営業）の用に供する自己（所得税に付ては同居の戸主又は家族を含む）の所有に係る家屋其の他の築造物、船舶、機械器具又は商品及び原料品に付其の一割以上を滅失又は毀損したる者
  - (3) 耕作したる田及び畑に付其の一割以上が荒地又は收穫皆無となつた者
  - (4) 自己（同居の戸主又は家族を含む）の所有に係る山林の立木に付其の一割以上を滅失又は毀損したる者
- 右が被害を受けた者の範圍であるが、被害が一割以上なりや否や、收穫皆無の意義等は大体左の通り取扱われている。

(イ) 一割以上の滅失又は毀損の判定に付ては、(1)の場合は貸家と貸宅地の合計、(2)の場合は「家屋其の他の築

造物」、「船舶」、「機械器具」、「商品原料品」の四つに区分して各其の全部に依り、(4)の場合は山林の立木の全部に付て判定する。

(ロ) 一割以上が荒地又は收穫皆無となつたかどうかの判定に付ては、(1)の場合は小作に付したる田及び畑の全部に付、(3)の場合は耕作したる田及び畑の全部に付判定する。田及び畑の收穫皆無というのは、地租法に於ける普通地租の災害地免租の場合の解釈と同様其の主作物の收穫の總収量が、平年作の七割以上減損しているものを標準とする。又田及び畑の收穫皆無が一割以上であるか否かは、大体反別によつて判定することになつてゐるのであるが、反別によることが実情に副わないと認められるような場合は、収入金額によつて計算して差支えない。尚田畑というのは必ずしも土地台帳面の地目に依る必要はなく、現実に田又は畑として耕作してゐるものは、たとえ他の地目であっても、田畑として差支えないと同時に、地目は田又は畑であっても、現実に田又は畑として耕作してゐないものはこれを含まないのである。

(ハ) 次にここであるという船舶とは船舶法の適用を受ける総屯数二〇屯以上、積石二百石以上の船舶のみならず、それよりも小さい漁船等をも包含する。又機械器具中には漁具をも含むことになつてゐる。又機械器具には旅人宿、料理店其の他接客業者の夜具、蒲団、食器其の他の營業用什器をも含むものと解する。

(ニ) 山林に付ては(3)に述べたように自己又は同居家族の所有する山林の立木に付被害を受けた場合に減免するのであるが、地上権を設定した立木に付被害のあつた場合は地上権者に対して所定の減免を為しても差支えない。

(ホ) 次の所得の基因たる資産又は事業(營業)の用に供する資産に該当するか否かの問題である。これは原則

的には所得（純益）の決定の基準となつた資産を指すのであつて、被害当時の資産をいうのではない。

被害当時の資産をいうのではないから、所得の決定を受けて後新に取得した資産に付て被害を受けても減免規定は適用のないことになるから、被害が一割以上であるかどうかも此れを除外して、判定することになっている。

（註）以上説明したところは以下説明する第二条以下個人分の他の減免に付ても大体に於て同様になるのでその際は本説明を参照せられたい。

## 二、減免税額の計算

この減免は前にも一寸述べた通り、所得税、營業税及び臨時利得税中被害を受けた資産又は事業の部分より生ずる所得（純益又は利得）に対する税額が減免せられるのであつて、所得税の如何に拘らず被害が一割以上であれば減免するのである。而して、所得金額の高に應じて右の税額の全部とか、七割とか、五割とかいう減免が行われるのであつて、其の割合を定める基礎となる総所得金額というのは次の通りである。

先ず所得税の減免の基礎となる総所得金額は、所得税法第三十三条の総所得金額を指称するのであり、換言すれば、實際課税される総所得金額ということになる。而して其の総所得金額は何れの年の決定額に依るかというと、被害を受けた日によつて区分されるのであり、被害を受けた日が、其の年所得金額の決定前であれば前年分の総所得金額に依り、決定後であれば、其の年分の総所得金額に依つて階級区分を見ることになるのである。

次に右の計算をする場合には、戸主及び其の同居家族の所得はこれを合算するのであるが、この場合の同居関係は被害を受けたる日の現在でこれを判定する。

減免方法は、被害を受けた後最初に到来する納期に於て納付すべき税額中、被害を受けた資産又は事業の部分より生ずる所得税、営業税又は臨時利得税を年額に換算したものを、被害後最初の納期分から順次減免して行くのであるが、其の被害最初の納期から二年を経過した後に於て納付すべき税額に付ては、たとえ減免不足があつても、軽減又は免除を為すことは出来ないことになっている。

次に減免を為すに當つて、被害が資産又は事業（營業）の全部に亘つた場合は問題はないが、一部であつたような場合は、被害を受けたる部分の税額を区分算出しなければならないのであつて、其の方法は左の如くである。

(1) 分類所得税の場合は、所得金額の総額に対する被害を受けた資産又は事業の部分より生ずる所得金額の割合を徴収税額に乘じて之を計算する。此の場合乙種の配当利子所得、乙種の退職所得及び清算取引所得は此れを除外して計算するのであつて、此れは此等の所得は扶養家族や生命保険料控除が認められて居らないので按分の必要がないからである。右の計算の場合の所得金額は総て基礎控除前の金額に依る。

(2) 総合所得税の場合は、総所得金額に対する被害を受けた資産又は事業の部分より生ずる所得金額の割合を徴収税額に乘じて之を計算する。此の場合所得税法第八条の看做配当及び看做剰余金の所得はこれを除外して計算するのであつて、これは看做配当等は他の所得と異なり所謂五分五乗の方法に依つて課税するからである。

右の(1)(2)の場合に於て被害を受けたる資産又は事業の部分より生ずる所得金額は、所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産の総額に対する、被害を受けたる部分の価額の割合を所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産より生ずる所得の総額に乘じて計算するのである。此の場合に於て資産価額の割合に依ることが適當でないと認められるときは、収入金其の他適當なる方法に依り此を計算することになっている。例えば貸付けたる宅地に付被害のあ

つたような場合に於ては、其の復旧費を以て被害を受けたる部分の価額と認めてもよろしいのである。

(3) 營業税及び臨時利得税の場合は、純益（利益）金額に対する被害を受けたる營業の部分より生ずる純益（利益）金額の割合を徴収税額に乘じて計算する。この場合に被害を受けた營業の部分より生ずる純益金額は、營業の用に供する資産の総額に対する被害を受けた部分の価額の割合を、營業の用に供する資産より生ずる純益の総額に乘じて計算するのである。尤も右の資産価格の割合に依ることが不適当と認められる場合は収入金其の他適當なる方法に依つて計算しても差支えない。

### 三、小額所得者に対する所得税及び營業税の全免

以上述べたところは戦時災害に因つて所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産等に付被害を受けたる者に対し、所得の大小に拘らず、被害部分が一割以上であれば被害部分の所得に対する所得税等を減免せんとするのであるが、右の如く当該税額のみ減免では、小額所得者中には他の所得に対する所得税等に付其の納付が困難な場合がないでもない。そこで小額所得者で、而も被害甚大なる者即ち前に述べた被害程度が過半のもので、総所得金額（純益金額）三千円以下の者に対しては、被害を受けた部分の所得税（營業税）のみならず、其の者の納付すべき所得税（營業税）の全部に付、被害ありたる後最初に到来する納期に於て納付すべき所得税を年額に換算したものを、被害後最初に到来する納期に於て納付すべき税額より順次減免するのである。但しこの減免も前の場合と同様、被害ありたる後最初に到来する納期より二個年以内に納付すべきものに限られ、二年を経過したる後に納付すべき税額には及ばないのである。此の小額所得者に対する減免は臨時利得税には認められない。

## 二 住宅又は家財に付被害ありたる者に対する所得税の減免

戦時災害に因り住宅又は家財に付被害ありたる者に対する減免は、賦課課税の所得税に対するものと、源泉課税の所得税に対するものとの二つに区分せられる。

### 一、賦課課税の所得に対する減免

此の減免は戦時災害に因って住宅又は家財に付、甚大なる被害を受けたる者に対し、被害を受けたる後最初に到来する納期に於て納付すべき所得税を年額に換算したものを、被害後最初に到来する納期分の所得税から順次軽減又は免除しようというのである。而してその減免は、被害後最初に到来する納期から二年以内の分に限られることは前に述べたものと同様であるが減免は総所得金額の額に應じて左の如く定められているのであって、総所得金額三万円以上の者に付ては減免せられないのである。

総所得金額五千元以下なるとき 税額の全部

同 五千元を超ゆるとき 同 五割

此の規定に依る減免は住宅又は家財に付甚大なる被害のありたるや否やに依るのである。前の減免が所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産に付甚大なる被害ありたる場合の減免であるのと異なるのである。

即ち此の規定に依って減免を受け得る者は、自己又は同居の戸主又は家族の所有に係る住宅又は家財に付其の過半を滅失又は毀損したる者である。而して其の過半の滅失又は毀損とは大体左記の如きものになっている。

(1) 住宅の解釈は自己の居住するものなる以上、必ずしも生活の本拠たることを要しない。従って同一人に於て二

個以上の住宅をも認めることになるが、別荘等の如き建物で常住しないものは住宅とは認めない。又倉庫、物置等の住宅に附属する建物は全部建物に含まれる。

(2) 家財の範囲は、少なくとも生活上必要なる家財たることを要するのであって、生活上必要なる衣類、家具、什器、書籍等は何れも家財といひ得るであらうが、書画、骨董、娯樂品等であつて、生活に直接必要のないもので、生活に必要な程度を超えていると認められるものは此れを含まない。

(3) 過半を滅失したりや否やは、住宅と家財は各別に見るのであつて、大体其の各々の価額に依つて過半なりや否やを判定する。

次にこの規定に依る滅免は、賦課々税に属する所得の全部に付て適用されるのであるが、分類所得税と綜合所得税とは各別に取扱われる。即ち賦課々税の分類所得税の中に於ては、其の滅免は一括して行われる訳であるが、綜合所得税とは各別であるから、分類所得税から綜合所得税を控除し、又は綜合所得税から分類所得税を控除するが如きことは認められない。同一の所得税の中でも、同居家族の分から控除することの出来ないのは勿論である。

次に一に於て述べた所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産に付被害を受けた者が、此の規定に依る住宅又は家財に付ても甚大なる被害を受けた為双方の滅免に該当するに至つたような場合は、重複して各別に其の滅免規定を適用して滅免税額を計算して行くことになるのである。而して其の滅免税額は其の者の年税額の限度に於て行われるのであり、此の場合に於ても、分類所得税と綜合所得税とは各別に見て各其の限度に於て滅免せられるのであつて、其の間の融通は認めない。又施行規則の第一条と第二条とに該当する場合で、所得決定の基準となつた貸家が、被害當時は自己の住宅となつていて、これに対し被害があつたような場合は、所得の基因たる資産であるという意味

からは第一条にも該当することになるが、こうした場合は第二条の住宅としての減免を為すことに取扱われている。

## 二、源泉課税の所得に対する減免

源泉課税の所得に付ては其の徴収が支払の都度其の源泉に於て行われる關係上、右のものと同一に取扱うことは出来ない。そこで、源泉課税の所得中丙種の事業所得及び甲種の勤労所得に対する分類所得税に付ては、別個に減免規定が設けられているのである。即ち戦時災害に因つて住宅又は家財に付甚大なる被害を受けたる者に対しては、被害ありたる時より一年以内に於て納付すべき丙種の事業所得及び甲種の勤労所得に対する分類所得税を軽減又は免除しようというのである。而して其の減免は右に述べた賦課々税の場合と同様、総所得金額の高に應じて左の区分に依り行われる。而して総所得金額三万円以上の者に対しては減免せられないのである。

総所得金額五千元以下なるとき 分類所得税額の全部

同 五千元を超ゆるとき

同 五割

賦課々税の所得に対する減免は、賦課々税に属する所得税の全部に付て減免するのであるが、この源泉課税の場合の減免は、丙種の事業所得及び甲種の勤労所得に対する分類所得税に限られること勿論である。

住宅、家財の解積、甚大なる被害、総所得金額の階級区分等総て一の場合と同様である。

## 三 戦時災害に因り死亡したる場合の所得税及び営業税の減免

戦時災害に因り死亡したる者の所得税、営業税の減免は左の二つの場合である。

(一) 事業主(営業主)の死亡に因り事業(営業)を廃止したる場合の免除

## (二) 死亡したる者に対する減免

## 一、事業主（営業主）の死亡に因り事業（営業）を廃止したる場合の免除

この免税規定は今回の改正に依り新に設けられた免除であつて、戦時災害に因り事業主又は営業主の死亡に因り事業又は営業の廃止のあつたときは、事業又は営業の廃止のあつた後に到来する納期（死亡したる日の属する納期を含む）に於て納付すべき所得税及び営業税中廃止したる事業又は営業の部分より生ずる所得又は純益に対する税額を免除しようというのである。而してこの免除は所得税に付ては総所得金額三千円以下、営業税に付ては純益金額三千円以下の場合に限られる。

此の減免は事業主又は営業主の死亡に因り営業を廃止したことが要件であるが、廃止したる部分より生ずる所得又は純益に対する分の税額が免除せられることになるので、例えば数ヶ所の事業場又は営業場を有していた事業主が死亡し、此れに因り其の中の一ヶ所の事業場又は営業場を廃止した場合の如きも、事業又は営業の廃止ありたるものと認め免除が行われるのである。次に戦時災害に因る死亡に因る事業又は営業の廃止とは必ずしも死亡、廃業が同時に行われることを要しないのであつて、事業の廃止が若干後れていても、其の廃止が戦時災害に因る死亡に因るものを認められる場合は此の免除を受けるのである。

免除税額は一に於て述べたと同様、所得金額の総額に対する廃止したる事業又は営業の部分より生ずる所得の割合を徴収税額に乗じて計算するのであり、営業税に付ては、純益金額に対する廃止したる営業の部分より生ずる純益金額の割合を徴収税額に乗じて計算することになっている。

右の按分の場合乙種の配当利子所得、乙種の退職所得及び清算所得はこれを除外して見べきこと、又所得金額は

すべて基礎控除前の金額に依るべきことは一の場合と同様である。

二、死亡したる者の勤労所得に対する所得税の減免

戦時災害に因って死亡したる者に対しては、死亡したる後に到来する納期（死亡したる日の属する納期を含む）に於て納付すべき乙種の勤労所得に対する分類所得税及び所得税法第三十条第一項第七号に規定する所得即ち、勤労所得に対する総合所得税を減免するのである。而して其の減免は総所得金額の高に依りて左の如く区分せられ、総所得金額が五万円以上の者に付ては減免せられない。

総所得金額一万円以下なるとき当該所得税額の全部

同 三万円以下なるとき 同税額の五割

同 三万円を超ゆるとき 同税額の二割

即ち一万円以下全額、三万円以下五割、五万円未満二割、五万円以上減免しないことになっている。次に減免を受けるべき税額の計算であるが、決定所得が、勤労所得のみの場合は、其の税額を総所得金額に依りて減免して行けばよろしいのであつて、別に問題ないのであるが、其の他の不動産所得とか、事業所得とかいうような所得がある場合には左の計算方法に依りて勤労所得に対する分を按分計算することになっている。軽減又は免除を受くべき分類所得税は、所得金額の総額に対する乙種の勤労所得の割合を徴収税額に乘じて之を計算する。此の場合乙種の配当利子所得、乙種の退職所得及び清算取引所得は此れを除外して計算するのである。又此の場合の所得金額はすべて基礎控除前の金額に依りて按分計算することになっている。

(2) 総合所得税の場合は、軽減又は免除を受くべき総合所得税は、総所得金額に対する勤労所得の割合を徴収税額

に乗じて之を計算する。此の場合所得税法第八条の看做配当及び看做剰余金、所得はこれを除外して計算するのである。又此の場合の勤労所得は、所得税法第三十三条の所得即ち勤労所得の一割控除を為したあとの金額を指すのである。次に本項に依る減免は死亡したる者の所得税を免除するのであって、所得者が死亡したる場合は原則として相続者に於て納税義務を継承することになるのであるが、この規定は斯る場合に於て納付すべき税額の全部又は一部を減免するの趣旨である。尚乙種の勤労所得に対する分類所得税及び勤労所得に対する総合所得税は何れも実績課税であるが、決定前に所得者が死亡すれば相続人に対しては決定しないから問題を生じない訳である。次に此の規定（事業主又は営業主の死亡したる場合を含む）に依る減免の基礎となる「戦時災害に因る死亡」の解釈である。戦時災害の觀念は序説に於て述べた通り、戦争の際に於ける戦闘行為又は之に起因して生ずる災害をいうのである。其の戦闘行為中には實際上の戦闘行為のみならず、受動的の場合例えば敵機の空襲に因る被害をも含むのであって、此の規定に依る戦時災害に因る死亡なりや否やも、これ等の具体的事実によつて適実に判定するより外ないのである。然し其の点に付ては本法制定の趣旨に鑑み実情に即してなるべく寛大に解釈すべきものと思われる。

#### 四 所得（純益又は利益）計算上の特例

前数項に亘つて述べたところは、戦時災害に因る被害者に対する所得税の軽減又は免除であるが、單に賦課せられ納付すべき税額の減免のみを以てしては、災害被害者に対する租税上の措置が充分とはいひ得ない場合が少なくない。即ち現行所得税法等に於ては事業所得（営業純益）、不動産所得等何れも前年中の収入金額より収入を得るに必要な経費を控除して所得金額を計算することになって居り、この必要経費中には資産の損失は含まないことになって

いるので、特例を認めないと戦時災害に因り所得の基因たる資産又は事業等に被害があつたとしても、税法上では此れを控除せずして、前年の実績に依つて課税せられるのである。然し乍ら戦時災害の如く、非常なる災害ありたる場合に於ても尚此の原則的取扱の外余義ないものとすれば、著しく実情に副わざるものとなり、租税負担に困難を感じしむることとなるので、特例を設けてこれが救済をしようとしたのである。即ち戦時災害に因り所得（純益）の基因たる資産又は事業の用に供する資産に付被害を受けた個人の納付すべき所得税、営業税及び臨時利得税に付、所得純益又は利益を計算する場合に於ては当該資産の滅失又は毀損に因る損害の見積金額を、分類所得税、綜合所得税、営業税並に臨時利得税の課税の基本となる所得、純益又は利益の計算上必要経費と看做して控除することにせられたのである。右に依つて必要経費として控除せられる損害見積金額は、純損額であつて、保険契約に因つて支払を受ける保険金額があつたときは、此れを差引いた残高を控除するのである。又其の年所得（純益、利得）決定前に被害を受けたる場合は、其の年分の所得純益等の計算上、控除は当該損害見積金額を控除することになって居り、又、其の所得決定後に被害ありたる場合は、翌年分の所得等の計算上控除せられるのである。次に重要財産の製造業等の免税事業の所得税及営業税に付ては、当該免税所得又は純益の基因たる資産又は事業に付被害を受けたとしても、この法律に依る前に述べたような減免は適用せられないであろうが、本項の課税標準計算上の特例は、現実に免除の申請をして免除の取扱を受ける場合の外は適用せられるべきであらう。

## 五 減免等の申請と其の手續

以上個人各税に対する減免及び課税上の特例に付説明したのであるが、これ等の減免に付ては何れも申請が要件で

あつて、軽減又は免除を受けようとする者は左の時期に従つて申請を要するのである。但し本減免が戦時災害に依る特殊なものである性質上税務署長の一方的減免をも為し得ることとし、右の減免申請のない場合でも軽減又は免除し得るのである。

(一) 所得の基因たる資産又は事業(営業)の用に供する資産に付被害ありたる場合の所得税、営業税及び臨時利得税の減免並に住宅又は家財に付被害ありたる者の賦課々税の所得に対する減免に付ては、被害状況を記載したる申請書を、被害ありたる日より、三〇日以内に、所轄税務署に提出する。

(二) 住宅又は家財に付被害ありたる者の甲種の勤労所得及び丙種の事業所得に対する分類所得税の減免に付ては、給与の支払を受ける場所及び被害状況を記載したる申請書を被害を受けたる後最初の給与の支払を受ける日の前日迄に、其の給与の支払者を経由し所轄税務署へ提出する。税務署に於ては右の減免を為さんとするときは直ちに其の旨を支払者に通知することになっているので、支払者はこの通知に基き、それ以後の税額を減免することになる。

(三) 戦時災害に因る事業主又は営業主の死亡に因り事業又は営業を廃止したる場合の、所得税及び営業税の免税は事業主又は営業主の死亡に因り事業又は営業を廃止したる後三〇日以内に、其の旨を所轄税務署へ申請しなければならぬ。

(四) 戦時災害に因り死亡したる者に対する乙種の勤務所得に対する分類所得税、勤労所得に対する綜合所得税の減免は、当該所得者の死亡後三〇日以内に、其の旨を所轄税務署へ提出する。

(五) 所得(純益又は利益)金額計算上の特例即ち被害資産の滅失又は毀損に因る損害見積金額の必要経費として

の控除の申請は、減免の適用を受くべき年分の所得（純益又は利益）の申告時期たる一月三十一日迄に、この申告を為したる後被害を受けたる場合は、被害ありたる後三〇日以内に、損害見積金額を記載したる申請書を、所轄税務署に提出する。

尚最後に申請書のことであるが、本書式は別に定った形式があるのではなく、要件さへ備へて居ればどんな用紙でも差支えないことになって居り、各税務相談所等に備付けてあるから利用せられたいと思う。（終）

\* 出典 日本税務協会「月刊会報」第七・八合併号 昭和二〇年六月刊三一二頁

## 地方税法及地方分与税法中改正法律案要綱に就いて\*

内務事務官 奥野 誠亮

### 一

曠古の大戦を勝ち抜く為に、都道府県、市町村は、其の持つ地方費のよさを生かしつつ、適時適処に創意と工夫を凝らして懸命の努力を続けている。支那事変勃発以来既に其の予算も、専ら国の予算編成方針に即応して編成せられているのであって、単なる地方的予算の殻はすっかりかなぐり捨てられているのである。地方団体の戦争目的達成への努力は、自然其の経費に著しい膨脹を来させているのであって、歳出決算額の中から重要物資増産対策費、防空対策費、軍事関係土木施設費、物資物価対策費、国民保健緊急対策費、中小商工業対策費、国民運動費、職員臨時給与費、応召職員補充費、工業技術員養成費、重要資源回収費、労務対策費、経済警察費、防諜対策費等の所謂戦争関係

の経費のみを拾い上げてみても、支那事変勃発の昭和一二年度に於て四九、八〇一千円であったのが、大東亜戦争に突入した昭和一六年度には五五一、七五三千円となり、更に昭和一八年度には一、四八〇、三八九千円に達したのである。昭和二二年度の経費を一〇〇とすると、昭和一六年度のそれは一、一〇七、昭和一八年度のそれは二、九七二に上るのである。仮に国庫補助等の特定財源を除き地方団体の純負担額のみを拾ってみても、昭和一二年度の三五、六八〇千円が、昭和一六年度には二七五、三九三千円となり、更に昭和一八年度には六三七、一四三千円と飛躍しているのである。昭和二二年度の純負担額を一〇〇とすると、昭和一六年度のそれは七七二、昭和一八年度のそれは一、七八六に上るのである。

それだけに地方団体はこれらの財源の調達には並々ならぬ苦慮を続けているわけなのである。

政府に於ても、昭和一五年中央地方を通ずる画期的な税制改正を行い、地方税制に付ては負担の均衡化と団体財政の基礎の確立とを目標として地方財源の拡充強化を図り、殊に地方財源の偏在を調整する為に地方分与税制を創設したのであるが、更に相次いで国費地方費の負担区分を是正し、或は地方財政需要の激増に対して国庫補助金を増額する等地方財源の拡充供与には少なからぬ努力が払われ来ったのである。其の上配付税は毎年法定分与額を超えて其の収入見込額の全部を分与するの措置が講ぜられると共に、特に昭和一九年度より地方独立財源の中心たる三収益税の大幅引上りが断行せられ、各団体の附加税課率をすべて標準率に引下げしめたる時に於ても純益収額二億二千万円を超える財源供与がなされたのである。

然し乍ら戦局の急展開に伴って、近年疎開事業、防空土木施設整備等の防空緊急対策の実施に依り地方負担の急増を来しつつある外、敵機の頻繁なる来襲は一層防空施設の拡充強化を必要とする情勢に立至ったのである。加うるに

今般政府の施策に依り中央・地方の下級官吏・吏員等に対する勤続手当の支給其の他給与改善の実施せらるるに伴い多額の地方負担を要することとなり、地方財政需要は異常の膨脹を来す反面、決戦非常措置に依る地方税収入の減収も相当多額に上る見込であるので、此の際地方財源の充足確保に付て何らかの措置を講ぜねばならぬのである。

他面、地方財源の地域的偏在を調整する為に創設せられた地方分与税法は、昭和一九年度を以て五箇年間の経過年度を終了し昭和二〇年より平年度に入るのであるが、若し現行の儘平年度に入るならば其の財源調整の機能發揮に少なからぬ支障を生ずることにもなるのである。即ち

(一) 新税額が旧税額に不足する額に按分して分与せられていた道府県及大都市配付税の第三種配付額、都市及町村配付税の第四種配付額が消滅すると共に（人口少数なる団体に於ては、一面其の財政難の爲税制改正前に於ても多額の制限外課税を行っていたので其の旧税額は割合多くなっていたのと、他面新税額は三收益税附加税に付ては標準率を以て算定せられることになっていたので、それだけ新税額の旧税額に不足する額が多く、従つて本経過分与額は比較的多く人口少数なる団体に分与せられる結果になっていたのである）、都市及町村配付税に於て、各種の事情を斟酌して分与している第三種配付額が著しく減少する結果となるので（配付税額と新税額との合算額が旧税額に一定倍数を乗じたる額を越ゆる団体に付ては其の経過額の三分の二の額が当該団体の配付税額より減額せられるのであるが、此の減額分が第三種配付額に廻る關係等よりして、経過期間中は著しく第三種配付額が多額になっていたものであつて、昭和一九年度に於ては都市配付税の第三種配付額は総額の百分の二一、町村配付税の第三種配付額は総額の百分の一三に達していたのである。右の減額に関する規定は平年度に入ると共に消滅するので、第三種配付額は概ね百分の五に釘付けになるのである。而して此の第三種配付額は人口少数な

る団体の財政難緩和の為に比較的多く分与されていたのである）、人口少数なる団体の財政難の傾向が一層甚しくなるのである。更に

(二) 昭和一九年度より実施せられた地租・家屋税及營業税増税の結果、三収益税財源の多い人口多数なる団体の税収入は一層多額となった反面、人口少数なる団体は元来三税財源に乏しい上に多くは高率課税を為しつつあった為、増税を機に附加税課率を標準率に引下げるときは其の増税に因る増税額は極めて少ないものであつて、それだけに財源偏在の傾向は一層強くなっているわけである。其の上に

(三) 曩に道府県費に移管になった国民学校及青年学校職員の諸給与に要する経費が、近時待遇改善等の為甚しい膨脹を来し、道府県は漸次財源難に陥らんとするの傾向があるのである。

以上の如き事情に対処し、戦時下に於ける地方団体の財政事情に即応すべく、或は財源の充足を図り、或は配付税分与の適正を期するが為に、地方税法及地方分与税法中次の五項目に互つて差当り必要な改正を行うこととせられたのである。

## 二

其の第一点は「市町村民税ノ賦課総額ノ限度ヲ五割程度引上グルコト」である（（地方税法第六）  
十六條第二項）。

即ち、市町村民税の賦課総額の限度は、納税義務者一人当平均大都市八円、都市六円、町村四円となっているのであるが、之を五割宛引上げて、大都市十二円、都市九円、町村六円に改めんとするものである。其の理由は、

(一) 昭和一九年度より諸国税の増税と共に、實質的地方税たる地租・家屋税及營業税の増税が実施せられたので

あるが、此の地方物税の増税に対応し、地方人税たる市町村民税に付ても、同程度其の賦課総額の限度を引上ぐることが、地方税全体の上より見て、合理的であると考えられたことである。而して三収益税の増税に当っては地租五割、家屋税四割三分、営業税三割三分の課率引上げが行われたのであるが、営業税個人分の課税標準たる純益決定額は、昭和一五年度の営業人員一人当たりのそれ（一、九九三円）に比較して昭和一九年度のそれ（一、三九九円）は二割の増加となっているので、之に右の課率の引上げを加えて計算するときは、営業税に付ても昭和一五年度よりも昭和一九年度に於ては納税者各人より六割程度の増徴が為された結果になっているのである。之らの事情より市町村民税に於ても一応五割程度の増徴を以て適当と考えられたのである。

(二) 国民所得は昭和一五年度の三三〇億円に対し、昭和一九年度は六五〇億円に上り約倍額となっているし、市町村自体の経費も亦相当に膨脹し来っているので、市町村民が、市町村の負担を分任すると云う地方自治の根本理念を税制上に顕現せんとして創設せられた市町村民税の本質から考えても、之が賦課限度の引上げを適当と考えられたのである。

(三) 然も斯くすることに依つて、其の課税の実情より之が限度の引上げを要望する地方団体の声に答えて、増嵩の一途を辿る地方財政需要に対処し得ることにもなるのである。

而して昭和一八年度市町村民税の調定額は約八千万円であり、昭和二〇年度の其の見込額は約八千四百万円であるので、此の引上げに依り市町村は新に四千二百万円程度の財源を得ることになる。

尚納税義務者一人に対する最高賦課額の限度、大都市二千万円、都市千五百万円、町村千円は其の儘据え置くこととせられたのである。それは、(イ) 累次の所得税其の他の国税の増徴に依り、高額所得者の税負担は相当多額となつて

おり、然も税負担の均衡は国税、地方税を通じてみるべきものであるので、市町村民税に付ては此の際は最高賦課額を引上げざるを適當とするものとせられたこと、(ロ) 新興所得階級其の他の状況を通じて今日の国民所得分布の状況を見るときは、本税低額負担者の負担を相当大幅に引上げざるを寧ろ適當と考えられること、(ハ) 本税賦課の現況は昭和一七年度の実績に徴するに町村(二一七町村に付調査)に於ては最低賦課額の平均四十八錢、最高賦課額の平均二百十七圓八十四錢となっており、都市(七二市に付調査)に於ては最低賦課額の平均三十八錢、最高賦課額の平均千三百五十一圓二十二錢となつてゐるので、最高賦課額は現行限度内に於ても概ね尚引上げの余地を存する反面、最低賦課額は今日の經濟事情より見て低きに過ぎ、之が大幅の引上げを適當と認められること、(ニ) 本税は戸数割の廢止に際し負担分任の精神を税制上に存置せんとして創設せられた會費的租税であり、納税義務者一人より多額の税を徴収することは其の目的とするものに非ざること等に因るのである。

## 三

第二点は「配付税ノ繰入率及分与率ヲ改訂シ配付税ノ繰入額及分与額ノ不足並ニ一部地方税ノ減収ヲ補填スルト共ニ地方財源ノ拡充ヲ図ルコト」である(地方分与税法第一条第二項、第六条第一項、第四、七条第二項及第三項並に第四八条第二項及第三項)。

曩の決戦非常措置に依る高級事業の停止に伴い遊興飲食税の減収を來し、同税よりの配付税繰入予定額に不足を生ずることとなつたのと、地方独立財源たる芸妓税及同附加税に於ても減収を見ることとなつたので、之等の見込額の全部を補填する旁々此の際地方財源の確保を図る為、昭和一九年度に於て二千六百万圓、昭和二〇年度以降に於て毎年度三千百万圓を対象に、入場税及遊興飲食税よりの配付税繰入割合を増率することとせられたのである。

尚又今回国の施策に伴い実施せられる地方職員給与改善に要する経費の中、国庫下渡金、国庫補助金等の特定財源を除く地方純負担の全部と地租及家屋税の非課税範囲拡張（賃賃価格五円未満不徴収を十円未満不徴収に改正）に因る地方税収入の減少額の全部との合計額約一億五百万円を配付税財源に於て充足乃至補填する為、之を所得税及法人税並に入増税及遊興飲食税よりの現行繰入割合に依る各昭和二〇年度配付税収入額に按分して、右四税よりの配付税収入の増加を図ることとし、夫々の繰入割合の増率を企図せられることになったのである。

而して此の両者の繰入割合の増率を合せ措置せられると共に、之に伴い起る分与率の改訂をも同時に行われることになるわけである。

#### 四

第三点は「配付税ノ道府県分ト市町村分トノ割合ヲ改訂シ市町村分ノ一部ヲ道府県分ニ移譲スルコト」である（地方分与税法第一〇条）。

地方分与税法制定当時道府県と市町村との配付税の割振は、各々其の地方税所要額より配付税以外の新税額を差引たい残り、即ち配付税所要額に基き道府県百分ノ六二、市町村百分ノ三八と定められていたのであるが、其の後市町村財政は道府県財政に比し相当窮屈の状況にあったのに鑑み、道府県分より市町村分に配付税の一部を移譲するの措置を講じ、現行の如く道府県百分ノ六〇、市町村百分ノ四〇となつてゐるのである。

然し其の後、昭和一八年度より国民学校職員の俸給及赴任旅費以外の諸給与を（年功加俸、特別加俸、賞与、死亡賜金、旅費、臨時家族手当、戦時勤勉手当、臨時手当）が市町村の負担より道府県の負担に移管せられると共に、国

庫負担の範囲を拡張し、同時に待遇を改善するの措置を講ぜられ、更に又昭和一九年度より青年学校職員の諸給与（俸給、年功加俸、特別加俸、賞与、死亡賜金、旅費、臨時家族手当、戦時勤勉手当、臨時手当）を市町村の負担より道府県の負担に移管せられると共に、国庫補助金を定率化し同時に待遇を改善するの措置を講ぜられたので、市町村は九千九百万円程度財源に余裕を得た反面、道府県は一億二百万円程度負担の増加を見たのである。之等の経費の負担区分改正の結果に併せて、戦争関係経費の増嵩等に起因する財政需要の状況、並に市町村民税の賦課総額の限度引上げに依る新規財源賦与の状況等を綜合勘案すると大体配付税総額の百分の二程度を市町村分より道府県分に移譲し、法制定当時の配付税割合に戻すを適當と考えられるのである。

尚之に、配付税財源を以て充足する地方職員給与改善に要する経費地方純負担額の道府県分と市町村分との状況を合せ計算すれば、配付税の割振りは道府県分百分ノ六三・四、市町村分百分ノ三七・六となるのであるが、端数を整理して夫々百分ノ六三、百分ノ三七に改訂することとせられたのである。此の結果、昭和二〇年度に於て、約千二百万円の配付税財源が市町村分より道府県分に移譲せられることになるのである。

## 五

第四点は「大都市配付税、都市配付税及町村配付税ノ各総額算定ニ当リ市町村配付税ノ総額ハ其ノ半額ヲ大都市、都市、町村ノ各総人口ニ按分スルヲ各総割増人口ニ按分スルコトニ改ムルコト」である（地方分与税法第二〇条第一項第二号）。

市町村配付税を大都市、都市、町村の三ブロックに分割する場合、半額は課税力測定基準として三収益税に依る単

位税額を標準にし、半額は財政需要測定基準として人口を標準に分割せられることになっているのであるが、後者の場合、単なる人口に按分しないで、之を各ブロック内の個々の団体に対する分与基準のように、割増人口に按分することに改める方がより合理的であると考えられるのである。

即ち、大都市配付税、都市配付税及町村配付税を夫々其のブロック内に於て各大都市、都市、町村に其の財政需要を標準として分割するに際しては、単なる人口を基準としないで、「国民学校児童数の人口に対する比率が全市町村平均率を超過する団体に付ては、其の超過率を当該団体の人口に乘じたる数の一〇倍」を人口に加算した数を基準とすることとして、児童の多数なる団体の財政需要が他の団体に比較して割高になるのを補足することとしているので、市町村配付税を三ブロックに人口を標準として分割する際にも、右の児童数を人口に加算した数に依り按分することとするのが合理的であると考えられるのである。

又ブロック内に於て団体の数が多いときには、少なくとも団体の態を成す以上は各団体に或程度の額を一率配付するを適當とするという考え方からすれば、団体数の少ないブロックの所要経費よりも、団体数の多いブロックの所要経費の方が人口に比較して割高になると考えられるのである。換言すれば団体を構成している以上は、其の活動に必要な基本的経費を必要とし、従つて団体を多数包含しているブロック程共通経費が人口に比し割高になるものである。偶々今回の改正に当り、大都市配付税、都市配付税及町村配付税を人口を標準として各ブロック内の団体に分与するに際して用いる割増定数を若干宛増加して、割増定数の各ブロック内団体の平均人口に対する割合の程度を大都市三割、都市四割、町村五割とせられるので、市町村配付税を三ブロックに人口を標準として分割するに際しとも総人口に依らないで総割増人口を用いることとすれば、大都市よりも団体数の多い都市及町村に対しては、夫々其のブ

ロック人口の一割乃至二割を加算せられた人口に按分せられることとなり、右の趣旨に合致するのである。

以上の二点に依り、市町村配付税を大都市、都市、町村に分割するに際しても、総人口按分としないで、総割増人口按分とする方が合理的であると考えられたのである。

然も之に因って、配付税が大都市よりも都市へ、都市よりも町村へ若干宛多く流れることになり（配付税総額を昭和一九年度分与額六億六千八百万円にとるとき、本改正案に依り大都市配付税、都市配付税は夫々四百五十五万円、二百五万円を減じ町村配付税は六百六十万円を増加する）、（イ）三収益税増税の結果、財源が町村よりも都市に、都市よりも大都市に著しく偏在することになった点を多少なりとも調節し得ることになるのである（昭和一八年度三収益税附加調定額を基礎として三収益税増税に伴うブロック別増収見込額の比較を試みると次のようである。即ち、人口百分比は大都市二〇、都市二一、町村五九であるに拘らず、三収益税附加税の本税額百分比は大都市四五、都市二五、町村三〇であるので、それだけ三税増税に因る増収額は人口に比し大都市、都市に多いわけであるのみならず、更に夫々の附加税課率平均は大都市百分ノ二〇・一・五、都市百分ノ二四三・五、町村百分ノ二九八・七であるのに、課率を標準率に引下げた時の増税に因る純増収額百分比を見ると大都市九四、都市二一、町村△一五という一層著しい差を示すことになるのである）。（ロ）然も亦、市町村民税賦課総額の限度引上げの結果は、其の引上額に多少の多寡あるに依り（大都市四円、都市三円、町村二円）人口割合に比し町村よりも都市に、都市よりも大都市に若干宛多くの財源が賦与せられることになるので、此の点よりも亦本改正を適當とするのである。

## 六

第五点は、「道府県、大都市、都市、町村ノ各割増人口算定ニ当リ人口ニ加算スル一定数ヲ増加シ夫々一倍半乃至

二倍半程度トスルコト」である（地方分与税法第一六条第二項、第二四条第二項、第三〇条第二項及第三七条第二項）。

即ち道府県、大都市、都市及町村の各配付税の分与基準の一つである人口分与に於ける人口の割増定数は、現在道府県三〇万、大都市四〇万、都市一万五千、町村八百であるが、此の加算定数を増加し夫々六〇万、六〇万、三万、二千と改めんとするものである。

人口の少ない団体に於ては、其の所要経費が人口に比し割高になるので、配付税の財政需要を標準とする分与に際しては、単なる人口に按分することとせずして、割増人口に按分することとし、其の割増人口は、国民学校児童数の多寡を斟酌するの外、人口に道府県・大都市・都市・町村の各平均人口の二割程度を加算したものをを用いているのである。然し

(一) 課税の状況等に徴するに、人口少数なる団体は人口多数なる団体に比して尚其の財政状況はかなり窮屈のようである（一例を都市にとって其の財政力と課税の状況をみると、昭和一七年度に於て単位税額六円七〇銭を超える団体は、人口五万未満の九八都市に於ては三三都市、三割四分に過ぎないが、人口五万を超える一〇一都市に於ては六二都市六割一分を占めているのである。然も又昭和一八年度に於て三収益税附加税の課率が百分ノ二五〇を超える高率なる団体は、人口多数なる一〇〇都市に在つては四九都市、四割九分に過ぎないが、人口少数なる九九都市に於ては七〇都市、七割一分に達しているのである）。

(二) 更に配付税分与の経過年度終了に伴い、比較的小団体に多く分与せられていた新税額が旧税額に不足する額に按分して分与せられる所謂経過分与（道府県配付税及大都市配付税の第三種配付額、都市配付税及町村配付税の第四種配付額）が消滅するのみならず、曩に述べたように、都市配付税及町村配付税にあっては、所謂斟酌分与額が減少し弱小団体救済の力が弱くなるので、一層此の傾向を甚しくすることになるのである。

(三) 又他面、三収益税増税の結果人口多数なる団体に財源の偶在する傾向が一層著しくなってきたのである。

故に配付税が人口少数なる団体に比較的多く分与せられるように、人口割増の一定数を増加せんとするものである。

而して此の増加に際して人口少数なる団体程経費の割高となる傾向が強い訳であるので、現行割増定数を町村に付ては二倍半、都市に付ては二倍、大都市に付ては一倍半、又道府県に付ては都市に準じ二倍とせんとするものである。

此の結果、従前割増定数に依り分与せられたと認められる配付税額は道府県、大都市、都市及町村の各配付税総額の七分内外であったのが、改正案の割増定数に依る分与額は各ブロック配付税総額の一割乃至一割五分に当ることとなるのであって、国政事務委任の増加に依り、各団体歳出の均斉化的傾向を漸次強化しつつある時、各団体に一率に配付する額としては、此の程度を以て適当と考えられるのである。

尚昭和一九年度に実施せられた三収益税増税の影響は、調定乃至本税分割事務遅延の関係上昭和二〇年度に初めて表われるものも相当多く、従つて昭和二〇年度に於ては、前年度に比し三税附加税の増収のみを以てするも一億円を超ゆる予定であつて、曩に述べた税法改正等の措置に自然増収をも合せ計算すると、昭和二〇年度に於て地方税収入は四億五千万円以上の増収を得る見込であり、地方財源は真に画期的に強化せられることになるのである。同時に、今回の若干の地方分与税制の手直に依り、配付税の分与額は多少共従前よりもより以上団体の財政需要に適合すべく、それだけに戦時下に於ける地方団体の活動には十分遺憾なきものを期待し得ることと信ずるのである。

更に、新たなる財政需要を誘発するものにあらざるところの地方団体に対する補助予算として、一千万円の軍関係市町村財政特別補給金、一二九〇万円の都道府県及市費支弁応召職員費補給金等が、別途今議会に提案せられているのであつて、前者は単に財源充足を意味するに止まらず、地方分与税制の運用と関連して重要な意義を有するものであり、之等を合せ、昭和二〇年という年は地方財政上一時期を画するものと確信するものである。

\* 出典 「自治研究」第二一卷第一号（良書普及会・昭和二〇年一月刊九～三二頁）



# 法制資料編

目次

## 法制資料目次

四九四

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 一 所得稅法外十六法律中改正法律(昭和二〇法律一六号) | 四九七 |
| 第一條 所得稅法中改正                 | 四九七 |
| 第二條 法人稅法中改正                 | 四九七 |
| 第三條 特別法人稅法中改正               | 五〇二 |
| 第四條 營業稅法中改正                 | 五〇三 |
| 第五條 臨時利得稅法中改正               | 五〇三 |
| 第六條 地租法中改正                  | 五〇四 |
| 第七條 通行稅法中改正                 | 五〇四 |
| 第八條 酒稅法中改正                  | 五〇四 |
| 第九條 遊興飲食稅法中改正               | 五〇五 |
| 第十條 入場稅法中改正                 | 五〇七 |
| 第十一條 骨牌稅法中改正                | 五〇八 |
| 第十二條 臨時租稅措置法中改正             | 五〇九 |
| 第十三條 所得稅法人稅內外地關涉法中改正        | 五一〇 |
| 第十四條 戰時災害減免法中改正             | 五一三 |
| 第十五條 納稅施設法中改正               | 五一四 |
| 第十六條 輕金屬製造事業法中改正            | 五一四 |
| 第十七條 國民貯蓄組合法中改正             | 五一六 |
| 附則                          | 五一六 |

|      |                                                        |     |
|------|--------------------------------------------------------|-----|
| 二    | 所得税法施行規則外十勅令中改正ノ件（昭和二〇勅令一八三号）                          | 五一八 |
| 第一条  | 所得税法施行規則中改正                                            | 五一九 |
| 第二条  | 法人税法施行規則中改正                                            | 五二〇 |
| 第三条  | 地租税法施行規則中改正                                            | 五二〇 |
| 第四条  | 家屋税法施行規則中改正                                            | 五二一 |
| 第五条  | 酒税法施行規則中改正                                             | 五二一 |
| 第六条  | 酒類委員会官制中改正                                             | 五二二 |
| 第七条  | 遊興飲食税法施行規則中改正                                          | 五二二 |
| 第八条  | 入場税法施行規則中改正                                            | 五二三 |
| 第九条  | 骨牌税法施行規則中改正                                            | 五二三 |
| 第十条  | 所得税法人税内外地関涉法施行規則中改正                                    | 五二三 |
| 第十一条 | 昭和十七年勅令第四五七号「昭和十七年法律第七四号所得税等ノ日滿二重課税防止ニ関スル法律施行ニ関スル件」中改正 | 五二三 |
| 附則   |                                                        | 五二四 |
| 三    | 納税資金亡失責任審査委員会官制（昭和二〇勅令九八号）                             | 五二六 |
| 四    | 戦時災害国税減免法施行規則中改正ノ件（昭和二〇勅令二八六号）                         | 五二八 |
| 五    | 所得税法施行細則中改正（昭和二〇大蔵省令一七号）                               | 五二九 |
| 六    | 地租法施行細則中改正（昭和二〇大蔵省令一八号）                                | 五三〇 |
| 七    | 家屋税法施行細則中改正（昭和二〇大蔵省令一九号）                               | 五三一 |
| 八    | 酒類価格規則中改正（昭和二〇大蔵省令二〇号）                                 | 五三一 |

|                                                                                           |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 九 昭和一六年度大蔵省令第四三号〔遊興飲食税法施行規則第一七条ノ規定ニ依ル交付金ニ関スル件〕中改正（昭和二〇大蔵省令二二号）                            | 五三二 |
| 一〇 昭和一六年度大蔵省令第六七号〔遊興飲食税法施行規則第九条ノ二ノ規定ニ依ル料金領収証ノ書式ノ件〕中改正（昭和二〇大蔵省令二二号）                        | 五三二 |
| 一一 昭和一九年度大蔵省令第六三号〔納税証紙及納税切符ノ形式等ニ関スル件〕中改正（昭和二〇大蔵省令二三号）                                     | 五三四 |
| 一二 明治三三年度大蔵省令第五号〔印紙税法税印捺押請求手續〕中改正（昭和二〇大蔵省令二四号）                                            | 五三七 |
| 一三 臨時租税措置法施行規則中改正（昭和二〇大蔵省令二五号）                                                            | 五三八 |
| 一四 昭和一二年度大蔵省令第四一号〔昭和十二年法律第九十四号（支那事變ノ為從軍シタル軍人及軍屬ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予等ニ関スル法律）施行方〕中改正（昭和二〇大蔵省令二六号） | 五四六 |
| 一五 国税徴収法施行細則中改正（昭和二〇大蔵省令二七号）                                                              | 五四六 |
| 一六 昭和二年閣令第三号〔大正一〇年閣令第三号（樺太ニ於ケル租税ノ種類及課率設定等）改正〕中改正（昭和二〇大蔵省令二八号）                             | 五四七 |
| 一七 地方税法及地方分与税法中改正法律（昭和二〇法律第一七号）                                                           | 五四九 |
| 一八 地方税法及地方分与税法中改正に關する件依命通牒（昭和二〇・三・二九發地三六号各地方長官宛内務省地方局長發）                                  | 五五〇 |

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル所得稅法外十六法律中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十年二月十四日

内閣総理大臣 小磯 国昭

大蔵大臣 石渡 莊太郎

内務大臣 大達 茂雄

軍需大臣 吉田 茂

法律第十六号（官報二月一五日）

第一条 所得稅法中左ノ通改正ス

第八條 株式ノ消却ニ因リ支払ヲ受クル金額又ハ退社、脱退若ハ出資ノ減少ニ因リ持分ノ払戻トシテ受クル金額ガ其ノ株式ノ払込済金額又ハ出資金額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過金額ハ之ヲ法人ヨリ受クル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ト看做シ本法ヲ適用ス

第十条第一項第三乙種中「其ノ他」ノ下ニ「清算取引所得以外ノ」ヲ加ヘ同項第七但書ヲ削ル

第十二条第一項第四号但書ヲ削リ同項第十号中「前年中ノ總收入金額」ヲ「取引一決済毎ノ收入金額」ニ改ム

第二十条ノ二 清算取引所得ハ百円ニ滿タザルトキハ分類所得稅ヲ課セズ

第二十一条第一項ヲ左ノ如ク改ム

分類所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

第一 不動産所得 百分ノ二十三

第二 配当利子所得

甲種

一 國債ノ利子 百分ノ十六

二 國債以外ノ公債ノ利子、元本ノ償還及利息ノ支払ニ付政府ノ保証アル社債ノ利子並ニ法人ヨリ受クル利

益若ハ利息ノ配当又ハ剩余金ノ分配 百分ノ二十二

三 其ノ他 百分ノ二十三

乙種 百分ノ二十三

第三 事業所得

甲種及乙種 百分ノ二十一

丙種 百分ノ十八

第四 勤勞所得 百分ノ十八

第五 山林ノ所得

所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各税率ヲ適用ス

二千円以下ノ金額 百分ノ十八

二千円ヲ超ユル金額 百分ノ二十三

四千元ヲ超ユル金額 百分ノ二十八

二万円ヲ超ユル金額 百分ノ三十三

四万円ヲ超ユル金額 百分ノ四十八

十万円ヲ超ユル金額 百分ノ六十三

第六 退職所得

所得金額ヲ支払者ノ異ル毎ニ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各税率ヲ適用ス

二万円以下ノ金額 百分ノ十八

二万円ヲ超ユル金額 百分ノ二十八

十万円ヲ超ユル金額 百分ノ四十三

五十万円ヲ超ユル金額 百分ノ六十三

第七 清算取引所得

所得金額ヲ左ノ各級ニ区分シ通次ニ各税率ヲ適用ス

一万円以下ノ金額 百分ノ五

一万円ヲ超ユル金額 百分ノ十

五万円ヲ超ユル金額 百分ノ二十

同条第二項中「百分ノ二十一ハ之ヲ百分ノ十九」ヲ「百分ノ二十三ハ之ヲ百分ノ二十一」ニ改メ同条第三項ヲ左ノ如クニ改ム

投資信託ノ利益ニ付テハ第一項中配当利子所得甲種第三号ニ規定スル税率百分ノ二十三ハ之ヲ百分ノ二十一トス同条第四項中「及前項ニ規定スル預金ノ利子並ニ」ヲ「銀行貯蓄預金、市町村農業會貯金、産業組合貯金、市街地信用組合貯金其ノ他命令ヲ以テ定ムルニ預金ノ利子及」ニ、「百分ノ二十及前項ニ規定スル税率百分ノ十五ハ之ヲ百分ノ五」ヲ「百分ノ二十三ハ之ヲ百分ノ七」ニ、同条第六項中「百分ノ十八ハ之ヲ百分ノ十五」ヲ「百分ノ二十一ハ之ヲ百分ノ十八」ニ改ム

第二十二條第一項中「百分ノ二十三」ヲ「百分ノ二十六」ニ、「百分ノ二十九」ヲ「百分ノ三十二」ニ、「百分ノ五」ヲ「百分ノ七」ニ、「百分ノ三十六」ヲ「百分ノ三十九」ニ、「百分ノ三十」ヲ「百分ノ三十三」ニ改メ同項第三号ヲ削除ス

同条第二項中「百分ノ三十二」ヲ「百分ノ三十五」ニ改ム

第二十三條ノ二 株式ノ清算取引ニ付甲種又ハ乙種ノ事業所得ニ対スル分類所得稅ヲ課スベキ者ニ付テハ其ノ前年中ニ納付シタル清算取引所得ニ対スル分類所得稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ甲種又ハ乙種ノ事業所得ニ対スル分類所得稅額ヨリ之ヲ控除ス

第三十條第一項第八号ヲ削除シ同項第五号ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ収入金額ノ十分ノ五ニ相当スル金額ヨリ千五百円ヲ控除シタル金額

同条第二項中「、第八号」及同条第五項中「第八号及」ヲ削ル

第三十二条第三項中「前二項」ヲ「前項」ニ改メ同条第二項ヲ削ル

第三十三条第一項但書ヲ削ル

第三章中第三十三条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フ

第三十三条ノ二 株式ノ清算取引ニ付綜合所得税ヲ課スベキ者ニ付テハ第二十三条ノ二ノ規定ニ依ル控除ヲ為スモ不足アルトキニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ綜合所得税額ヨリ其ノ不足額ヲ控除ス

第三十四条第一項中「、乙種ノ退職所得若ハ清算取引所得」ヲ「若ハ乙種ノ退職所得」ニ改メ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ特別ノ事情アリト認ムルトキハ前項ノ申請ナキ場合ト雖モ第二十五条ノ規定ニ依ル控除ヲ為スコトヲ得

第三十五条ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ特別ノ事情アリト認ムルトキハ前項ノ申請ナキ場合ト雖モ第二十四条ノ規定ニ依ル控除ヲ為スコトヲ得

第三十六条第一項中「、乙種ノ退職所得及清算取引所得」ヲ「及乙種ノ退職所得」ニ改ム

第三十七条中「四月三十日」ヲ「五月三十一日」ニ改ム

第七十二条第一項中「又ハ甲種ノ退職所得」ヲ「、甲種ノ退職所得又ハ清算取引所得」ニ、同条第二項中「百分ノ

十五」ヲ「百分ノ十八」ニ改ム

第七十三条第一項ヲ左ノ如ク改ム

不動産所得、乙種ノ配当利子所得、甲種及乙種ノ事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得及乙種ノ退職所得ニ対スル分類所得税並ニ個人ノ總所得ニ対スル綜合所得税ハ其ノ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徴収ス

第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期 翌年一月一日ヨリ三十一日限

第八十四条第一項中「、乙種ノ退職所得及清算取引所得」ヲ「及乙種ノ退職所得」ニ改ム

第六十六条第一項中「及第二十一条第三項ニ規定スル預金ノ利子並ニ」ヲ「、銀行貯蓄預金、市町村農業会貯金、産業組合貯金、市街地信用組合貯金其ノ他命令ヲ以テ定ムル預金ノ利子及」ニ改ム

## 第二条 法人税法中左ノ通改正ス

第六条中「及積立金額ノ合計金額」ヲ削ル

第十二条中「開始シタル年及其ノ翌年ヨリ三年間」ヲ「開始シタル事業年度及其ノ翌事業年度開始ノ日ヨリ三年以内ニ終了スル事業年度ニ於テ」ニ改ム

第十五条 削除

第十六条第一項第一号中「百分ノ三十」ヲ「百分ノ三十三」ニ、「百分ノ四十五」ヲ「百分ノ四十八」ニ改メ同項第二号ヲ左ノ如ク改ム

## 二 清算所得

清算所得金額ヲ左ノ如ク区分シ各税率を適用ス

積立金又ハ本法其ノ他ノ法律ニ依リ法人税ヲ課セラレザル所得ヨリ成ル金額 百分ノ二十六

其ノ他ノ金額 百分ノ四十八

第三条 特別法人税法中左ノ通改正ス

第五条第一項及第二項中「及積立金額ノ合計金額」並ニ同条第三項及第四項ヲ削ル

第九条 特別法人税ハ左ノ税率ニ依リ之ヲ賦課ス

一 各事業年度ノ剰余金 百分ノ二十二

二 清算剰余金

清算剰余金額ヲ左ノ如ク区分シ各税率ヲ適用ス

積立金ヨリ成ル金額 百分ノ二十六

其ノ他ノ金額 百分ノ四十二

所得税ヲ課セラレザル法人ノミヲ以テ組織スル特別ノ法人ノ清算剰余金ニ対スル特別法人税ハ前項ノ規定ニ拘ラズ清算剰余金中積立金ヨリ成ル金額以外ノ金額ノ百分ノ二十二ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ税額トス

第九条ノ二 本法ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ特別ノ法人ノ各事業年度ノ剰余金中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

特別法人税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第四条 營業税法中左ノ通改正ス

第十二条中「三年間」ノ下ニ「(法人ニ付テハ当該事業ヲ開始シタル事業年度及其ノ翌事業年度開始ノ日ヨリ三年以内ニ終了スル事業年度ニ於テ)」ヲ加フ

第二十五条第二項中「八月一日ヨリ三十一日限」ヲ「九月一日ヨリ三十日限」ニ、「一月一日ヨリ三十一日限」ヲ、「二月一日ヨリ末日限」ニ改ム

第五条 臨時利得税法中左ノ通改正ス

第二十六条第二項ヲ左ノ如ク改ム

個人ノ利得ニ付テハ臨時利得税ノ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徴収ス但シ納税義務者納税管理人ノ申告ヲ為サズシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ臨時利得税ヲ徴収スルコトヲ得

第一期 其ノ年十月一日ヨリ三十一日限

第二期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

第六条 地租法中左ノ通改正ス

第十一条第一項ヲ左ノ如ク改ム

地租ノ納期ハ毎年十一月一日ヨリ三十日限トス

第七十一条第二項中「次ノ」ヲ削ル

第七十三条 地租ハ各納税義務者ニ付同一市町村内ニ於ケル土地ノ賃貸価格ノ合計金額ニ依リ算出シ之ヲ徴収ス但シ賃貸価格ノ合計金額ガ十円ニ滿タザルトキハ地租ヲ徴収セズ

第七十三条ノ二中「各納期ニ於ケル」ヲ削ル

第七十四条第一項中「納期毎ニ其ノ」ヲ削ル

第七条 通行税法中左ノ通改正ス

第二条第一項中「二錢五厘」ヲ「四錢」ニ、「一錢二厘五毛」ヲ「二錢」ニ、「二厘五毛」ヲ「五厘」ニ、同条第二項中「十二錢」ヲ「二十錢」ニ、「六錢」ヲ「十錢」ニ改ム

第二條ノ二第一項中「五十錢」ヲ「八十錢」ニ、「二十五錢」ヲ「四十錢」ニ、「五錢」ヲ「十錢」ニ改ム  
第八條 酒稅法中左ノ通改正ス

第二十七條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム  
酒稅ノ稅率左ノ如シ

一 清酒

|        |      |         |
|--------|------|---------|
| 第一級    | 一石ニ付 | 千二百四十五円 |
| 第二級    | 一石ニ付 | 五百八十五円  |
| 二 合成清酒 | 一石ニ付 | 五百四十五円  |
| 三 濁酒   | 一石ニ付 | 三百五十円   |
| 四 白酒   | 一石ニ付 | 千五十円    |
| 五 味噌   | 一石ニ付 | 七百五十五円  |
| 六 焼酎   | 一石ニ付 | 五百七十円   |
| 七 麦酒   | 一石ニ付 | 四百五十円   |
| 八 果実酒  |      |         |
| 第一級    | 一石ニ付 | 七百五十円   |

第二級 一石ニ付 四百円  
 第三級 一石ニ付 三百三十円  
 九 雜酒

第一級 一石ニ付 千二百円  
 第二級 一石ニ付 千円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ六十七円ヲ加フ

第三級 一石ニ付 千円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ五十五円ヲ加フ

第四級 一石ニ付 七百円

命令ヲ以テ定ムルアルコール分ヲ超エアルコール分五十度ヲ超エザル酒類（麦酒ヲ除ク）ニ付テハ前項及第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル金額ヲ命令ヲ以テ定ムルアルコール分（指定アルコール分ト称ス以下同ジ）ノ度数ヲ以テ除シテ得タル金額ノ百分ノ百二十ニ相当スル金額ヲ指定アルコール分ヲ超ユル一度毎ニ前項ノ規定ニ依ル酒稅額ニ加算ス

同条第三項中「三十六円」ヲ「五十三円」ニ改ム  
 第二十七條ノ二中「百分ノ三百」ヲ「百分ノ四百」ニ改ム

第二十七条ノ三ヲ削リ第二十七条ノ四ヲ第二十七条ノ三トス

第三十五条中「第二十七条ノ三ニ規定スル酒類ト其ノ他ノ酒類トニ区分シテ」ヲ削ル

第六十二条 削除

第六十三条第一項中「、前条」及「、酒税軽減額若ハ交付金額」、同条第二項中「前条第一項、」並ニ同条第三項中「及前条第二項」ヲ削ル

第六十六条中「、第六十二条第一項」ヲ削ル

第六十七条中「第六十条乃至第六十三条」ヲ「第六十条、第六十一条、第六十三条」ニ改ム

第八十三条第一項第一号中「二百八十五円」ヲ「五百三十円」ニ、「二十四円」ヲ「四十三円」ニ、同項第二号中「二百八十五円」ヲ「五百十五円」ニ、「十七円」ヲ「二十五円」ニ、同条第三項中「第三級」ヲ「第二級」ニ改ム  
第八十三条ノ二ヲ削ル

第八十四条第一項中「三百二十八円」ヲ「五百五十八円」ニ、「十九円五十銭」ヲ「二十六円五十銭」ニ、同条第三項中「第一項」ヲ「前項」ニ改メ同条第二項ヲ削ル

#### 第九条 遊興飲食税法中左ノ通改正ス

第二条第一項第三号中「遊興飲食」ノ下ニ「又ハ宿泊（洋式ノ旅館以外ノ旅館ニ於ケル宿泊ニ付テハ飲食ヲ含ム以下同シ）」ヲ、同項第五号中「前各号」ノ下ニ「及第七号」ヲ加ヘ同項第六号中「旅館ニ於ケル宿泊ノ料金」ヲ「洋式ノ旅館ニ於ケル宿泊ノ料金但シ第三号ニ該当スル場合ヲ除ク」ニ改メ同項ニ左ノ一号ヲ加フ

七 洋式ノ旅館以外ノ旅館ニ於ケル宿泊ノ料金但シ第三号ニ該当スル場合ヲ除ク

イ 命令ヲ以テ定ムル一人一泊ノ料金（以下普通宿泊料ト称ス）ガ七円ニ満タザル宿泊 料金ノ百分ノ二十

ロ 普通宿泊料ガ十二円ニ満タザル宿泊 料金ノ百分ノ四十

ハ 普通宿泊料ガ十二円以上ノ宿泊 料金ノ百分ノ七十

一人一泊ノ宿泊ノ料金中普通宿泊料ヲ超ユル金額ニ付テハ百分ノ十ヲ加算シタル税率ニ依ル

同条第二項中「前項」ヲ「第一項」ニ、「五円ニ満タザルモノニ付テハ」ヲ「十円ニ満タザルモノニ付テハ」ニ改メ同項ニ左ノ三号ヲ加フ

六 一人一回六円ニ満タザルモノ 一人一回ニ付 四円

七 一人一回八円ニ満タザルモノ 一人一回ニ付 五円五十銭

八 一人一回十円ニ満タザルモノ 一人一回ニ付 七円五十銭

同条第三項中「前二項」ヲ「第一項及第三項」ニ改メ同条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ洋式ノ旅館ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条中「及旅館ニ於ケル宿泊ノ料金ガ一人一泊三円ニ満タザル場合」ヲ、「洋式ノ旅館ニ於ケル宿泊ノ料金ガ一

人一泊三円ニ満タザル場合及洋式ノ旅館以外ノ旅館ニ於ケル普通宿泊料ガ四円五十銭ニ満タザル場合」ニ改メ同条

但書及第三号中「遊興飲食」ノ下ニ「又ハ宿泊」ヲ加ヘ同条ニ左ノ一号ヲ加フ

五 洋式ノ旅館以外ノ旅館ニ於ケル普通宿泊料ガ四円五十銭ニ満タザルモノ一人一泊ニ付領収スベキ宿泊ノ料金ガ

四円五十銭以上ト為リタル場合ノ宿泊ノ料金

第十条 入場税法中左ノ通改正ス

第三条第一項ヲ左ノ如ク改ム

入場税ノ税率左ノ如シ

第一種ノ場所

入場料ガ一人一回一円未満ノモノ

入場料ノ百分ノ百

入場料ガ一人一回一円以上ノモノ

入場料ノ百分ノ二百

回数、定期又ハ貸切ニテ入場ノ契約ヲ為シタルモノ

入場料ノ百分ノ百五十

第二種ノ場所

撞球場、スケート場、第二種第三号ノ場所

入場料ノ百分ノ百

麻雀場

入場料ノ百分ノ百五十

ゴルフ場

入場料ノ百分ノ二百

第十一条 骨牌税法中左ノ通改正ス

第五条ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ命令ノ定ムル所ニ依リ骨牌税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シテ骨牌ノ包裹ニ納税済証印ノ捺印ヲ受ケ印紙

貼用ニ代フルコトヲ得

第六条中「貼用印紙」ノ下ニ「又ハ納税済証印ノ印影」ヲ加フ

第九条及第十条中「貼用ナキ」ノ下ニ「若ハ納税済証印ノ押捺ヲ受ケサル」ヲ加フ

第十五条第一項及第十六条第一項中「貼用ナキ」ノ下ニ「又ハ納税済証印ノ押捺ヲ受ケサル」ヲ加フ

第十二条 臨時租税措置法中左ノ通改正ス

第一条中「田畑地租、」ヲ削リ「課税標準ノ計算」ノ下ニ「若ハ其ノ徴収」ヲ加フ

第一条ノ三第一項中「三年間」ノ下ニ「（法人ニ付テハ設備ヲ増設シタル事業年度及其ノ翌事業年度開始ノ日より三年以内ニ終了スル事業年度ニ於テ）」ヲ、同条第二項中「三年間」ノ下ニ「（法人ニ付テハ製造ヲ開始シ又ハ設備ヲ増設シタル事業年度及其ノ翌事業年度開始ノ日より三年以内ニ終了スル事業年度ニ於テ）」ヲ加フ

第一条ノ四中「利益」ヲ「利得」ニ改メ同条ニ左ノ一号ヲ加フ

八 其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノ

第一条ノ八中「百分ノ十九ヲ百分ノ十五」ヲ「百分ノ二十二ヲ百分ノ十八」ニ改ム

第一条ノ九中「百分ノ五」ヲ「百分ノ六」ニ改ム

第一条ノ十中「百分ノ四乃至百分ノ五」ヲ「百分ノ六乃至百分ノ七」ニ改ム

第一条ノ十四中「百分ノ十九ヲ百分ノ十六」ヲ「百分ノ二十二ヲ百分ノ十九」ニ、「百分ノ三十六ヲ百分ノ三十三」ヲ「百分ノ三十九ヲ百分ノ三十六」ニ改ム

第一条ノ十七 法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官庁ノ指導若ハ斡旋ニ依リ企業整備ノ必要其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ昭和二十一年三月三十一日迄ニ合併又ハ解散シタル法人ノ清算所得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ法人税法第十六条ニ規定スル税率百分ノ二十六ヲ百分ノ十三、百分ノ四十八ヲ払込資本金額百万円以下ノ法人ニ付テハ百分ノ二十七、払込資本金額百万円ヲ超ユル法人ニ付テハ百分ノ三十二トシタル場合ノ差減額ニ相当スル法人税ヲ軽減ス

第一条ノ十八中「昭和二十年」ヲ「昭和二十一年」ニ改ム

第一条ノ十九 法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官庁ノ指導若ハ斡旋ニ依リ法人ノ積立金ヲ以テ為シタル利益ノ配当ガ株式ノ払込又ハ出資ニ充テラレタル場合ニ於テハ当該利益ノ配当ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ十分ノ五ヲ控除シタル金額ニ依リ所得税ヲ賦課ス

第一条ノ二十中「昭和二十年」ヲ「昭和二十一年」ニ改メ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官庁ノ指導若ハ斡旋ニ依リ昭和十九年一月一日以後昭和二十一年三月三十一日迄ニ企業整備ノ必要其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ営業以外ノ事業ノ全部又ハ大部分ヲ廃止シタル個人ノ当該事業ヨリ生ズル所得ニ付之ヲ準用ス

第一条ノ二十一中「昭和二十年」ヲ「昭和二十一年」ニ、「営業」ヲ「事業」ニ改メ「軽減又ハ免除ス」ノ下ニ「徴用ニ因リ退職シタル者ノ退職前ニ支払ヲ受ケタル俸給、給料、賞与又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ニ付昭和二十年分以降ノ乙種ノ勤勞所得ニ対スル分類所得税及綜合所得税亦同ジ」ヲ加フ

第一条ノ二十二中「昭和十九年」ヲ「昭和二十年」ニ、「昭和二十年」ヲ「昭和二十一年」ニ、「十分ノ二」ヲ「十分ノ三」ニ改メ「不動産上ノ権利ヲ使用セシムル一切ノ場合ヲ含ム」ノ下ニ「以下同ジ」ヲ加ヘ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ場合ニ於テ不動産又ハ不動産上ノ権利ノ譲渡ガ防空法第五条ノ十ノ規定ニ基ク命令ニ依ルモノナルトキハ当該譲渡ニ因リ生ズル利得ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ臨時利得税ヲ免除ス

第一条ノ二十三第一項中「昭和十九年」ヲ「昭和二十年」ニ改ム

第一条ノ二十五第一項中「十分ノ三」ヲ「十分ノ五」ニ改ム

第一条ノ二十六第一項中「及前二年分」及「ノ平均額」ヲ削リ「十分ノ二」ヲ「十分ノ三」ニ、「十分ノ四」ヲ「十分ノ六」ニ、同条第二項中「三万円以上ノ者又ハ其ノ年中ノ營業ノ所得金額ガ其ノ年分ノ營業ノ所得ノ決定金額」ヲ「五万円」ニ改メ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項及第二項ノ規定ハ個人ノ其ノ年中ノ乙種ノ事業所得ニ該当スル所得ノ金額ガ其ノ年分ノ乙種ノ事業所得ノ決定金額ニ対シ五割以上減少シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第一条ノ二十九中「ニ規定スル」ヲ「又ハ臨時資金調整法ノ規定ニ依リテ為ス」ニ改ム

第一条ノ三十二 法人ノ納付シタル罰金又ハ科料（通告処分ニ依リ納付シタル罰金又ハ科料ニ相当スル金額ヲ含ム）ハ法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入セズ

第一条ノ三十三中「所得税法、」ヲ削ル

第一条ノ三十五中「昭和二十年」ヲ「昭和二十一年」ニ、「第九条ノ規定ニ拘ラズ百分ノ十二・五ノ税率ニ依リ特別法人税ヲ賦課ス」ヲ「第九条第一項ニ規定スル税率百分ノ二十六ヲ百分ノ十三、百分ノ四十二ヲ百分ノ二十二、同条第二項ニ規定スル税率百分ノ二十二ヲ百分ノ十二・五トシタル場合ノ差減額ニ相当スル特別法人税ヲ輕減ス」ニ改ム

第二条 命令ヲ以テ定ムル法人ガ各事業年度ノ所得及資本ニ対スル法人税、各事業年度ノ純益ニ対スル營業税又ハ臨時利得税ニ付為スベキ法人税法第十八条、營業税法第十五条又ハ臨時利得税法第十五条ノ申告ノ期限ハ之ヲ毎事業年度決算確定後六十日以内トス

第三条 前条ニ規定スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各事業年度ノ所得及資本ニ対スル法人税、各事業年度ノ純益

ニ対スル營業税並ニ臨時利得税ヲ前条ノ規定ニ依ル申告ト同時ニ政府ニ納付スベシ

第四条 第二条ニ規定スル法人前条ノ規定ニ依リ法人税、營業税若ハ臨時利得税ヲ納付セザル場合又ハ其ノ納付シタル税額ガ納付スベキ税額ニ対シ不足スル場合ニ於テハ納付スベキ税額又ハ不足スル税額ニ命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ加算シテ之ヲ徴收ス

第五条 法人税法第十四条及營業税法第九条ノ規定ハ前条ノ規定ニ依リ臨時利得税ノ額ニ加算シタル金額ニ付テハ之ヲ適用セズ

第六条 納税施設法第七条乃至第九条ノ規定ハ第二条ニ規定スル法人ニ付テハ之ヲ適用セズ

第七条乃至第十二条 削除

第十三条 同一人ニ付第一条ノ二十及第一条ノ二十六ノ規定ニ該当スル事由アルトキハ軽減又ハ免除額ノ多額ト為ルベキ一ノ規定ヲ適用ス

第十三条ノ二ヲ削ル

第二十二條ノ三中「昭和二十年」ヲ「昭和二十一年」ニ改ム

第十三条 所得税法人税内外地關涉法中左ノ通改正ス

第一条中「乙種ノ退職所得並ニ清算取引所得」ヲ「並ニ乙種ノ退職所得」ニ改ム

第四条 所得税法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル個人ノ同法第十条ニ規定スル甲種若ハ乙種ノ事業所得又ハ同法第二十八条ニ規定スル所得中ニ朝鮮又ハ台湾ニ於ケル法令ニ依リ第二種ノ所得トシテ所得税ヲ課ス

ル報酬若ハ料金又ハ株式ノ清算取引ニ因ル所得アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税法ニ依ル所得税額ヨリ当該第二種ノ所得ニ対スル所得税額ヲ控除ス

第二十二條第一項中「及所得税法第二十一條第二項ニ規定スル預金ノ利子並ニ」ヲ「銀行貯蓄預金、市町村農業會貯金、産業組合貯金、市街地信用組合貯金其ノ他命令ヲ以テ定ムル預金ノ利子及」ニ改ム

#### 第十四條 戰時災害國稅減免法中左ノ通改正ス

第二條 政府ノ戰時災害アリタル地方ニ於テ納付スベキ國稅及戰時災害ニ因ル被害者ノ納付スベキ國稅ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ課稅標準ノ計算、調査及決定ニ關スル特例ヲ設クルコトヲ得

政府ハ戰時災害アリタル地方ニ於ケル所得調査委員會ニ關シ勅令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得  
第三條中「申請」ノ下ニ「(審査ノ請求及異議ノ申立ヲ含ム)」ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ戰時災害アリタル地方ニ於テ為シ又ハ戰時災害ニ因ル被害者ノ為スベキ國稅ニ關スル支払調書、計算書其ノ他命令ヲ以テ定ムル書類ノ提出ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得

#### 第十五條 納稅施設法中左ノ通改正ス

第一章中第六條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第六條ノ二 政府ハ納稅団体ノ管理スル納稅資金又ハ納稅団体ニ對シ國稅ノ納付ヲ委託シテ交付シタル金錢等ガ亡失シタル為被害ヲ受ケタル団員ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ國稅ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

団員前項ノ規定ニ依リ輕減又ハ免除ヲ受ケタルトキハ當該団員が前項ノ管理ニ關シ又ハ前項ノ委託ニ基キ有スル權利ハ輕減又ハ免除ヲ受ケタル國稅額ノ限度ニ於テ消滅ス

第一項ノ規定ニ依リ輕減又ハ免除セラルル国税ハ法令上ノ納稅資格要件ニ関シテハ輕減又ハ免除セラレザルモノト看做ス

第六條ノ三 政府ハ前條第一項ノ規定ニ依リ国税ヲ輕減又ハ免除シタル場合ニ於テ同項ニ規定スル亡失ガ納稅団体ノ役員、使用人等ノ故意又ハ過失ニ因ルト認メラルルトキハ納稅資金亡失責任審査委員会ノ諮問ヲ經テ此等ノ者ニ對シ輕減又ハ免除シタル国税額ノ全部又ハ一部ニ相当スル金額ノ賠償ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ賠償金ノ徵收ニ付テハ国税徵收ノ例ニ依ル  
第一項ノ規定ニ依リ賠償ヲ命ゼラレタル者其ノ命令又ハ賠償金ノ徵收ニ付不服アルトキハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

納稅資金亡失責任審査委員会ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條ノ四 第六條ノ二並ニ前條第一項及第二項ノ規定ハ都道府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル公共団体ノ租稅公課ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ政府トアルハ都道府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル公共団体トシ納稅資金亡失責任審査委員会ノ諮問トアルハ都道府県參事會、市參事會、町村會其ノ他之ニ準ズルモノノ議決トス  
前項ニ於テ準用スル前條第一項ノ規定ニ依リ賠償ヲ命ゼラレタル者其ノ処分ニ付不服アルトキハ都道府県ニ對スル賠償ニ在リテハ主務大臣ニ訴願ヲ為シ市町村其ノ他ノ公共団体ニ對スル賠償ニ在リテハ地方長官ニ訴願ヲ為シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ主務大臣ニ訴願ヲ為スコトヲ得

前項ノ賠償ヲ命ゼラレタル者賠償金ノ徵收ニ付不服アルトキハ都道府県ニ對スル賠償金ニ在リテハ行政裁判所ニ出訴シ市町村其ノ他ノ公共団体ニ對スル賠償金ニ在リテハ地方長官ニ訴願ヲ為シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政

裁判所ニ出訴スルストヲ得

前二項ノ規定ニ依ル地方長官ノ裁決ニ付テハ市町村長其ノ他之ニ準ズル者ヨリモ主務大臣ニ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十六条 輕金屬製造事業法中左ノ通改正ス

第七條第一項中「五年以内」ヲ「十年以内」ニ改ム

第十七条 國民貯蓄組合法中左ノ通改正ス

第四條ノ二 市町村農業會其ノ他第二條第四號ノ団体ヘノ貯金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依ラザルモノト雖モ前條ノ規定ノ適用ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依ルモノト看做ス

## 附 則

第十八条 本法ハ昭和二十年四月一日ヨリ之を施行ス但シ第十四條及第十五條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九条 不動産所得、乙種ノ配当利子所得、甲種及乙種ノ事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得、乙種ノ退職所得及個人ノ總所得ニ對スル所得稅並ニ個人ノ營業稅及臨時利得稅ニ付テハ昭和二十年分ヨリ本法ヲ適用ス但シ第二十条第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲス

②法人ノ各事業年度ノ所得ニ對スル法人稅、各事業年度ノ純益ニ對スル營業稅及臨時利得稅ニ付テハ昭和二十年一月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ、清算所得ニ對スル法人稅ニ付テハ同年四月一日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ本法ヲ適用ス但シ第十六條ノ規定ハ法人ノ昭和十九年九月二十日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ之ヲ適

用ス

③前項ノ規定ハ第四項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

④臨時租稅措置法第二條乃至第六條ノ改正規定ハ法人ノ昭和二十年四月一日以後ニ終了スル事業年度分ノ法人稅、營業稅及臨時利得稅ヨリ之ヲ適用ス

⑤特別ノ法人ノ各事業年度ノ剩余金ニ對スル特別法人稅ニ付テハ昭和二十年一月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ、清算剩余金ニ對スル特別法人稅ニ付テハ同年四月一日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ本法ヲ適用ス

第二十條 本法施行前ニ於ケル株式ノ消却、退社、脱退、出資ノ減少、解散又ハ合併ニ因ル從前ノ所得稅法第八條ニ規定スル利益ノ配當及剩余金ノ分配並ニ本法施行前ニ於ケル株式ノ清算取引ニ因ル所得ニ對スル所得稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ當該利益ノ配當及剩余金ノ分配ニ對スル綜合所得稅並ニ當該清算取引所得ニ對スル分類所得稅ノ徵收ニ付テハ改正後ノ所得稅法第七十三條ニ規定スル納期ニ依ル

②本法施行前ニ於ケル合併又ハ解散ニ因ル法人ノ清算所得ニ對スル法人稅又ハ特別ノ法人ノ清算剩余金ニ對スル特別法人稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第二十一條 本法施行前ニ於テ從前ノ規定ニ依リ酒稅ノ輕減又ハ交付金ノ交付ヲ受ケ又ハ受クベカリシ酒類ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ本法施行後其ノ用途ヲ變更スル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

②酒類ノ製造者若ハ販賣業者又ハ命令ヲ以テ定ムル者が本法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ各種類ヲ通ジ合計四斗以上ノ酒類ヲ所持スル場合及其ノ所持スル酒類ガ合計四斗ニ滿タザルモ命令ヲ以テ定ムル酒類ガ合計一斗以上ナル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ其ノ所持スル酒類ニ對シ酒稅

ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ改正後ノ酒税法第二十七條、第二十七條ノ二、第八十三條又ハ第八十四條ノ規定ニ依リ算出シタル税額ト従前ノ酒税法第二十七條乃至第二十七條ノ三又ハ第八十三條乃至第八十四條ノ規定ニ依リ算出シタル税額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徴収ス

③前項ノ製造者若ハ販売業者又ハ命令ヲ以テ定ムル者ハ其ノ所持スル酒類ニ付従前ノ酒税法第二十七條ノ三ニ規定スル酒類ト其ノ他ノ酒類トニ区分シ種類、級別及アルコール分毎ニ数量、価格及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

④本法施行ノ際製造場ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ酒税法第三十八條第一項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ移出シタルトキ酒税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ第二項後段ニ規定スル税額ヲ以テ其ノ税額トス

朕所得税法施行規則外十勅令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十年三月三十日

内閣總理大臣 小磯 国昭  
大東亜大臣 重光 葵  
大蔵大臣 津島 寿一

勅令第百八十三号（官報三月三十一日）

第一条 所得税法施行規則中左ノ通改正ス

第九条 削除

第十条中「第十二条」ノ下ニ「第一項第一号、第四号又ハ第七号」ヲ加フ

第十二条ノ二 所得税法第十二条第一項第十号ノ規定ニ依リ取引一決済毎ノ収入金額ヨリ控除スベキ経費ハ当該取引ニ付納付ス

ル取引税及当該取引ノ委託ニ付支払フ委託手数料ニ限ル

第二十一条中「法人ニ対スル」ノ下ニ「元本五千円ヲ超エザル」ヲ加ヘ「百分ノ二十ハ之ヲ百分ノ十五」ヲ「百分ノ二十三ハ之ヲ百分ノ七」ニ改ム

第二十一条ノ二中「百分ノ二十ハ之ヲ百分ノ五」ヲ「百分ノ二十三ハ之ヲ百分ノ七」ニ改ム

第二十二条ニ左ノ一項ヲ加フ

定期貯金、据置貯金及之ニ準ズル預金ト其ノ他ノ預金トハ之ヲ区分シ前項ノ規定ヲ適用ス

第三十四条中「第九条及」「第五号ノ所得中所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ヲ除ク」ヲ削ル

第三十五条中「及第七号乃至第九号」ヲ「第七号及第九号」ニ改ム

第三章中第三十五条ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十五条ノ二 所得税法第三十三条ノ二ノ規定ニ依リ綜合所得税額ヨリ控除スル金額ハ当該綜合所得税額中株式ノ清算取引ニ

因ル所得ニ対スル税額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ株式ノ清算取引ニ因ル所得ニ対スル税額ハ当該所得金額ノ總所得金額ニ対スル割合ヲ綜合所得税額ニ乗ジテ之ヲ計算ス

第三十六条第一項中「乙種ノ退職所得若ハ清算取引所得」ヲ「若ハ乙種ノ退職所得」ニ改ム

第三十六条ノ三 所得税法第二十三条ノ二又ハ第三十三条ノ二ノ規定ニ依リ控除ヲ受ケントスル者ハ第三十六条ノ申告ト同時ニ

其ノ申請書ヲ所轄税務署ニ提出スベシ

第三十七条ニ左ノ一項ヲ加フ  
税務署長ハ特別ノ事情アリト認ムルトキハ第一項ニ規定スル申請書ノ提出ナキ場合ト雖モ所得税法第二十五条ノ規定ニ依リ控

除ヲ為スコトヲ得

第四十一条第二項中「第三十七条第三項」ノ下ニ「及第四項」ヲ加フ

第四十二条ニ左ノ一項ヲ加フ

税務署長ハ特別ノ事情アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル申請書ノ提出ナキ場合ト雖モ第三十一条又ハ所得税法第二十四条ノ規定ニ依ル控除ヲ為スコトヲ得

第四十六条中「第三十二条第三項」ヲ「第三十二条第二項」ニ改ム

第七十九条ノ二 特別ノ事情アル場合ニ於テハ財務局長ハ審査ノ請求アリタル事項ニ関シ所得審査委員ニ対シ書面ニ依ル意見ノ開陳ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第七十三条及第七十五条ノ規定ニ拘ラズ總數ノ二分ノ一ヲ超ユル所得審査委員ヨリ同一意見ノ開陳アリタルトキ当該意見ニ依ル所得審査委員会ノ決議アリタルモノトス

第八十一条中「又ハ甲種ノ退職所得」ヲ「甲種ノ退職所得又ハ清算取引所得」ニ改ム

第八十一条ノ二 第一号中「一日三円ノ割合ニ依リ報酬又ハ料金ノ支給期間ニ応ジテ算出シタル金額」ヲ「其ノ支払ヲ受クベキ金額ノ三分ノ一」ニ、同条第二号中「十分ノ三」ヲ「三分ノ一」ニ、同条第三号中「十分ノ二」ヲ「九分ノ二」ニ改ム

第八十一条ノ四ヲ削ル

第八十二条及第九十九条中「乙種ノ退職所得若ハ清算取引所得」ヲ「若ハ乙種ノ退職所得」ニ改ム

第一百十三条ニ第一項トシテ左ノ一項ヲ加フ

所得税法第六十六条第一項ノ規定ニ依リ支払ノ際綜合所得税ヲ賦課スルコトヲ得ベキ預金ノ利子ハ同項ニ掲グル預金ノ利子ノ外  
第二十一条ニ掲グル法人ニ対スル預金ノ利子ニ限ル

第二条 法人税法施行規則中左ノ通改正ス

第十一条 法人税法第四条ノ規定ハ同法第十六条第一項第二号ニ規定スル清算所得中法人税法其ノ他ノ法律ニ依リ法人税ヲ課セラレザル所得ヨリ成ル金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第三条 地租法施行規則中左ノ通改正ス

第五条中「北海道、」及「北海道其ノ年十一月一日ヨリ三十日限」ヲ削ル  
第十二条第二項中「次ノ」ヲ削ル

第十八条ノ二中「各納期ニ於ケル」ヲ削ル

第四条 家屋税法施行規則中左ノ通改正ス  
第二十四条中「五円」ヲ「十円」ニ改ム

第五条 酒税法施行規則中左ノ通改正ス  
第十五条 大蔵大臣ノ指定スルアルコール分（指定アルコール分ト称ス以下同ジ）ニアルコール分二度ヲ加ヘタルアルコール分

（焼酎ニ在リテハ指定アルコール分）ヲ超エアルコール分五十度ヲ超エザル酒類（麦酒ヲ除ク）ニ付テハ酒税法第二十七条第一項ノ規定ニ依リ同条第一項及同法第二十七条ノ二ノ規定ニ依ル金額ヲ指定アルコール分ノ度数ヲ以テ除シテ得タル金額ノ百分ノ百ニ相当スル金額ヲ指定アルコール分ヲ超ユル一度毎ニ同法第二十七条第一項ノ規定ニ依ル酒税額ニ加算ス  
第十六条第一項中「清酒ノ第二級ノ級別ヲ除ク」ヲ削リ同条第二項ヲ左ノ如ク改ム  
大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ中央酒類委員会ノ諮問ヲ經テ清酒ノ第一級ノ級別ヲ財務局長ヲシテ地方

酒類委員会ノ諮問ヲ經テ定メシムルコトヲ得  
同条第三項中「大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ」ヲ「前項ノ場合ニ於テ大蔵大臣」ニ改ム

第十七条及第十八条 削除  
第十九条第二項及第二十條第一項中「第二十七條ノ四」ヲ「第二十七條ノ三」ニ改ム

第二十二條第二項第三号中「同條ノ規定ニ依リ大蔵大臣ノ指定スルアルコール分ニアルコール分二度ヲ加ヘタルアルコール分」

ヲ「指定アルコール分ニアルコール分二度ヲ加ヘタルアルコール分（焼酎ニ在リテハ指定アルコール分）」ニ改メ同項第一号ヲ削リ第二号ヲ第一号トシ以下順次一號宛繰上グ  
第二十三條第四項中「前項」ヲ「第一項」ニ改ム

第三十九條中「及同法」ヲ「及」ニ改ム  
第六十條ノ三中「第十四條ノ二」ヲ「第十六條」ニ改ム

第六十一条第一項及第六十二条第一項中「酒税法第二十七条ノ三ニ規定スル酒類ト其ノ他ノ酒類トニ区分シ」ヲ削ル

第七十五条ノ四第一項中「二百八十五円」ヲ「五百三十円」ニ、「二十四円」ヲ「四十三円」ニ改メ同条第二項ヲ左ノ如ク改ム

第六十二条第二項第二号ノ規定ハ前項ノ清酒及酒税法第八十三条第一項第二号ノ焼酎ニ付之ヲ準用ス

第六条 酒類委員会官制中左ノ通改正ス

第一条第三項中「第一項第三項」ヲ削ル

第七条 遊興飲食税法施行規則中左ノ通改正ス

第一条第一号中「貸座敷」ノ下ニ「及之ニ類スル場所」ヲ加フ

第二条第二項中「宿泊ノ料金」ノ上ニ「遊興飲食税法第二条第一項ノ洋式ノ旅館ニ於ケル」ヲ、「旅館」ノ上ニ「当該」ヲ加ヘ

「旅籠料、」ヲ削リ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ旅館以外ノ旅館ニ於ケル宿泊ノ料金ハ宿泊料、室料、食事料其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ当該旅館ノ經營者ガ宿泊ヲ為

シタル者ヨリ其ノ宿泊ニ付領收スベキ金額ノ合計額ニ依ル

第三条ノ三第一項中「第二項」ヲ第「第三項」ニ、「五円」ヲ「十円」ニ改メ同条ヲ第三条ノ五トス

第三条ノ三 遊興飲食税法第二条第一項第七号ノ一人一泊ノ料金ハ当該室ニ付定マリタル朝、夕ニ食附一人一泊ノ料金（以下普通宿泊料ト称ス）トス

第三条ノ四 遊興飲食税法第二条第一項ノ洋式ノ旅館ハ洋風ノ設備ヲ有シ宿泊ニ付室ノ料金ト飲食ノ料金トヲ各別ニ計算シテ料金ヲ領收スル旅館トス

第四条中「宿泊ノ料金」ヲ「宿泊（第三条ノ四ニ規定スル旅館以外ノ旅館ニ於ケル宿泊ニ付テハ飲食ヲ含ム以下同ジ）ノ料金」ニ改ム

第八条第四号中「旅籠料、」ヲ削ル

第九条ノ二第一項中「第三条ノ三」ヲ「第三条ノ五」ニ、「五円」ヲ「十円」ニ改メ同条第二項中「災害其ノ他已ムコトヲ得ザ

ル事由ニ因リ」ヲ削ル

第八条 入場税法施行規則中左ノ通改正ス

第二条ノ二ヲ削ル

第九条 骨牌税法施行規則中左ノ通改正ス

第五条ノ二 骨牌税法第五条但書ノ規定ニ依リ納税済証印ノ押捺ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨ヲ所轄税務署ニ申請シテ承認ヲ受ケ  
骨牌税額ニ相当スル現金ヲ納付スベシ

第七条第一項第四号及第八条第一項第二号中「金額」ノ下ニ「又ハ現金ニテ納付シタル税額」ヲ加フ

第十条 所得税法人税内外地関涉税法施行規則中左ノ通改正ス

第一条中「、乙種ノ退職所得及清算取引所得」ヲ「及乙種ノ退職所得」ニ改ム

第二条 所得税税法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上以上居所ヲ有スル個人ノ同法第十条ニ規定スル甲種又は乙種ノ事業所得中ニ朝鮮  
又ハ台湾ニ於ケル法令ニ依リ第二種ノ所得トシテ所得税ヲ課スル報酬又ハ料金アルトキハ所得税法人税内外地関涉法第四条ノ  
規定ニ依リ前年中ニ納付シタル当該第二種ノ所得ニ対スル所得税額ヲ本人ノ申請ニ依リ当該甲種又ハ乙種ノ事業所得ニ対スル  
分類所得税額ヨリ控除ス

所得税税法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上以上居所ヲ有スル個人ノ同法第十条ニ規定スル甲種若ハ乙種ノ事業所得又ハ同法第二十  
八条ニ規定スル所得中ニ朝鮮ニ於ケル法令ニ依リ第二種ノ所得トシテ所得税ヲ課スル株式ノ清算取引ニ因ル所得アルトキハ所  
得税法人税内外地関涉法第四条ノ規定ニ依リ前年中ニ納付シタル当該第二種ノ所得ニ対スル所得税額ヲ本人ノ申請ニ依リ当該  
甲種若ハ乙種ノ事業所得ニ対スル分類所得税額又ハ綜合所得税額ヨリ控除ス但シ綜合所得税額ヨリ控除スル金額ハ当該綜合所  
得税額中株式ノ清算取引ニ因ル所得ニ対スル税額ヲ超ユルコトヲ得ズ

所得税税法施行規則第三十五条ノ二第二項ノ規定ハ前項但書ノ株式ノ清算取引ニ因ル所得ニ対スル税額ノ計算ニ付、同令第三十  
六条ノ三ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル申請ニ付之ヲ準用ス

第九条ニ第一項トシテ左ノ一項ヲ加フ

所得税法人税内外地関涉法第二十二條第一項ノ規定ニ依リ支払ノ際綜合所得税ヲ賦課スルコトヲ得ベキ預金ノ利子ハ同項ニ掲  
グル預金ノ利子ノ外所得税税法施行規則第二十一條ニ掲グル法人ニ対スル預金ノ利子ニ限ル

第十一条 昭和十七年勅令第四百五十七号〔昭和十七年法律第七十四号所得税等ノ日滿二重課税防止ニ関スル法律施行ニ関スル

件」中左ノ通改正ス

第一条ニ左ノ一号ヲ加フ

四 満州国ニ於ケル宅地及家屋ノ貸付（地上権及地役権ノ設定ヲ含ム）ニ因ル所得ニシテ同国ニ於ケル法令ニ依リ不動産所得

税ヲ課スルモノ

第二条第一項中「百分ノ二十ヲ百分ノ十四」ヲ「百分ノ二十三ヲ百分ノ十五」ニ改ム

第三条第一項中「百分ノ三十ヲ百分ノ十二」ヲ「百分ノ三十三ヲ百分ノ十五」ニ改メ第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

満州国ノ法令ニ依リ納付シタル又ハ納付スベキ法人所得税、事業所得税又ハ不動産所得税ニシテ第一項ノ規定ニ依ル軽減額ニ相当スル金額ハ法人税法ニ依ル所得、營業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損益ニ算入セズ

第四条第一項中「百分ノ六」ヲ「百分ノ八」ニ改ム

# 附則

第十二条 本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三条 不動産所得、甲種及乙種ノ事業所得、乙種ノ勤勞所得、山林ノ所得並ニ個人ノ總所得ニ対スル所得税ニ付テハ昭和二十年分ヨリ本令ヲ適用ス

② 法人ノ各事業年度ノ所得ニ対スル法人税、各事業年度ノ純益ニ対スル營業税及臨時利得税ニ付テハ昭和二十年一月一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ、清算所得ニ対スル法人税ニ付テハ同年四月一日以後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ本令ヲ適用ス

③ 昭和十七年勅令第四百五十七号第四条ノ改正規定ハ昭和二十年一月一日以後ニ受クル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ヨリ之ヲ適用ス

第十四条 本令施行前ニ於ケル株式ノ消却、退社、脱退、出資ノ減少、解散又ハ合併ニ因ル昭和二十年法律第十六号ニ依ル改正前ノ所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当及剰余金ノ分配並ニ本令施行前ニ於ケル株式ノ清算取引ニ因ル所得ニ対スル所得税ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

② 乙種ノ配当利子所得ニ対スル昭和二十年度分ノ分類所得税ニ付テハ昭和十七年勅令第四百五十七号第二条ノ改正規定中百分ノ十五トアルハ百分ノ十七トス

第十五条

昭和二十年法律第十六号第二十一条第一項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ第五条ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

②昭和二十年法律第十六号ニ依ル改正前ノ酒税法第二十七条ノ三第一項ノ規定ニ依リ酒税ヲ輕減セラレタル酒類又ハ同条第四項ノ規定ニ依リ交付金ノ交付ヲ受ケタル酒類ヲ取繼メ購入シタル者昭和二十年法律第十六号第二十一条第二項ノ酒類ヲ所持スル場合ニ於テハ同項ノ規定ニ依リ酒税ヲ課ス

③左ニ掲グル酒類ヲ合計一斗以上所持スル場合ニ於テハ昭和二十年法律第十六号第二十一条第二項ノ規定ニ依リ酒税ヲ課ス

一 清酒

第一級

二 果実酒

第一級

三 雜酒

第一級

第二級

④昭和二十年法律第十六号第二十一条第二項ノ規定ニ依リ課スベキ酒税ハ其ノ税額三百円以下ナルトキハ昭和二十年五月三十一日限、三百円ヲ超ユルトキハ其ノ税額ヲ左ノ区分ニ依リ各月に等分シ其ノ月末日限之ヲ徴収ス

税額千円以下ナルトキ

昭和二十年五月及六月

税額千円ヲ超ユルトキ

同年五月乃至七月

税額二千円ヲ超ユルトキ

同年五月乃至八月

税額五千円ヲ超ユルトキ

同年五月乃至九月

⑤昭和二十年法律第十六号第二十一条第三項ノ規定ニ依ル申告ハ酒類ノ所在地所轄稅務署ニ之ヲ為スベシ  
 第十六条 本令施行前ヨリ引続キ遊興飲食稅法施行規則第一条ノ改正規定ニ依リ遊興飲食稅ヲ課スルコトト為リタル場所ヲ經營ス  
 ル者ハ本令施行後一月以内ニ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ

朕納稅資金亡失責任審査委員會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

# 御 名 御 璽

昭和二十年三月六日

内閣總理大臣 小磯 国昭  
 大藏大臣 島津 寿一

勅令九十八号（官報三月七日）

納稅資金亡失責任審査委員會官制

〔所屬・權限の範圍〕

第一条 納稅資金亡失責任審査委員會ハ財務局長ノ監督ニ屬シ納稅施設法第六条ノ三第一項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル  
 事項ヲ調査審議ス

〔設置の基準〕

第二条 委員會ハ財務局所轄内ニ之ヲ置ク

〔会長・委員の定数等〕

第三条 委員會ハ会長一人及委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

〔会長〕

第四条 会長ハ財務局長ヲ以テ之ニ充ツ

〔委員の任用〕

第五条 委員ハ関係各庁高等官、税務署長、市区町村長及学識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ命ズ

〔会長の職務等〕

第六条 会長ハ会務ヲ総理ス

② 会長事故アルトキハ財務局長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

〔幹事の職務・資格・任用〕

第七条 委員会ニ幹事ヲ置ク関係各庁高等官ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ命ズ

② 幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

〔書記の職務・資格・任用〕

第八条 委員会ニ書記ヲ置ク財務局長之ヲ命ズ

② 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

〔樺太の場合〕

第九条 樺太ニ在リテハ本令中大蔵大臣トアリ又ハ財務局長トアルハ樺太庁長官トシ税務署長トアルハ樺太庁支庁長トシ財務局トアルハ樺太庁トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕戰時災害国税減免法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和二十年五月十一日

内閣総理大臣 男爵 鈴木貫太郎  
大蔵大臣 広瀬 豊作

勅令第二百八十六号（官報五月一二日）

戰時災害国税減免法施行規則中左ノ通改正ス  
第十条ノ六第一項中「營業稅及臨時利得稅」ノ下ニ「又ハ戰時災害ニ因ル被害者ノ納付スベキ所得稅、營業稅及臨時利得稅」ヲ加  
フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二号書式丙（用紙日本標準規格B5）

何年何月分  
事業所得ニ対スル分類所得税徴収高計算書

| 所轄税務署                |     |     |     |     |     |  |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 区 分                  | 人 員 | 支払額 | 控除額 | 税 額 | 摘 要 |  |
| 日傭労務者ノ報酬<br>及料金      |     | 円   | 円   | 円   |     |  |
| 外交員・集金人等<br>ノ報酬及料金   |     |     |     |     |     |  |
| 原稿料・著作権ノ<br>使用料・講演料等 |     |     |     |     |     |  |
| 計                    |     |     |     |     |     |  |

何年何月何日 (払込人) 住 所 氏 名

◎大蔵省令第十七号

所得税法施行細則中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大蔵大臣 津島 寿一

第一条及第三条中「若ハ甲種ノ退職所得」ヲ「甲種ノ退職所得若ハ清算取引所得ニ対スル」ニ改ム

第一号書式備考五中「甲種ノ退職所得ニ対スル分、」ノ下ニ「清算取引所得ニ対スル分、」ヲ加フ

第二号書式甲備考四中「第二十一条ニ規定スル」ヲ「第二十一条ニ掲グル法人ニ対スル」ニ改ム

同号書式丙ヲ左ノ如ク「上ノ表のとおり」編者」改ム

備考

一 支払額ノ欄ニハ其ノ月ニ於テ支払ヒタル報酬及料金ノ総額ヲ記載スルモノトス

二 人員ハ各欄毎ニ延人員ヲ記載スルモノトス

三 控除額ノ欄ニハ日傭労務者ノ報酬及料金並ニ外交員、集金人等ノ報酬及料金ニ付テハ支払額ノ三分ノ一ニ相当スル控除額ヲ、其ノ他ニ付テハ支払額ノ九分ノ二ニ相当スル控除額ヲ記載スルモノトス

四 日傭労務者ノ報酬及料金ノ欄ニハ所得税法施行規則第四条ノ二第一項第一号ニ規定スル報酬及料金ヲ、外交員、集金人等ノ報酬及料金ノ欄ニハ同項第一号ノ報酬及料金ヲ、原稿料、著作権ノ使用料、講演料等ノ欄ニハ第四条ノ

何年何月分  
清算取引所得ニ対スル分類所得税徴収高計算書

| 所轄税務署         |             |     |             |     |               |     |     |
|---------------|-------------|-----|-------------|-----|---------------|-----|-----|
| 区 分           | 支 払 総 額     |     | 所得税ヲ課スヘキモノ  |     |               | 税 額 | 摘 要 |
|               | 人 員<br>(件数) | 支払額 | 人 員<br>(件数) | 支払額 | 必要経費<br>控 除 額 |     |     |
| 差金決済ニ<br>依ルモノ | 件数          | 円   | 件数          | 円   | 円             | 円   |     |
| 受渡決済ニ<br>依ルモノ | 件数          |     | 件数          |     |               |     |     |
| 計             | 実人員         |     | 実人員         |     |               |     |     |

何年何月何日 (払込人)住 所  
氏 名

三第一項ノ報酬及料金ヲ記載スルモノトス  
同書式ノ次ニ左ノ書式「上の表のとおり」編者」ヲ加フ

備考

一 支払総額ノ欄ニハ其ノ月ニ於テ支払ヒタル株式ノ清算取引ニ因ル差益金ノ  
総額ヲ記載スルモノトス

二 人員(件数)ハ差金決済ニ依ルモノ及受渡決済ニ依ルモノヲ各欄ニ延件数  
ヲ、計欄ニハ實際人員ヲ記載スルモノトス

第三号書式乙備考ニ左ノ一号ヲ加フ

三ノ二 臨時租税措置法第一条ノ十九ノ規定ノ適用ヲ受クル利益ノ配当ニ在リテ

ハ  
措置法  
一条ノ十  
九該当  
印ヲ適宜ノ箇所ニ押捺スルモノトス

別表所得調査委員会設置区域及定数表中仙台財務局ノ部遠野税務署ノ項「遠野」ヲ  
「釜石」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎大蔵省令第十八号

地租法施行細則中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大蔵大臣 津島 寿一

第四号書式中「年 租分」ヲ「年分」ニ、「五円」ヲ「十円」ニ改メ備考第一号ヲ削リ第二号ヲ第一号トシ以下順次一号宛繰上  
グ

附 則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎大蔵省令第十九号

家屋税法施行細則中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大蔵大臣 津島 寿一

第六号書式中「五円」ヲ「十円」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎大蔵省令第二十号

酒類価格規則中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大蔵大臣 津島 寿一

第一条但書及第二条中「大藏大臣」ノ下ニ「又ハ財務局長」ヲ加フ

附則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎大藏省令第二十一号

昭和十六年大藏省令第四十三号〔遊興飲食税法施行規則第十七条ノ規定ニ依ル交付金ニ関スル件〕中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大藏大臣 津島 寿一

第二条中「第六号」ヲ「第七号」ニ、「第二項」ヲ「第三項」ニ改ム

附則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年三月三十一日以前ニ為シタル遊興飲食又ハ宿泊ニ対スル遊興飲食税ニ関スル交付金ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

◎大藏省令第二十二号

昭和十六年大藏省令第六十七号〔遊興飲食税法施行規則第九条ノ二ニ規定ニ依ル料金領収書ノ書式ノ件〕中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大藏大臣 津島 寿一

第二号書式

第 号 料金領収書

室名(普通宿泊料 円 銭)

何 某 宛

昭和 年 月 日

下記金額領収候也

総計 円 銭

経営場所

経営者氏名

又ハ名称

貼 収入  
付 印  
欄 紙

| 宿泊又ハ飲<br>食ノ年月日 | 摘 要 | 人員又<br>ハ数量 | 料 金 | 税 率 | 税 額 |
|----------------|-----|------------|-----|-----|-----|
|                |     |            | 円 銭 |     | 円 銭 |
|                |     |            |     |     |     |
|                |     |            |     |     |     |
|                |     |            |     |     |     |
|                |     |            |     |     |     |
|                |     |            |     |     |     |

備 考

- (一) 本領収書ハ一回ノ宿泊(洋式ノ旅館以外ノ旅館ニ在リテハ飲食ヲ含ム以下同ジ) 毎ニ記載スルモノトス
- (二) 摘要欄ニハ宿泊, 飲食, 立替金等ノ区分ヲ記載スルモノトス
- (三) 洋式旅館ニ在リテハ普通宿泊料ノ記載ヲ要セザルモノトス
- (四) 第一号書式備考(一), (五) 及 (六) ハ本書式ニ準用スルモノトス

「貸座敷、」ノ下ニ「貸座敷ニ類スル場所、」ヲ加フ  
第二号書式ヲ左ノ如ク「上」の表のと  
おり「編者」改ム

附 則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
従前ノ第二号書式ニ依ル用紙ハ当分ノ内仍之ヲ使用スルコトヲ得

◎大蔵省令第二十三号

昭和十九年大蔵省令第六十三号〔納税証紙納税切符ノ形式等ニ関スル件〕中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大蔵大臣 津島 寿一

第二号形式ヲ左ノ如ク改ム  
第二号形式

雛形（嬌栗色総模様）

縦九一耗（納税切符控四一耗ヲ含ム）、横六四耗

表面

45

納税切符控

昭和 年 月 日

税額 45 錢  
料金 圓 錢

印

納税切符

大日本  
政府  
一人一回 1圓50錢以上2圓未満  
ノ料金 ( 円 錢 )

税額 45 錢

昭和 年 月 日

經營者名

45

（大日本帝國印刷局製造）

裏面

- 一、税務署長ノ指定シタル料理店ニ於テ遊興飲食税ヲ課セラレル飲食ノ料金ヲ領収スルトキハ必ズ消印シタ納税切符（但シ料金ガ一人一回十円以上ナルトキハ納税証紙ヲ貼用シタ料金領収書）ヲ交付スルコトニナツテ居リマスカラ必ズ御持帰リ下サイ
- 二、納税切符ヲ他人ニ譲渡スルコトハ固ク禁ゼラレテ居リマスカラ御注意下サイ

表  
面

納稅切符控



昭和 年 月 日

稅額 60錢  
料金 圓 錢



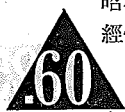
大日本府 納稅切符

一人一回 2圓以上2圓50錢未満  
ノ料金 ( 圓 錢 )

稅額 60錢

昭和 年 月 日

經營者名



(大日本帝國印刷局製造)

裏  
面

以下裏面ハ稅額四十五錢ノ納稅切符ニ同シ

表面

表面

納稅切符控 **2.00**

昭和 年 月 日

稅額 2 圓

料金 圓 錢

(印)

大日本  
政府 納稅切符

一人一回 4圓以上5圓未滿  
ノ料金 ( 円 錢)

稅額 2 圓

昭和 年 月 日

經營者名

**2.00**

(大日本帝國印刷局製造)

納稅切符控 **1.25**

昭和 年 月 日

稅額 1圓25錢

料金 圓 錢

(印)

大日本  
政府 納稅切符

一人一回 2圓50錢以上3圓未滿  
ノ料金 ( 円 錢)

稅額 1圓25錢

昭和 年 月 日

經營者名

**1.25**

(大日本帝國印刷局製造)

表面

表面

納稅切符控 **4.00**

昭和 年 月 日

稅額 4 圓

料金 圓 錢

(印)

大日本  
政府 納稅切符

一人一回 5圓以上6圓未滿  
ノ料金 ( 円 錢)

稅額 4 圓

昭和 年 月 日

經營者名

**4.00**

(大日本帝國印刷局製造)

納稅切符控 **1.50**

昭和 年 月 日

稅額 1圓50錢

料金 圓 錢

(印)

大日本  
政府 納稅切符

一人一回 3圓以上4圓未滿  
ノ料金 ( 円 錢)

稅額 1圓50錢

昭和 年 月 日

經營者名

**1.50**

(大日本帝國印刷局製造)

表面

納稅切符控

5.50

昭和 年 月 日

稅額 5圓50錢

料金 圓 錢

印

大日本府 納稅切符

一人一回 6圓以上8圓未滿  
ノ料金 ( 円 錢 )

稅額 5圓50錢

昭和 年 月 日

經營者名

5.50

(大日本帝國印刷局製造)

附則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
従前ノ形式ニ依ルモノハ当分ノ内仍之ヲ使用スルコトヲ得

◎大藏省令第二十四号

明治三十二年大藏省令第五号〔印紙稅法稅印押捺請求手續・仮題編者〕中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

表面

納稅切符控

7.50

昭和 年 月 日

稅額 7圓50錢

料金 圓 錢

印

大日本府 納稅切符

一人一回 8圓以上10圓未滿  
ノ料金 ( 円 錢 )

稅額 7圓50錢

昭和 年 月 日

經營者名

7.50

(大日本帝國印刷局製造)

大藏大臣 津島 寿一

第一項中「印紙税法第六條」ヲ「印紙税法施行規則第三條ノ規定」ニ、「横浜」ヲ「横浜中」ニ、同項及第四項中「稅務監督局」ヲ「財務局」ニ改メ第二項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

第一項ノ請求書ニハ其ノ用紙ノ價格ヲ記載スベシ

稅印ノ押捺ヲ受タル用紙ニシテ証書又ハ帳簿調製完了前損傷又ハ汚染シタルモノアルトキハ一口十枚以上ニ限り代用紙ヲ提出シテ更ニ稅印ノ押捺ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ損傷又ハ汚染シタル用紙ノ稅印ノ抹消ヲ受クヘシ

第六項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

印紙税法施行規則第三條ノ規定ニ依ル稅印押捺請求ニ關スル手續ハ樺太ニ在リテハ樺太庁長官ノ定ムル所ニ依ル

# 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年大藏省令第四十一号「印紙税法ニ依リ稅印押捺ヲ受ケタル用紙ニシテ損傷又ハ汚染シタルトキ再請求ノ件」ハ之ヲ廢止ス

## ◎大藏省令第二十五号

臨時租稅措置法施行規則中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大藏大臣 津島 寿一

第一條ノ二十三中「支払確定前」ヲ「支払前」ニ改ム

第一條ノ二十八第一項ヲ左ノ如ク改ム

個人ノ左ニ掲グル法人ニ對スル定期預金、据置貯金（据置期間一年以上ノモノニ限ル）其ノ他之ニ準ズル預金又ハ個人ノ合同運

用信託（所得税法施行規則第三十三條ニ規定スルモノニ限ル）ニシテ預ケ入又ハ契約期間二年以上ノモノ（契約ノ更新ニ依リ二年以上継続スルコトヲ約シタルモノヲ含ム）ノ利子又ハ利益ニ付テハ臨時租税措置法第一條ノ九ノ規定ニ依リ当該金額ニ百分ノ六ヲ乗ジテ算出シタル金額ニ相当スル分類所得税ヲ輕減ス契約ノ更新ニ依リ継続シタル個人ノ左ニ掲グル法人ニ對スル定期預金、据置貯金其ノ他之ニ準ズル預金ノ利子ニシテ最初ノ預ケ入ノ日（据置貯金其ノ他之ニ準ズル預金ニ付テハ各預ケ入ノ屬スル利子計算期間ノ開始ノ日）ヨリ二年ヲ經過シタル後ニ於テ支払ヲ受クルモノニ付亦同ジ

### 一 銀行

二 市町村農業會、産業組合、市街地信用組合及所得税法施行規則第二十一條ニ掲グル法人  
同條第二項中「銀行定期預金」ヲ「預金若ハ貯金」ニ改ム

同條第三項中「銀行定期預金」ヲ「預金若ハ貯金」ニ、「三年以内」ヲ「二年以内」ニ改ム

第一條ノ二十九中「三年」ヲ「二年」ニ、「百分ノ五」ヲ「百分ノ六」ニ改ム

第一條ノ三十中「銀行ニ對スル銀行ノ預金」ヲ「銀行ノ銀行ニ對スル預金、信託會社ノ銀行ニ對スル預金ニシテ其ノ引受ケタル合同運用信託ノ信託財産ニ屬スルモノ又ハ無盡會社ノ庶民金庫ニ對スル預金」ニ改ム

第一條ノ三十三中「及第一條ノ三十四」ヲ削リ同條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

### 三 信託會社

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

臨時租税措置法第一條ノ十三ノ規定ハ信託會社ノ登録シタル公債又ハ社債ニシテ其ノ引受ケタル合同運用信託ノ信託財産以外ノ財産ニ屬スルモノノ利子ニ付テハ之ヲ適用セズ信託業務ヲ營ム銀行ノ登録シタル公債又ハ社債ニシテ其ノ引受ケタル合同運用信託ノ信託財産以外ノ信託財産ニ屬スルモノノ利子ニ付亦同ジ

第一條ノ三十四中「百分ノ四・〇三〇七二」ヲ「百分ノ六・〇六八」ニ改ム

第一條ノ三十八第一項ヲ左ノ如ク改ム

前條ノ資本金額ハ法人ノ各事業年度ノ各月末ニ於ケル払込株式金額、出資金額、基金又ハ豫金ヨリ各月末ニ於ケル繰越欠損金額ヲ控除シタル金額ノ月割平均額及各事業年度開始ノ時ニ於ケル積立金額ノ合計金額ニ依ル

同条第三項中「前項」ヲ「第二項及前項」ニ改メ同条第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

法人合併ヲ為シタル場合ニ於テ合併後存続スル法人（合併法人ト稱ス以下本条ニ於テ同ジ）ガ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ積立金額ヲ繼承シタルトキハ当該積立金額ニ合併法人ノ合併ノ日ノ属スル事業年度中合併ノ日以後ノ月数ヲ乗ジタルモノヲ合併法人ノ合併ノ日ノ属スル事業年度ノ月数ヲ以テ除シタル金額ヲ合併法人ノ前項ニ規定スル各事業年度開始ノ時ニ於ケル積立金額ニ加算ス

法人税法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ前条ニ規定スル資本金額ハ前二項ノ規定ニ準ジ計算シタル總資本金額ニ總資産価額ニ対スル同法施行地ニ於ケル資産価額ノ割合ヲ乗ジ之ヲ計算ス

第一条ノ四十第一項中「法人税法第十八条ノ規定ニ依リ申告ノ時迄」ヲ「当該事業年度終了後十日以内」ニ改ム

第一条ノ四十一第一項中「又ハ第一条ノ十九」ヲ削ル

第一条ノ四十五「臨時租税措置法第一条ノ十九ノ規定ノ適用ヲ受クベキ利益ノ配当ハ当該配当ヲ為ス法人ニ於テ配当前ニ所轄税務署長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

第一条ノ四十六ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ營業以外ノ事業ヲ廃止シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第一条ノ四十七中「昭和二十年」ヲ「昭和二十一年」ニ改ム

第一条ノ四十八中「乙種ノ退職所得及清算取引所得」ヲ「及乙種ノ退職所得」ニ改メ「（所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ対スル徴収税額ヲ除ク）」ヲ削リ同条又ハ剰余金ノ分配ヲ除ク」及「（所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ対スル徴収税額ヲ除ク）」ヲ削リ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

前条及前項ノ規定ハ營業以外ノ事業ヲ廃止シタル者ニ対スル所得税ノ軽減又ハ免除ニ付之ヲ準用ス

第一条ノ四十九 合併若ハ解散シタル法人又ハ事業ノ全部若ハ大部分ヲ廃止シタル個人ノ使用人ガ退職シ所轄税務署ニ臨時租税措置法第一条ノ二十一ノ規定ニ依リ所得税ノ軽減又ハ免除ノ申請ヲ為シタルトキハ申請アリタル後ニ到来スル各納期（申請アリタル日ノ属スル納期ヲ含ム）ニ於テ納付スベキ昭和二十年分及昭和二十一年分ノ退職前ニ支払ヲ受ケタル俸給、給料、賞与又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ニ対スル所得税ヲ軽減又ハ免除ス徴用ニ因リ退職シタル者ガ所轄税務署ニ同条ノ規定ニ依リ所得税ノ軽減

又ハ免除ノ申請ヲ為シタル場合ニ於ケル昭和二十年分以降ノ所得税ニ付亦同ジ

前項ノ規定ハ輕減又ハ免除ヲ受クベギ納期ノ開始ノ時ニ於テ退職前ノ俸給、給料、賞与又ハ此等ノ性質ヲ有スル給与ノ十分ノ五ヲ超ユル此等ノ給与ノ支給ヲ受クル者ニ付テハ之ヲ適用セス

第一条ノ五十 前条ノ規定ニ依ル輕減又ハ免除ノ基礎タル税額ハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一 分類所得税ハ所得金額ノ總額(乙種ノ配当利子所得及乙種ノ退職所得ヲ除ク)ニ対スル乙種ノ勤勞所得金額ノ割合ヲ徵收税額(乙種ノ配当利子所得及乙種ノ退職所得ニ対スル徵收税額ヲ除ク)ニ乗ジテ之ヲ計算ス但シ所得金額ハ所得税法第十七条、第十八条又ハ第二十条ノ規定ニ依ル控除前ノ金額ニ依ル

二 綜合所得税ハ總所得金額ニ対スル所得税法第三十条第一項第七号ニ規定スル所得金額ノ割合ヲ徵收税額ニ乗ジテ之ヲ計算ス  
第一条ノ五十八中「第一条ノ二十二」ヲ「第一条ノ二十二第一項」ニ、「十分ノ二」ヲ「十分ノ三」ニ改ム

第一条ノ六十三第一項中「昭和十七年中ノ山林ノ所得」ヲ「昭和十七年及昭和十八年中ノ山林ノ所得ノ平均額ヨリ其ノ十分ノ二ヲ控除シタル金額(平均所得ト称ス以下本条ニ於テ同ジ)」ニ、同条第二項中「昭和十七年中ノ山林ノ所得」ヲ「平均所得」ニ改ム  
第一条ノ六十四中「十分ノ三」ヲ「十分ノ五」ニ改ム

第一条ノ六十六中「第一条ノ二十六」ヲ「第一条ノ二十六第一項」ニ、「乙種ノ退職所得及清算取引所得」ヲ「及乙種ノ退職所得」ニ改メ「(所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ヲ除ク)」及「(所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当又ハ剰余金ノ分配ニ対スル徵收税額ヲ除ク)」ヲ削リ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ハ臨時租税措置法第一条ノ二十六第四項ノ乙種ノ事業所得ニ対スル分類所得税及綜合所得税ノ輕減ニ付之ヲ準用ス  
第一条ノ六十七中「營業ノ」ヲ削ル

第一条ノ七十一 臨時租税措置法第一条ノ三十四ノ規定ニ依リ左ノ金融機関ヲ指定ス

一 生命保險会社  
二 無尽会社

第一条ノ七十二中「百分ノ二十ヲ百分ノ十三」ヲ「百分ノ二十三ヲ百分ノ十六」ニ改ム

第一条ノ七十四第二項中「第一条ノ三十三」ヲ「第一条ノ七十一」ニ改ム

第一条ノ八十三中「法人税若ハ」ヲ「法人税又ハ」ニ改メ「当該株式ヲ譲渡シタル被合併法人ノ株主ノ所得税法第八条ニ規定スル利益ノ配当ニ対スル所得税又ハ」及「所得税法、」ヲ削ル

第一条ノ八十七 地方鉄道又ハ軌道ヲ経営スル法人ノ設定シタル施設補修準備金ヘノ繰入金ハ臨時租税措置法第一条ノ四ノ規定ニ依リ法人税法ニ依ル所得、営業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

第一条ノ八十八 前条ノ規定ニ依ル施設補修準備金ヘノ繰入金ハ主務官庁ノ定ムル一定標準ニ基キ当該事業年度ノ損金トシテ之ヲ「施設補修準備金」勘定（貸方勘定）ニ繰入ルベシ

前項ノ「施設補修準備金」勘定ニ繰入レタル金額ニシテ施設補修ノ為支出シタル金額ヲ控除シタル残額ハ公債若ハ社債ノ取得又ハ銀行ヘノ預金ニ運用スルコトヲ要ス

「施設補修準備金」勘定ニ繰入レタル金額ヲ以テ前項ノ有価証券ヲ取得シ又ハ預金ヲ為シタルトキハ「施設補修準備金運用」勘定（借方勘定）ヲ設ケ他ノ財産ト分別シテ之ヲ計理スベシ

第一条ノ八十九 「施設補修準備金」勘定ニ繰入レタル金額ヲ前条第二項ニ規定スル有価証券ノ取得又ハ預金以外ニ運用シタルトキハ其ノ運用金ニ相当スル金額ヲ運用ノ日ノ属スル事業年度ノ益金ニ算入ス

「施設補修準備金」勘定ニ繰入シタル金額ヲ目的以外ニ支出シタルトキ又ハ其ノ目的ノ為ニ支出セズシテ解散シタルトキハ其ノ支出金又ハ繰入金ニ相当スル金額ヲ支出ノ日又ハ解散ノ日ノ属スル事業年度ノ益金ニ算入ス

第一条ノ九十 第一条ノ八十七ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル法人ハ当該事業年度ニ於テ「施設補修準備金」勘定ニ繰入レタル金額ヲ記載シタル申請書ヲ法人税法第十八条、営業税法第十五条又ハ臨時利得税法第十五条ノ申告ト同時ニ所轄税務署ニ提出スベシ

前項ノ申請書ニハ「施設補修準備金」勘定ノ収支及運用ニ関スル明細書ヲ添附スベシ

第一条ノ九十一 法人ガ会社経理特別措置令第二条又ハ企業整備資金措置法施行令第六条ノ規定ニ依リ損金ノ全部又ハ一部ヲ資産ニ計上シ損金ノ生ジタル事業年度ノ翌事業年度開始ノ日ヨリ五年以内ニ終了スル事業年度ニ於テ之ヲ償却シタルトキハ其ノ金額ハ臨時租税措置法第一条ノ四ノ規定ニ依リ当該事業年度ノ法人税法ニ依ル所得、営業税法ニ依ル純益及臨時利得税法ニ依ル利益

ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

第一条ノ九十二 前条ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル法人ハ資産ニ計上シタル損失額及其ノ償却金額ニ関スル明細書ヲ添附シ法人税

法第十八条、營業税法第十五条及臨時利得税法第十五条ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

第一条ノ九十三 自作農創設維持事業ノ為不動産ヲ讓渡シタル者ノ農地調整法第四条ノ自作農創設維持ノ事業ヲ行フ団体ヨリ受クル報獎金ハ臨時租稅措置法第一条ノ四ノ規定ニ依リ臨時利得税法ニ依ル讓渡利得ノ計算上之ヲ總收入金額ニ算入セズ

第二条 臨時租稅措置法第二条ノ規定ノ適用ヲ受クベキ法人ハ左ノ法人トス

一 資本金額五百万円以上ノ法人

二 大蔵大臣ノ指定シタル法人

前項第一号ノ資本金額ハ各事業年度終了ノ時ニ於ケル出資總額、株金總額又ハ出資總額及株金總額ノ合計額ニ依ル

大蔵大臣第一項ノ規定ニ依ル指定ヲ為シタルトキハ之ヲ告示シ又ハ指定法人ニ通知ス

第三条 前条第一項ニ規定スル法人ハ法人税法、營業税法、臨時利得税法其ノ他ノ法令ニ基キ各事業年度ノ所得及資本ニ對スル法人稅、各事業年度ノ純益ニ對スル營業稅並ニ臨時利得稅ヲ計算シ各該稅額ヲ臨時租稅措置法第二条ノ申告ト同時ニ別ニ定ムル書式ニ依ル納付書ヲ添ヘ最寄ノ日本銀行本店、支店又ハ代理店ニ納付スベシ

前項ノ規定ニ依リ法人稅、營業稅及臨時利得稅ヲ納付スル場合ハ稅務署長ノ定ムル該稅額ノ計算書ヲ臨時租稅措置法第二条ノ申告ト同時ニ所轄稅務署ニ提出スベシ

第四条 第二条第一項ニ規定スル法人前条第一項ノ規定ニ依リ納付スベキ法人稅、營業稅若ハ臨時利得稅ヲ納付セザル場合又ハ其ノ納付シタル稅額ガ納付スベキ稅額ニ對シ不足スル場合ニ於テハ納付スベキ稅額又ハ不足スル稅額百円ニ付一日三錢ノ割合ヲ以テ臨時租稅措置法第二条ニ規定スル期限ノ翌日ヨリ法人税法第十九条、營業税法第十七条第一項又ハ臨時利得税法第十七条第一項ノ規定ニ依リ決定ノ日ノ前日迄(決定ノ日ノ前日迄ニ當該稅額ノ全部又ハ一部ヲ納付シタルトキハ其ノ納付シタル稅額ニ付テハ納付ノ日ノ前日迄)ノ日數ニ依リ計算シタル金額ヲ當該稅額ニ加算シテ之ヲ徵收ス

第五条 左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ臨時租稅措置法第四条ニ規定スル稅額ノ加算ハ之ヲ為サズ

一 法人ガ株主總會ノ決議又ハ總社員ノ同意ヲ得貸借對照表ニ當該事業年度ノ利益トシテ掲ゲタル金額(法人税法第十六条第一項ノ規定ニ依リ法人稅額ヨリ控除スベキ分類所得稅、法人稅及臨時利得稅並ニ役員賞与及利益ノ性質ヲ有スル留保金ニシテ損金ニ計算シタル金額アルトキハ之ヲ加算ス)及當該事業年度ノ資本金額(法人税法第七条ノ規定ニ依リ計算シタル金額)ヲ基

[illegible]

備考

- 一 納付書、領収済通知書及領収証書用紙ノ番号、年度、稅務署名、金額、事業年度及納入（住所、名称、代表者名）ハ納入  
ニ於テ記載スルモノトス
- 二 本書ノ年度ハ納付ノ日ヲ以テ區別シ記載スルモノトス
- 三 番号、年度、金額及事業年度ハ亞刺比亞（アラビヤ）數字ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

礎トシ法人税法、營業税法臨時利得税法其ノ他ノ法令ニ依リ計算シタル法人税、營業税及臨時利得税ノ額ヲ納付シタルトキ但シ法人ノ行為又ハ計算ニシテ法人税營業税又ハ臨時利得税ノ連脱ノ目的アリト認メラルモノアル場合ヲ除ク

二 災害其ノ他己ムコトヲ得ザル事由ニ因リ納付シ能ハザルトキ

三 其ノ他税務署長ニ於テ税額加算ノ要ナシト認メタルトキ

第六條乃至第十六條 削除

昭和十七年大藏省令第十一号〔臨時租税措置法施行規則中改正〕附則第七條第二項中「其ノ法人税法第十八條ノ規定ニ依ル申告ノ時迄」ヲ「当該事業年度終了後十日以内」ニ改ム

## 附 則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

個人ノ所得税（源泉課税ニ依ルモノヲ除ク）、營業税及臨時利得税ニ付テハ昭和二十年分ヨリ本令ヲ適用ス

法人ノ各事業年度ノ所得ニ対スル法人税、各事業年度ノ純益ニ対スル營業税及法人ノ臨時利得税ニ付テハ昭和二十年四月一日以後終了スル事業年度分ヨリ、法人ノ清算所得ニ対スル法人税及清算純益ニ対スル營業税ニ付テハ同日以後ニ於ケル合併ニ因ル分ヨリ本令ヲ適用ス

臨時租税措置法第一條ノ二十二第二項ノ改正規定ニ依リ新ニ讓渡利得ニ対スル臨時利得税ノ免除ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル者ノ第一條ノ五十九ニ規定スル申請書ハ昭和二十年四月二十日迄ニ之ヲ所轄税務署ニ提出スベシ

第一条ノ六十三ノ改正規定ニ依リ新ニ山林ノ所得ヨリ控除ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル者ノ第一条ノ六十五ニ規定スル申請書ハ昭和二十年四月二十日迄ニ之ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

昭和二十年三月三十一日以前ニ於ケル株式ノ消却、退社、脱退、出資ノ減少、解散又ハ合併ニ因ル昭和二十年法律第十六号ニ依ル改正前ノ所得稅法第八條ニ規定スル利益ノ配当又ハ剩余金ノ分配ニ付テハ第一条ノ四十八、第一条ノ五十及第一条ノ六十六ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

◎大藏省令第二十六号

昭和十二年大藏省令第四十一号〔昭和十二年法律第九十四号（支那事變ノ為從軍シタル軍人及軍属ニ對スル租稅ノ減免、徴收猶予等ニ關スル法律）施行方〕中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大藏大臣 津島 寿一

第三条第二項中「乙種ノ退職所得及清算取引所得」ヲ「及乙種ノ退職所得」ニ改ム  
 第四条ノ第二項中「四月十五日」ヲ「五月十五日」ニ、「四月十六日」ヲ「五月十六日」ニ改ム  
 第八条第一項中「其ノ年分ノ」ヲ削ル

附 則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於ケル株式ノ清算取引ニ因ル所得ニ對スル所得稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

◎大藏省令第二十七号

国税徴収法施行細則中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大蔵大臣 津島 寿一

第三条ノ一中「前条」ヲ「第一条」ニ改ム

第六条ノ二第二項中「第八号書式第九号書式」ヲ「第八号書式及第九号書式」ニ改ム

第二号書式備考第五号ヲ削除

第三号書式備考第一号ヲ左ノ如ク改メ第五号ヲ削除ス

用紙寸法適宜

第四号書式備考第五号及第五号書式備考ヲ削除

第六号書式中「貳拾銭」ヲ「参拾銭」ニ改メ備考第二号ヲ削除ス

第七号書式中「貳拾銭」ヲ「参拾銭」ニ、「三銭」ヲ「四銭」ニ改メ備考第二号ヲ削除ス

第八号書式備考第五号ヲ削除ス

# 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎大蔵省令第二十八号

昭和二年閣令第三号（大正十年閣令第三号（樺太ニ於ケル租税ノ種類及課率設定等）改正）中左ノ通改正ス

昭和二十年三月三十一日

大蔵大臣 津島 寿一

第三条 酒税ノ課率ハ左ノ区分ニ依ル

- 一 清酒 一石ニ付 五百十三円
- 二 合成清酒 一石ニ付 四百七十二円
- 三 濁酒 一石ニ付 三百八円
- 四 白酒 一石ニ付 九百四十五円
- 五 味醂 一石ニ付 六百六十二円
- 六 焼酎

第一種 アルコール分五十度ヲ超エザルモノ 一石ニ付 五百三円

アルコール分三十度ヲ超エルトキハアルコール分三十度ヲ超エル一度毎ニ二十一円を加フ

第二種 アルコール分五十度ヲ超エルモノ 一石ニ付 二千五十円ニアルコール分五十度ヲ超エル一度毎ニ四十一円ヲ加ヘ

タル金額

七 麦酒 一石ニ付 三百九十二円

八 雑酒

第一級 一石ニ付 八百六十六円

アルコール分二十度ヲ超エルトキハアルコール分二十度ヲ超エル一度毎ニ四十四円ヲ加フ

第二級 一石ニ付 五百九十五円

附 則

本令ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル地方税法及地方分与税法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 御 名 御 璽

昭和二十年二月十四日

内閣總理大臣 小磯 国昭  
大藏大臣 石渡 莊太郎  
内務大臣 大達 茂雄

法律第十七号 (官報二月十五日)

第一条 地方税法中左ノ通改正ス

第六十六条第二項中「八円」ヲ「十二円」ニ、「六円」ヲ「九円」ニ、「四円」ヲ「六円」ニ改ム

第二条 地方分与税法中左ノ通改正ス

第二条第二項及第六条第一項中「百分ノ九・九八」ヲ「百分ノ十・〇六」ニ、「百分ノ十・一八」ヲ「百分ノ十四・四〇」ニ改ム

第十条第一号中「百分ノ六十」ヲ「百分ノ六十三」ニ、同条第二号中「百分ノ四十」ヲ「百分ノ三十七」ニ改ム

第十六条第二項中「前項ノ」ヲ削リ「三十万」ヲ「六十万」ニ改ム

第二十条第一項第二号中「各總人口」ヲ「各總割増人口」ニ改ム

第二十四条第二項中「前項ノ」ヲ削リ「四十万」ヲ「六十万」ニ改ム

第三十条第二項中「前項ノ」ヲ削リ「一万五千」ヲ「三万」ニ改ム

第三十七条第二項中「前項ノ」ヲ削リ「八百」ヲ「二千」ニ改ム

第四十七条第二項中「百分ノ九・九八」ヲ「百分ノ十・〇六」ニ、「百分ノ十・〇八」ヲ「百分ノ十・三三、昭和二十一年度ニ於テハ百分ノ十・一四、昭和二十二年分ニ於テハ百分ノ十・〇八」ニ、同条第三項中「百分ノ十・一八」ヲ「百分ノ十四・四〇」ニ改メ同項中「百分ノ十・三三」ノ下ニ「、昭和二十年度ニ於テハ百分ノ十四・五六、昭和二十一年度ニ於テハ百分ノ十七・九五」ヲ加フ

第四十八条第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

第六条第一項中百分ノ十・〇六トアルハ昭和十七年度分ニ付テハ百分ノ二十二・三五、昭和十八年度分ニ付テハ百分ノ十九・四五、昭和十九年度分ニ付テハ百分ノ十三・六六、昭和二十年度分ニ付テハ百分ノ十六・二八、昭和二十一年度分ニ付テハ百分ノ十二・二二、昭和二十二年分ニ付テハ百分ノ十・三三、昭和二十三年度分ニ付テハ百分ノ十・一四、昭和二十四年度分ニ付テハ百分ノ十・〇八トス

第六条第一項中百分ノ十四・四〇トアルハ昭和十七年度分ニ付テハ百分ノ五十、昭和十八年度分ニ付テハ百分ノ三十一・六二、昭和十九年分ニ付テハ百分ノ二十・二一、昭和二十年度分ニ付テハ百分ノ十三・七八、昭和二十一年度分ニ付テハ百分ノ十四・三〇、昭和二十二年分ニ付テハ百分ノ十四・五六トス

# 附 則

本法ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一条ノ規定ハ昭和二十年度分ヨリ之ヲ適用ス

地方税法及地方分与税法中改正に關する件依命通牒\*

(昭和二〇年三月二十九日發地三六号各地方長官宛地方局長)

戦局の進展に伴い地方財政需要益々増加の趨勢に鑑み且地方分与税制の経過年度終了を機会に地方財源の拡充強化と

配分の適正を図り以て決戦下地方団体の活動上遺憾なからしめんが爲当面緊急と認むる事項に付地方税法及地方分与税法中改正を行うことと相成り二月一五日法律第十七号を以て公布相成候に付ては其の概要及趣旨左の通御了知の上之が運営に遺憾なきを期せられ度

追而管下市町村に対し可然御示達相成度

#### 一 地方税法中改正に関する事項

改正事項 市町村民税に付地方税法第六十六条第二項の賦課総額の制限の規定を改め納税義務者一人当現行大都市八円、都市六円、町村四円を夫々五割引上げ大都市十二円、都市九円、町村六円と爲したること

改正の趣旨 国民所得の一般的増加乃至時局に伴う市町村経費膨脹の情況に鑑み市町村民税の本質よりして市町村民の分任すべき負担を或程度増加するを適當と認めたる所以にして其の程度に付ては地方税全体の立場より曩に三収益税増税徴の程度等と睨合せ五割の引上に止むると共に市町村民税本来の性格を變更することなく且所得税等の増徴と競合を避け可及的一般所得階級の負担に求むることを目途として一人当最高賦課額の限度は之を引上げず現行の儘据置きたるものなること従て其の賦課方法に付ては右趣旨に鑑み努めて一般的に負担の増加となるよう措置すること

#### 二 地方分与税中改正に関する事項

改正事項

(一) 配付税の繰入率及分与率に付法第二条第二項及第六条第一項に規定する原則率並に同第四十七条第二項及第三項並に第四十八条第二項及第三項に規定する経過率を引上げたること。

(二) 道府県及市町村に対する配付税の分与に付法第十条の割合を改訂し道府県分を増率したること。

(三) 市町村配付税総額を大都市、都市及町村に分割に付法第二十条第一項に規定する基準の一部を改正し総額の半額を各総割増人口に按分することとしたること。

(四) 道府県、大都市、都市及町村の各割増人口算定に付法第十六条、第二十四条、第三十条及第三十七条各第二項の規定を改正し人口に加算する一定数を五割乃至十五割増加したること。

改正の趣旨

(一) 配付税の繰入率及分与率の改正は国税諸法規の改正其の他国の施策に伴う地租、家屋税、芸妓税及配付税等地方税収入の減少補填及今次地方費支弁職員に対する給与改善の措置に於ける地方純負担の財源は之を配付税総体の増額に依り充足するを適當と認めたる所以なること。

(二) 配付税の道府県分と市町村分との割合の改正は道府県及市町村に於ける従来の經費負担区分改正の結果及今次地方費支弁職員の給与改善の措置其の他に基因する財政需要の変化の情況に鑑み道府県分を多少増率の必要を認めたる所以なること。

(三) 大都市、都市及町村間の配付税分割基準の改正は三者間に於ける財源偏在の傾向に対処すると共に配付税の分配に付一層合理的調整を図らんとする所以なること。

(四) 各団体に対する配付税分与基準に於ける割増人口の改正は時局に伴う共通的經費の増嵩乃至人口少数なる団体

の財政運営比較的困難なる状況に鑑み配付税の分与を一層適正ならしむる為此の方法に依るを適當と認めたる所以なること。

\* 出典 「自治研究」第二卷第七・八号所収